

# 国立公園の利用及び管理に関する調査

## 結果報告書

令和2年1月

近畿管区行政評価局

## 前 書 き

我が国の国立公園は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ること等を目的として、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地について、環境大臣により、現在 34 か所が指定されている。

国立公園については、平成 28 年 3 月、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：内閣総理大臣）で決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、世界水準のナショナルパークとすることが定められ、環境省においても、全国の国立公園の訪日外国人利用者数を 2015 年の 490 万人から 2020 年には 1,000 万人に増やすことを目標に掲げている。

また、環境省は、訪日外国人・障害者・高齢者等の誰もが利用しやすい国立公園とすることを目指し、公園施設のユニバーサルデザイン化を推進しており、平成 25 年 7 月に策定した「自然公園等施設技術指針」において、施設の種類ごとにユニバーサルデザインの配慮事項を示している。

一方、観光庁が平成 30 年度に実施した「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート」結果によると、「多言語表示の少なさ・わかりにくさ（観光案内板、地図等）」が、旅行中に困ったことの主要な要因として挙げられている。

さらに、近畿地方では、大阪・関西万博（2025 年）などの開催が予定されており、管内 3 国立公園（吉野熊野、山陰海岸及び瀬戸内海国立公園）について国内外からの利用者の一層の増加が見込まれることから、着実に各種の取組を実施することが必要である。

今回、当局では、管内 3 国立公園の代表的な利用ルート（当局が設定した総延長約 80 km）を職員が実際にたどり、公園利用者の視点に立って調査を行った。

調査に当たっての第一の視点は、様々な利用者のための情報提供が的確に行われているかどうかの視点である。例えば、公共標識は、外国人利用者のためにどの程度多言語化されているか、また誰にとっても分かりやすいものとなっているか、ビジターセンターによる情報提供機能は的確か等である。

第二の視点は、様々な利用者の誰もが安全で快適に利用しやすいように施設が維持管理されているかどうかの視点である。例えば、多機能トイレを指標としてユニバーサルデザインがどの程度導入されているか、転落防止柵など安全性を確保する上で重要な施設に破損はないか、さらには老朽化した施設が景観を阻害している状況はないか等である。

これらの視点で調査した結果について、推奨的な取組を含め、具体的な事例を基に本報告書に取りまとめた。この調査結果が、誰もが安全で利用しやすい国立公園とする上での一助となれば幸いである。

最後に、今回の調査には、実地調査の対象とした環境省近畿地方環境事務所のほか、国立公園が所在する 3 府県、6 市町にも協力していただいた。この場をお借りして感謝申し上げる。

令和 2 年 1 月

近畿管区行政評価局長

清水 正博

## 目 次

	頁
第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 利用者への情報提供	
(1) 外国人利用者のための情報提供（多言語対応）	2
(2) 利便性向上・安全確保等のための情報提供	9
2 公園施設へのユニバーサルデザインの導入状況と維持管理	
(1) ユニバーサルデザインの導入状況	14
(2) 公園施設の維持管理	17
○ 巻末資料 調査対象国立公園の概要	149

## 説明図表目次

### 第1 調査の目的等

図表なし

### 第2 調査結果

#### 1 利用者への情報提供

##### (1) 外国人利用者のための情報提供（多言語対応）

###### ア 公共標識の多言語対応

図表 1-(1)-ア-① 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定）（抜粋）	22
図表 1-(1)-ア-② 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月国土交通省観光庁）（抜粋）	23
図表 1-(1)-ア-③ 「自然公園等施設技術指針」（平成25年7月制定、平成31年3月最終改定環境省自然環境局自然環境整備課）（抜粋）	25
図表 1-(1)-ア-④ 「観光ビジョン実現プログラム2019ー世界が訪れたい日本を目指してー」（令和元年6月観光立国推進閣僚会議）（抜粋）	34
図表 1-(1)-ア-⑤ 近畿地方環境事務所が所管する国立公園及びその管理計画区	35
図表 1-(1)-ア-⑥ 調査対象ルート	36
図表 1-(1)-ア-⑦ 危険周知や安全確保に関する注意標識等の多言語対応の状況	44
図表 1-(1)-ア-⑧ 公共標識の多言語対応の状況	45
図表 1-(1)-ア-⑨ 吉野熊野国立公園吉野山管理計画区における公共標識の多言語対応の状況	47
図表 1-(1)-ア-⑩ 吉野熊野国立公園大台ヶ原山管理計画区における公共標識の多言語対応の状況	49
図表 1-(1)-ア-⑪ 吉野熊野国立公園勝浦・太地管理計画区における公共標識の多言語対応の状況	51
図表 1-(1)-ア-⑫ 吉野熊野国立公園那智山管理計画区における公共標識の多言語対応の状況	52
図表 1-(1)-ア-⑬ 山陰海岸国立公園山陰海岸全域管理計画区における公共標識の多言語対応の状況	53
図表 1-(1)-ア-⑭ 瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画区における公共標識の多言語対応の状況	54

###### イ ビジターセンターにおける多言語対応

図表 1-(1)-イ-① 自然公園法（昭和32年法律第161号）（抜粋）	55
--------------------------------------	----

図表 1-(1)-イ-②	自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）（抜粋）	55
図表 1-(1)-イ-③	「国立公園の公園計画作成要領等について」（昭和 54 年 4 月 1 日環自計 250 号）（抜粋）	55
図表 1-(1)-イ-④	「ビジターセンター情報発信強化プロジェクト取りまとめ」（平成 29 年 7 月環境省ビジターセンター情報発信強化プロジェクトチーム）（抜粋）	56
図表 1-(1)-イ-⑤	調査対象ビジターセンター	56
図表 1-(1)-イ-⑥	ビジターセンターにおける多言語による情報提供	57

## ウ 多言語表記の統一性・連続性の確保

図表 1-(1)-ウ-①	調査対象とした英語版の媒体一覧	59
図表 1-(1)-ウ-②	同一の地名・名称に用いる英語表記が異なる事例	61
図表 1-(1)-ウ-③	同一の地名・名称に用いる英語表記が異なる事例（英訳のパターンが異なることによるもの）	66
図表 1-(1)-ウ-④	同一の地名・名称に用いる英語表記が異なる事例（地名の日本語読みが異なることによるもの）	70
図表 1-(1)-ウ-⑤	瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画区における英語表記統一に関する取組状況	72
図表 1-(1)-ウ-⑥	和歌山県外国語表記ガイドライン（平成 28 年 3 月）（抜粋）	73

## (2) 利便性向上・安全確保等のための情報提供

### ア 公共標識による情報提供

図表 1-(2)-ア-①	公共標識のタイプ	74
図表 1-(2)-ア-②	老朽化、汚損等により、情報提供機能が損なわれ、その一部は景観を阻害していると考えられる事例	76
図表 1-(2)-ア-③	必要な場所に設置されていない又は配置が適切でないため、利用者の誘導に支障がある事例（設置不足）	82
図表 1-(2)-ア-④	必要な場所に設置されていない又は配置が適切でないため、利用者の誘導に支障がある事例（配置不適切）	83
図表 1-(2)-ア-⑤	同じ案内標識が乱立しており、一部の表示に誤りがある事例	85
図表 1-(2)-ア-⑥	掲載情報が古いなど表示内容が適切でないため、利用者の誤解を招くおそれがある事例（内容不適切）	86
図表 1-(2)-ア-⑦	掲載情報が古いなど表示内容が適切でないため、利用者の誤解を招くおそれがある事例（掲載情報が古い）	88

図表 1-(2)-ア-⑧	掲載情報が古いなど表示内容が適切でないため、利用者の誤解を招くおそれがある事例（QRコードリンク切れ）	89
図表 1-(2)-ア-⑨	誘導標識に全体地図を備え現在地を容易に確認できるよう工夫している事例	90
図表 1-(2)-ア-⑩	ルート上の次の公衆便所までの距離を利用者の立場に立って親切に案内している事例	91
図表 1-(2)-ア-⑪	山崩れによる通行不可区間の迂回路を公共標識及びインターネットで案内している事例	92
図表 1-(2)-ア-⑫	利用者の観点から関係者間で標識類の体系化や表示内容等の統一化を図る共通ルールを作成している事例	94
図表 1-(2)-ア-⑬	世界遺産を巡るルートに設置する公共標識のデザイン及び仕様を統一している事例	96
図表 1-(2)-ア-⑭	維持管理する自然歩道上に設置されている標識を地図上で把握している事例	97
図表 1-(2)-ア-⑮	公共標識の一覧表を作成している事例	98

## イ ビジターセンターによる情報提供

図表 1-(2)-イ-①	調査対象ビジターセンターの公園管理計画における位置付け・役割	99
図表 1-(2)-イ-②	ビジターセンター情報発信強化プロジェクトについて（概要）（平成29年7月環境省）	101
図表 1-(2)-イ-③	ウェブサイトによる事前の情報提供が適時・適切となっていない事例	102
図表 1-(2)-イ-④	調査対象ビジターセンターの利用概要	103
図表 1-(2)-イ-⑤	ビジターセンターの開館時間が観桜期に限られている事例	104

## 2 公園施設へのユニバーサルデザインの導入状況と維持管理

### (1) ユニバーサルデザインの導入状況

図表 2-(1)-①	公衆トイレにおけるユニバーサルデザインの導入状況	105
図表 2-(1)-②	車いす使用者の進入路が確保されていない事例	106
図表 2-(1)-③	車いす使用者の進入路が確保されていない事例	107
図表 2-(1)-④	公衆トイレまでの導線上に段差等の障害があり、障害者用駐車場も設置されていない事例	108
図表 2-(1)-⑤	公衆トイレまでの導線上に段差等の障害がある事例	109
図表 2-(1)-⑥	ピクトグラム等の表示が誤っていたり、読めなくなっている事例	110

図表 2-(1)-⑦	ピクトグラム等の表示が誤っていたり、読めなくなっている事例	111
図表 2-(1)-⑧	障害者用駐車場とビジターセンターの場所との間に高低差があり、円滑な移動経路に支障が生じている事例	112
図表 2-(1)-⑨	「国民公園・国立公園ユニバーサルデザインプロジェクト取りまとめ」における取組の具体的なアイデア	114
図表 2-(1)-⑩	事前提供が望ましいバリアフリー対応の情報がウェブサイトで提供されていない事例	116
図表 2-(1)-⑪	多機能トイレの機能についてウェブサイトの案内と実際の設備が相違している事例	117

## (2) 公園施設の維持管理

図表 2-(2)-①	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抜粋）	118
図表 2-(2)-②	公園施設等の巡視・点検の実施状況（平成 30 年度）	118
図表 2-(2)-③	復命書に記載されている支障事象（平成 30 年度）	120
図表 2-(2)-④	維持補修を行うに当たっての優先順位の設定	121
図表 2-(2)-⑤	パトロール報告（抜粋）	122
図表 2-(2)-⑥	立入防止柵・転落防止柵が破損したまま放置されている事例	123
図表 2-(2)-⑦	立入防止柵・転落防止柵が破損したまま放置されている事例	124
図表 2-(2)-⑧	展望施設に設置された断崖前の立入防止柵が途切れて危険な状態となっている事例	127
図表 2-(2)-⑨	石の階段に亀裂が発生し歩行に注意を要する事例	129
図表 2-(2)-⑩	歩道にボルト等が露出しており危険な事例	130
図表 2-(2)-⑪	倒木により通行に支障のある事例	131
図表 2-(2)-⑫	倒木により通行に支障のある事例	132
図表 2-(2)-⑬	ネジが突き出るなど公園施設（ベンチ）が危険な状態で放置されている事例	134
図表 2-(2)-⑭	台風で損壊した大規模遊具（ローラーライダー）が適切に維持管理されておらず景観を阻害していると考えられる事例	136
図表 2-(2)-⑮	損壊した展望台が残存し景観を阻害していると考えられる事例	137
図表 2-(2)-⑯	ベンチやテーブルが破損したまま放置され、景観を阻害していると考えられる事例	139
図表 2-(2)-⑰	倒木が覆い被さっておりベンチが使用できない事例	141
図表 2-(2)-⑱	雑草が繁茂し、歩道の通行に支障を来している事例	142
図表 2-(2)-⑲	故障中のトイレの洗面台が長期間にわたって修理されていない事例	144
図表 2-(2)-⑳	トイレの案内がなく、管理も不十分な事例	145
図表 2-(2)-㉑	バリアフリー対応施設（身障者用トイレ）の管理が不十分な事例	146

図表 2-(2)-㉔ 自家発電機能の充実を図っているビジターセンターの事例・・・ 147

図表 2-(2)-㉕ ビジターセンターが津波災害時の避難場所とされている事例・・・ 148

## ○ 巻末資料 調査対象国立公園の概要

別表①	主な公園区域の変更（吉野熊野国立公園）	154
別表②	吉野熊野国立公園の区域図	154
別表③	管理計画区の再編予定（吉野熊野国立公園）	155
別表④	吉野熊野国立公園和歌山県地域連絡協議会設置要綱（抜粋）	156
別表⑤	吉野熊野国立公園（和歌山県地域）管理運営計画作成スケジュール	157
別表⑥	吉野熊野国立公園利用者数の推移	158
別表⑦	主な公園区域の変更（山陰海岸国立公園）	158
別表⑧	山陰海岸国立公園の区域図	158
別表⑨	山陰海岸国立公園連絡協議会設置要綱（抜粋）	159
別表⑩	山陰海岸国立公園管理運営計画作成スケジュール	160
別表⑪	山陰海岸国立公園利用者数の推移	161
別表⑫	瀬戸内海国立公園の区域図	161
別表⑬	国立公園の公園計画作成要領（抜粋）	162
別表⑭	国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会設置要綱（抜粋）	163
別表⑮	瀬戸内海国立公園（六甲地域）管理運営計画作成スケジュール	164
別表⑯	瀬戸内海国立公園利用者数の推移	164
別表⑰	国立公園満喫プロジェクト展開事業の取組例（吉野熊野国立公園（和歌山県地域））	165
別表⑱	国立公園満喫プロジェクト展開事業の取組例（瀬戸内海国立公園六甲地域）	167



## 第1 調査の目的等

### 1 目的

この調査は、国立公園について、訪日外国人・障害者・高齢者等の誰もが安全で利用しやすいものとするとともに、関係者の協働による計画的・効果的な管理運営を推進し、我が国の更なる価値を生み出す観点から、利用者の利便性向上と安全確保、公園施設の整備・維持管理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

環境省近畿地方環境事務所

#### (2) 関連調査等対象機関

##### ア 県 (3)

兵庫県、奈良県、和歌山県

##### イ 市町 (6)

(兵庫県) 神戸市、豊岡市

(奈良県) 吉野町

(和歌山県) 新宮市、那智勝浦町、太地町

### 3 担当部局

近畿管区行政評価局

### 4 調査実施機関

令和元年5月～2年1月

## 第2 調査結果

### 1 利用者への情報提供

#### (1) 外国人利用者のための情報提供（多言語対応）

通 知	説明図表番号
<p><b>ア 公共標識の多言語対応</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>〔観光庁が策定する共通ガイドライン〕</b></p> <p>外国人利用者のための多言語対応に関しては、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成 25 年 6 月観光立国推進閣僚会議）において、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等について外国人目線に立った多言語対応の改善・強化を図るとの方針が示され、観光庁は、これを受けた共通ガイドラインとして、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月国土交通省観光庁。以下「観光庁多言語対応ガイドライン」という。）を策定し、①「英語併記を行うことを基本とする」、②多言語対応を行う時期について、「禁止・注意を促す内容については速やかに、また、名称・案内・誘導・位置を示す内容や、展示物等の理解のために文章で解説を行うものについては、できる限り早期に、多言語対応等の措置を講ずることが望ましい」、③「ピクトグラムで十分必要な情報を伝えることができる場合は、ピクトグラムの使用が有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない」等としている。</p> <p><b>〔環境省が策定する自然公園等施設技術指針〕</b></p> <p>環境省は、「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月策定、31 年 3 月改定、環境省自然環境局自然環境整備課。以下「技術指針」という。）を策定し、公共標識に関する基本方針として、「自然公園等は利用者、利用形態及び利用手段が多様であることから、訪日外国人の利用を想定した多言語対応を含むユニバーサルデザインに配慮した整備を原則とする。」とし、また、「多言語表記にあたって、観光庁多言語対応ガイドラインに準拠し日本語＋英語を基本とし、必要に応じその他の言語を表記する。」「多言語対応を行う場合、自然公園内に設ける公共標識の多言語表記は必要不可欠であるが、周辺地域の主要交通拠点から自然公園に至る経路の道路標識や案内標識及び主要な案内所やビジターセンターを含む自然公園内外の多言語対応を行うことが本来の目的である。このことから、地元自治体や道路管理者等と</p>	<p>図表 1-(1)-ア-①</p> <p>図表 1-(1)-ア-②</p> <p>図表 1-(1)-ア-③</p>

の事前調整を行い、計画・設計することが必要となる。」としている。

#### 〔観光ビジョン実現プログラム〕

「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議策定。以下「観光ビジョン」という。）の行動計画として策定された「観光ビジョン実現プログラム 2019ー世界が訪れたい日本を目指してー」（令和元年 6 月観光立国推進閣僚会議）では、「外国人観光客が文化財、国立公園を本当の意味で楽しめるよう、歴史的背景などが外国人観光客に伝わる多言語解説を行うこととし、令和 2 年までに、観光資源としての価値が高い世界文化遺産 18 地域、国立公園 34 公園を含む 100 地域以上の多言語解説を抜本的に改善する。」ことを掲げている。

図表 1-(1)-ア-④

#### 【調査の結果】

今回、環境省近畿地方環境事務所（以下「近畿地方環境事務所」という。）が所管する 3 国立公園（吉野熊野国立公園、山陰海岸国立公園並びに瀬戸内海国立公園の西播地域、六甲地域、淡路地域及び和歌山県地域）の 14 管理計画区のうち 6 管理計画区（吉野熊野国立公園吉野山管理計画区、同大台ヶ原山管理計画区、同勝浦・太地管理計画区及び同那智山管理計画区、山陰海岸国立公園山陰海岸全域管理計画区（当局管内）並びに瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画区、以下「調査対象とした 6 管理計画区」という。）を対象に、その地域における代表的な利用ルート（総延長約 80km）とルート上の利用拠点（以下「調査対象ルート」という。）において現認した公共標識のうち、誘導標識、案内図標識（総合案内図標識を含む。以下同じ。）、解説標識及び危険周知・安全確保のための注意標識（臨時に紙をラミネート加工して作成されたものなど簡易な構造によるものを含む。）計 637 基の全てについて、英語併記の状況、また、英語併記されていない場合はピクトグラムで必要な情報が十分伝えられているか（以下「英語併記等」という。）を調査した結果は、以下のとおりであった。

図表 1-(1)-ア-⑤

図表 1-(1)-ア-⑥

#### （ア）危険周知・安全確保のための注意標識及び案内図標識

落石注意や熊の出没情報など外国人利用者にとっても提供すべき優先性が高い危険周知・安全確保のための情報は、主に注意標識や案内図標識で提供されている。また、これらの情報は、臨時・随時に提供する必要も生じることから、その一部は紙をラミ

ネット加工して作成されたものなど簡易な構造によるもので提供される場合もみられる。

上記の 637 基のうち、簡易な構造によるものを含め、危険周知・安全確保のための注意標識及び危険周知・安全確保事項が記載された案内図標識は 75 基あり、このうち英語併記等されていたものは 36 基 (48.0%) (注) となっていた。また、英語併記にピクトグラムを加え、より分かりやすく表記されたものは 12 基 (16.0%) となっていた。

なお、英語併記等されていない注意標識には、熊の出没を知らせるものや、登山道の水没を知らせるものがみられた。

(注) 36 基のうちピクトグラムのみ表記は 2 基で、いずれもピクトグラムで必要な情報を伝えていると考えられる。

#### (イ) 誘導標識、案内図標識及び解説標識

上記の 637 基のうち、利便性や安全性を確保するための誘導標識、案内図標識及び自然や歴史的背景等の理解を深めることに役立つ解説標識は計 569 基あり、このうち英語併記等されていたものは 271 基 (47.6%) (注) となっていた (このうち、環境省が設置した 112 基について、英語併記等されていたものは 60 基 (53.6%) であった。)

(注) 271 基のうちピクトグラムのみ表記は 3 基で、いずれもピクトグラムで必要な情報を伝えていると考えられる。

また、公共標識の種類別にみると、誘導標識については 293 基のうち英語併記等されたものが 156 基 (53.2%)、案内図標識については 131 基のうち英語併記等されたものが 84 基 (64.1%)、解説標識については、145 基のうち 31 基 (21.4%) となっていた。

#### (ウ) 多言語対応に向けた取組状況

調査対象とした 6 管理計画区における公共標識の多言語対応に向けた取組状況を調査したところ、環境省が設置した公共標識について、近畿地方環境事務所は、新設や更新時には原則として、多言語対応を図ることとしているが、ロードマップを作成するなど優先順位の具体的な検討は行っていないとしている。

一方、瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画区では、平成 25 年度の神戸市による「六甲・摩耶活性化プロジェクト」を皮切りに、

図表 1-(1)-ア-⑦

図表 1-(1)-ア-⑧

図表 1-(1)-ア-⑨～⑬

<p>近畿地方環境事務所、地方公共団体、民間団体等が連携した「六甲山土地利活用プロジェクトチーム」、「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」、「六甲山再生委員会」などの地域における連絡協議会等による訪日外国人誘致を含む六甲地域の活性化、観光再生を目的とした各種の取組が進められており、この一環として、公共標識の多言語対応に関しては、整備するルートの優先性を考慮した上で、主要駅から目的地まで統一性、連続性のある多言語対応の標識を順次、計画的に整備している例がみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-⑭</p>
<p><b>イ ビジターセンターにおける多言語対応</b> <b>【制度の概要等】</b></p>	
<p>ビジターセンターは、主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設であり、技術指針では、多言語対応を行う範囲について、「入口の</p>	<p>図表 1-(1)-イ-①～③</p>
<p>館銘板、掲示板、案内サイン、内部にある案内カウンター、展示室、レクチャールーム、休憩室、展望室、図書室、工作室、その他スペースに設けられる利用者のための施設」とし、「日本語と英語を基本として、英語を使う外国人が日本人と同じように施設を利用できるように整備する。」こととしている。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-③ (再掲)</p>
<p>また、環境省は、同省直轄のビジターセンターを対象とした情報発信強化の取組として、平成 29 年 7 月に「ビジターセンター情報発信強化プロジェクト」を取りまとめ、その中で、「英語等の通訳ソフトをインストールした情報端末の導入も検討する。」としている。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-④</p>
<p><b>【調査の結果】</b></p>	
<p>今回、調査対象とした 6 管理計画区には、環境省直轄のビジターセンター 3 施設（大台ヶ原ビジターセンター、宇久井ビジターセンター及び竹野スノーケルセンター）及び地方公共団体が設置し、国立公園管理計画において自然解説に関する役割等が定められているビジターセンター 2 施設（吉野山ビジターセンター及び六甲山ビジターセンター）（以下「調査対象ビジターセンター」という。）があるが、これらの館内の多言語対応の状況について調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑤</p>
<p>① 館内展示については、竹野スノーケルセンターでは対応されてい</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑥</p>

るが、残る4施設ではほとんど未対応である。また、館銘板についても、宇久井ビジターセンター、竹野スノーケルセンター及び六甲山ビジターセンターでは対応されているが、2施設では未対応である。

- ② 環境省直轄のビジターセンター3施設には、通訳ソフトがインストールされたタブレット（以下「通訳用タブレット」という。）が配置されているが、i) 使用する機会がないとして充電していない（宇久井ビジターセンター）、ii) 受付のスタッフが格納場所を承知していない（竹野スノーケルセンター）など直ちに使用できない。

また、近畿地方環境事務所は、直轄2施設の館内展示等の多言語対応に関して、大台ヶ原ビジターセンターについては、令和2年度以降に計画している改修に併せて実施する予定であるが、宇久井ビジターセンターについては具体的な計画には至っていないとしている。

#### ウ 多言語表記の統一性・連続性の確保

##### 【制度の概要】

公共標識等の多言語表記の統一性・連続性に関して、観光庁は、観光庁多言語対応ガイドラインにおいて、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等を対象として、多言語表記の不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者が迷うことがないように、「地域の関係者が連携して、共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが望ましい。」とし、英語・中国語（簡体字）・韓国語の3言語による434の用語・文例の対訳語一覧を示している。

また、環境省は、技術指針において、自然公園に関する706の用語・文例について、英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語の4言語の対訳語一覧「多言語表記対訳語集」（平成31年3月改訂）を示している。

##### 【調査の結果】

今回、調査対象ルートに設置された公共標識及び最寄駅・観光案内所・ビジターセンター等に配置されていた観光案内パンフレット等（作成者は環境省本省、近畿地方環境事務所、県、市町村、観光協会等）に記載されている169の地名・名称について、多言語表記の基本とされる英語表記を比較したところ、62の地名・名称が不統一となっ

図表 1-(1)-ア-②  
(再掲)

図表 1-(1)-ウ-①

図表 1-(1)-ウ-②

ている状況がみられた。

例) 後醍醐天皇陵 → Godaigotennou tomb  
(吉野熊野国立公園  
吉野山管理計画区) (奈良県の案内図標識)  
Emperor Godaigo's Tomb  
(吉野町の案内図標識)  
Emperor Go-Daigo Mausoleum  
(吉野町のパンフレット)  
Tomb of Emperor Go-daigo  
(吉野山交通・環境対策協議会のパンフレット)

なお、不統一となっているもののうち、次例の「はさかり岩」のように、「岩」を含めた「はさかり岩」全体が不可分の固有名詞と認識される場合、「Rock」を付記するか、「iwa」を「Rock」に置換するか、「Rock」を使用しないかで表記が異なるパターンのもものが 33 事例みられた（観光庁多言語対応ガイドラインが示す方法は付記）。

例) はさかり岩 → Hasakari-iwa Rock (付記)  
(山陰海岸国立公園  
山陰海岸全域管理  
計画区) Hasakari Rock (置換)  
Hasakari-iwa (ローマ字表記のみ)

また、不統一となっているもののうち、次例のように、固有名詞の日本語の読みが「まさき」、「しょうき」と異なっていることに起因するものが 4 事例みられた。

例) 正木峠 → Masaki Pass  
(吉野熊野国立公園  
大台ヶ原山管理計  
画区) Shoki Pass

一方、地域において共通で使用する固有名詞の表記を統一しようとする取組として、以下の取組がみられた。

① 瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画区に設置される国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会は、平成 31 年 3 月に「六甲トレイル満喫プラン」を策定しており、この中で、当該地域の 176 の地名、施設等について 3 か国語（英・中・韓）の表記例を掲載した多言語表記一覧表を作成している。

② 和歌山県は、観光庁多言語対応ガイドラインを踏まえ、平成 28 年 3 月に「和歌山県多言語表記ガイドライン」を策定し、431 の共

図表 1-(1)-ウ-③

図表 1-(1)-ウ-④

図表 1-(1)-ウ-⑤

図表 1-(1)-ウ-⑥

通単語・文例及び 884 の県内観光地名称について対訳辞書を整備し、県及び県内市町村、観光関係事業者及び公共交通機関等の関係者に示している。

#### 【所見】

したがって、近畿地方環境事務所は、管内国立公園における外国人利用者のための情報提供について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省が設置した公共標識について、優先順位を検討し、計画的に多言語対応を図ること。特に危険周知・安全確保のための注意標識等については、臨時に設置する簡易な構造によるものを含め、速やかに対応すること。

また、同省直轄のビジターセンターの館内展示について、観光ビジョンの趣旨を踏まえ、順次多言語対応するとともに、既に配置された通訳用タブレットについては、使用方法等を職員が習熟するなど常時使用できるよう対応しておくこと。

- ② 環境省以外が設置した公共標識に関する多言語対応について、各管理計画区の特徴や取組の進捗状況を踏まえ、地域における連絡協議会等を活用し、例えば、地域全体として多言語対応を図るべき公共標識やルートの優先順位を協議するなどの取組を紹介し、多言語対応が地域単位で統一的、計画的に推進されるよう、関係機関に助言すること。特に、危険周知・安全確保のための注意標識等については、臨時に設置する簡易な構造によるものを含め、速やかに対応するよう促すこと。

また、環境省以外が設置したビジターセンターの館内展示に関する多言語対応について、観光ビジョンの趣旨を踏まえ、関係機関に助言すること。

- ③ 多言語対応に当たっては、多言語表記の統一性・連続性が確保されるよう、各管理計画区の特徴や取組の進捗状況を踏まえ、地域における連絡協議会等を活用し、例えば、地域全体として多言語表記一覧表を作成する等の取組を紹介するなど関係機関に助言すること。



## (2) 利便性向上・安全確保等のための情報提供

通 知	説明図表番号
<p><b>ア 公共標識による情報提供</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>環境省は、公共標識の重要性について、技術指針において、「位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、国立公園における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、多様な利用者の特性に配慮した誰にでもわかりやすい施設を適切に整備することが重要である。」としている。</p> <p>また、公共標識に関する基本方針について、「利用者に自然公園への誘導、目的施設への誘導、公園区域の明示や周知、景観資源や地名等の利用情報の提供、施設や自然等の解説、事故防止や環境保護の喚起及び注意・利用規制等情報を伝達する施設として整備する。」こと、「公共標識は、優れた自然環境の中に設置される施設であることから、整備に当たっては、設置場所の自然環境や景観が損なわれることのないよう配慮する。」としている。</p> <p>さらに、公共標識の計画・設計に際しての基本的配慮事項について、「利用者に提供すべき情報が適切に伝達されるよう、配置計画や設置場所を検討する。」「標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、形態や設置には十分な景観的配慮が必要である。」「公共標識による情報伝達の限界及び自然公園施設に求められる景観配慮の観点を踏まえ、パンフレット等の媒体との役割分担や連携及び複数の設置者による標識を含めた同種・類似の公共標識の集約等により記載内容の合理化を行い、必要最小限の規模で有効な情報提供の実現を図る。」「自然環境の影響を受けやすいことから、耐久性に配慮した形状、構造及び材料とし、各標識は景観を阻害することがないように設置者において適切に維持管理を行うことが必要である。」としている。</p> <p><b>【調査の結果】</b></p> <p>今回、調査対象ルートにおいて、公共標識による情報提供の状況について調査したところ、老朽化、汚損等により情報提供機能が損なわれているもの、また、その一部が景観を阻害していると考えられるものを始め、以下の事例がみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-③ (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-ア-①</p>

<p>① 老朽化、汚損等により、情報提供機能が損なわれているもの (22 事例)、また、このうち景観を阻害していると考えられるもの (20 事例)</p> <p>② 必要な場所に設置されていない又は配置が適切でないため、利用者の誘導に支障があるもの (3 事例)</p> <p>③ 同じ案内標識が乱立しており、一部の表示に誤りがあるもの (1 事例)</p> <p>④ 掲載情報が古いなど表示内容が適切でないため、利用者の誤解を招くおそれがあるもの (20 事例)</p>	<p>図表 1-(2)-ア-②</p> <p>図表 1-(2)-ア-③、④</p> <p>図表 1-(2)-ア-⑤</p> <p>図表 1-(2)-ア-⑥～⑧</p>
<p>一方、利用者の視点に立ち、当該地域へ初めて訪れる利用者でも快適に公園利用ができるよう丁寧に情報提供されている次のような事例がみられた。</p> <p>① 誘導標識に全体地図を備え現在地を容易に確認できるよう工夫しているもの</p> <p>② ルート上の次の公衆トイレまでの距離を利用者の立場に立って親切に案内しているもの</p> <p>③ 山崩れによる通行不可区間の迂回路を公共標識及びインターネットで案内しているもの</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑨</p> <p>図表 1-(2)-ア-⑩</p> <p>図表 1-(2)-ア-⑪</p>
<p>また、調査対象とした 6 管理計画区において公共標識を設置している近畿地方環境事務所及び地方公共団体 9 団体 (奈良県、吉野町、和歌山県、新宮市、那智勝浦町、太地町、兵庫県、豊岡市及び神戸市、以下「調査対象地方公共団体」という。) を対象に、公共標識の整備方針等を調査したところ、以下の取組例がみられた (公共標識を含む公園施設の巡視・点検の実施状況は 2 (2) に記載)。</p> <p>(ア) 整備方針</p> <p>① 瀬戸内海国立公園六甲地域において、国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会 (事務局：近畿地方環境事務所及び兵庫県、委員参加：神戸市等) が「六甲トレイル満喫プラン」を策定し、この中で六甲山上の公共標識について共通ルールを策定</p> <p>② 吉野熊野国立公園において、和歌山県が、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機として、県内の熊野古道に設置する公共標識について、県が管理する国立公園区域も含め、世界遺産を巡るルートとしてデザイン及び仕様を統一</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑫</p> <p>図表 1-(2)-ア-⑬</p>

<p>(イ) 台帳の整備状況</p> <p>① 兵庫県は、近畿自然歩道を対象に、公共標識を含む歩道上の施設について、施設ごとに悉皆で近畿自然歩道台帳を整備。施設固有のポイント番号を付し、これを地図上にマーキングすることにより、外部から問い合わせがあった場合、施設の所在地等を速やかに特定することが可能となっている。</p> <p>② 吉野町は、吉野山に設置している公共標識について、台帳（電子版）を整備。併せて一覧リストを作成、リスト上をクリックすることで公共標識の写真にリンクし、当該標識の関連情報を速やかに確認できるようになっている。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑭</p> <p>図表 1-(2)-ア-⑮</p>
<p><b>イ ビジターセンターによる情報提供</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>環境省は、ビジターセンターの機能について、技術指針において、「自然公園の利用のための案内・情報提供、自然公園の仕組みや自然や人文についての解説、自然とのふれあい体験の支援・誘導、休憩、便益の各機能を備えることを基本とする。」としている。</p> <p>また、「ビジターセンター情報発信強化プロジェクト」により、国立公園やビジターセンターに関する情報を事前により分かりやすく提供する等としている。</p> <p><b>【調査の結果】</b></p> <p>今回、調査対象ビジターセンターによる情報提供の状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 環境省が情報発信強化の取組方針を示している直轄ビジターセンター3施設について、ウェブサイトによる事前の情報提供状況をみると、宇久井ビジターセンター及び竹野スノーケルセンターは、センター固有のウェブサイトを開設し、イベント情報や周辺自然環境についての情報を提供し、随時内容の更新も行われている。また、これらのウェブサイトは、環境省のウェブサイトからのリンクが設定されている。</p> <p>一方、大台ヶ原ビジターセンターは、センター固有のウェブサイトが開設されていない。また、環境省のウェブサイトからは近畿地方環境事務所が開設する「吉野熊野国立公園大台ヶ原」のウェブサイトへのリンクが設定されているが、当該ウェブサイトには、大台ヶ原の最新の情報提供がなく、令和元年10月末時点において、平成</p>	<p>図表 1-(1)-ア-③ (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-イ-①</p> <p>図表 1-(2)-イ-②</p> <p>図表 1-(1)-イ-①、② (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-イ-③</p>

<p>26 年度のイベント情報や平成 27 年度の開山期間情報が掲載されたままになっているなど適時・適切な情報提供となっていない。</p> <p>② 吉野町が設置する吉野山ビジターセンターは、開館期間が観桜期の約 1 か月間に限られ、また、展示内容については、昭和 53 年の開館以降ほとんど見直されていない。</p> <p>上記の状況について、ビジターセンターを設置する吉野町では、次のとおり説明している。</p> <p>「吉野山ビジターセンターは、昭和 53 年に奈良県が国立公園事業として国の補助を受けて整備し、平成 21 年 10 月 30 日、県から吉野町に承継された施設である。平成 25 年度からは、指定管理者制度により、指定管理者が管理を代行している。</p> <p>町では、吉野地域において、ビジターセンターの機能を有する施設を何らかの形で確保したいと考えているところであるが、当該の吉野山ビジターセンターについては、開館すれば、人件費を始めとして相応の管理費用を要する一方で、利用者が減少し、かつ観桜期に集中していることから、開館期間を主に観桜期に限っているのが実情である（平成 28 年度以降、平成 28 年の秋季に一部開館した例がある。）。</p> <p>また、令和元年度末で指定管理者制度による現行の協定期間が終了し、令和元年 10 月 31 日をもって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）により財産処分の制限を受ける期間も終了したことから（敷地の所有者は吉野町）、①今後も指定管理者制度により、ビジターセンターとして公園事業を継続するか、②例えば、他の施設にビジターセンターの機能を移行することとし、当該施設では年度末をもってビジターセンターとしての公園事業を廃止するかなど、抜本的な検討を始めたいと考えているところである。」</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、近畿地方環境事務所は、管内国立公園内における利便性向上・安全確保のための情報提供について、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省が設置した公共標識について、その状況を把握し、情報提供機能が損なわれているなど不備があるものについて是正すること。</p> <p>特に、老朽化、汚損等により、景観を阻害しているものについて</p>	<p>図表 1-(2)-イ-④</p> <p>図表 1-(2)-イ-⑤</p>
--	---

は、設置場所に応じた情報提供の必要性・有用性を検討し、再整備や撤去など速やかに対応すること。

- ② 環境省以外が設置した公共標識については、地域における連絡協議会等を活用し、情報提供機能が損なわれているなど不備があるものについて是正されるよう、また、効果的な取組事例を紹介し、利用者への適切な情報提供に活用されるよう関係機関に助言すること。

特に、老朽化、汚損等により、景観を阻害しているものについては、設置場所に応じた情報提供の必要性・有用性を検討し、再整備や撤去など速やかに対応するよう促すこと。

- ③ 環境省直轄ビジターセンターにおけるウェブサイトによる事前の情報提供について、情報が適時・適切に更新されているかなど利用者の視点から点検し、その利便性の向上を図ること。

また、吉野山ビジターセンターについては、吉野町における抜本的な検討に当たり技術指針を踏まえ助言すること。

## 2 公園施設へのユニバーサルデザインの導入状況と維持管理

### (1) ユニバーサルデザインの導入状況

通 知	説明図表番号
<p>環境省は、技術指針において、ユニバーサルデザインとは、「バリアを除去することを主旨とするバリアフリーの概念に代わって提唱された、“改造を施したり特別なデザインとすることなく、最大限可能な限り全ての人々に利用しやすい製品や環境をデザインする”考え方」とし、自然公園においては、「“優れた自然景観の魅力を利用者の誰もが楽しめるようにすること”がねらいとなる。地形条件等の制約の中でこれを実現するに当たっては、利用施設の整備改善に加え、補助器具の貸し出し、介助サポート、適切な情報提供などソフト面での補完を重視し、総合的なユニバーサルデザインシステムとして対応することが必要である。」としている。</p> <p>また、「国民公園・国立公園のユニバーサルデザインプロジェクト取りまとめ」（平成 27 年 6 月環境省国民公園・国立公園ユニバーサルデザインプロジェクトチーム 以下「UD取りまとめ」という。）において、「高齢者、障がい者、ベビーカー利用者、外国人など、あらゆる人が快適に国立公園等で過ごすことができるようなアイデア（ユニバーサルデザイン）をハード面、ソフト面、短期的取組・中長期的取組に分けてそれぞれ取りまとめ、今後の運営に生かす。」としている。</p> <p><b>【調査の結果】</b></p> <p>今回、公園施設へのユニバーサルデザインの導入状況について、調査対象ルートに設置されている公衆トイレなどの公園施設やウェブサイトによる情報の提供状況を調査した結果は、以下のとおりであった。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-③ (再掲)</p>
<p>① 公衆トイレにおけるユニバーサルデザインの導入状況</p> <p>環境省は、公衆トイレについて、技術指針において、「公園利用者の生活のために必要な施設であると同時に、自然保護の観点からも野外での排泄を抑止する意味で重要であることから、駐車場等の行動起点において、誰もが利用できる多機能便房を設けた便所を認識しやすい位置に設置する。また、24 時間開放の施設にあっては、常に清潔を保つために十分な管理が必要となる。」としており、分かりやすい案内表示などの具体的な配慮事項を示している。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-③ (再掲)</p>

<p>現認した全ての公衆トイレ 33 箇所について、①多機能便房が設置されているか、②入口の有効幅が 80 cm 確保されているか、③手すりが設置されているかの観点からみると、これら全てを満たしているものは 27 箇所 (81.8%) であった。</p> <p>このほか、公衆トイレまでのアクセスやピクトグラム等の表示状況をみると、以下の事例がみられた。</p> <p>i) 車いす使用者の進入路が確保されていないもの (2 事例)</p> <p>ii) 公衆トイレまでの導線上に段差等の障害があるもの (2 事例)</p> <p>iii) 障害者用駐車場等が確保されていないもの (7 事例)</p> <p>iv) ピクトグラム等の表示が誤っていたり、読めなくなっているもの (2 事例)。</p>	<p>図表 2-(1)-①</p> <p>図表 2-(1)-②、③</p> <p>図表 2-(1)-④、⑤</p> <p>図表 2-(1)-④ (再掲)</p> <p>図表 2-(1)-⑥、⑦</p>
<p>② ビジターセンターにおけるユニバーサルデザインの導入状況</p> <p>環境省は、ビジターセンターについて、技術指針において、「可能な限り全ての利用者が快適に利用できるよう施設を整備する。駐車場からのアクセスを含めて円滑な移動経路を確保する。」としている。</p> <p>調査対象ビジターセンター5 施設について、駐車場からのアクセス等を調査したところ、障害者用駐車場とビジターセンターの場所との間に高低差があり、円滑な移動経路に支障が生じているものがみられた (1 事例)。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-③ (再掲)</p> <p>図表 2-(1)-⑧</p>
<p>③ ユニバーサルデザインに関するウェブサイトによる情報の提供</p> <p>環境省は、ユニバーサルデザインに関する情報の事前提供について、UD 取りまとめにおける具体的なアイデアとして、「国立公園のホームページ上に、ユニバーサルデザインに関する情報を記載する。(多目的トイレ、障害者用駐車場、貸出用車いすの有無等)」、「障害者用駐車場から利用拠点までの距離や路面の舗装、勾配、段差の有無等を国立公園のホームページ上に記載する。」ことなどを示している。</p> <p>また、国立公園のウェブサイトには、国立公園ごとに、「ユニバーサルデザイン対応状況」を掲載しており、障害者用駐車場や多目的トイレなどが設置されていることをピクトグラムで表示している。</p> <p>調査対象ルートに設置される公園施設のユニバーサルデザインに関する情報について、ウェブサイトによる提供状況を調査した</p>	<p>図表 2-(1)-⑨</p>

<p>ところ、次の事例がみられた。</p> <p>i) 事前提供が望ましいバリアフリー対応の情報がウェブサイト で提供されていないもの (1 事例)</p> <p>ii) 多機能トイレの機能についてウェブサイトの案内と実際の設 備が相違しているもの (1 事例)</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、近畿地方環境事務所は、高齢者、障害者など多様な利 用者が快適に国立公園を利用できるよう、次の措置を講ずる必要が ある。</p> <p>① 環境省が設置した公園施設やウェブサイトについて、技術指針 等に基づくユニバーサルデザイン化への適合状況を改めて点検 し、不適合箇所がみられた場合には、速やかに改善すること。</p> <p>② 地方公共団体が設置した公園施設については、地域における連 絡協議会等を活用し、技術指針への適合について協力を求めると ともに必要な助言を行うこと。</p>	<p>図表 2-(1)-⑩</p> <p>図表 2-(1)-⑪</p>
--	-------------------------------------



(2) 公園施設の維持管理

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>〔公園施設の維持管理〕</b></p> <p>国立公園に関する公園事業は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項により原則として国が執行することとされ、同条第 2 項により地方公共団体等が環境大臣に協議して、同条第 3 項により国及び地方公共団体以外の者が環境大臣の認可を受けて、それぞれ公園事業の一部を執行できるとされている。</p> <p>これらの規定に基づき、国立公園の公園施設は、国のほか地方公共団体等が主体となって設置されており、その維持管理については、事業執行者（施設所有者）又は施設管理者において行われる。</p> <p><b>〔技術指針に示される巡視・点検の方法〕</b></p> <p>環境省は、直轄する公園施設の巡視・点検について、技術指針において、「施設の種類や設置目的によって管理目標若しくは巡視・点検回数を設定し、事故や自然環境の破壊を未然に防止する必要がある。」としている。</p> <p>また、巡視について、「国立公園の管理にとって重要な業務であり、思いつきや形式的ではなくコースやポイントを指定し、確実にかつ計画的に実施する必要がある。」としており、巡視終了後は、「結果を巡視日誌等に記載する。緊急を要する事項については速やかに公園管理者や施設管理者に報告（連絡）するとともに、巡視日誌等に記載する。」としている。</p> <p>さらに、点検の実施に当たっては、「点検者は、あらかじめ、巡視者との打ち合わせを行い、点検ルート及び点検ポイントを示した点検野帳を作成し、全ての直轄施設を確実に点検する。」としている。</p> <p><b>【調査の結果】</b></p> <p>今回、公園施設の維持管理の実施状況について調査した結果は、次のとおりであった。</p> <p>ア 巡視・点検の実施状況</p> <p>（ア）近畿地方環境事務所</p> <p>① 実施体制</p> <p>近畿地方環境事務所では、公園施設の巡視・点検について</p>	<p>図表 2-(2)-①</p> <p>図表 1-(1)-ア-③ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-②</p>

<p>は、自然保護官事務所に配置されている首席自然保護官、自然保護官又はアクティブレングャーのうち、おおむね1人又は2人で実施している。</p> <p>② 実施方法</p> <p>近畿地方環境事務所は、巡視・点検の実施方法について、平時に巡視・点検のみを目的として現地に出向くことは少なく、許認可等他の業務のために現地に出向く機会に併せて施設等の状況を点検することが専らであり、点検コースや点検ポイントを指定するなど技術指針が示す計画的な巡視・点検は実施していないとしている。</p> <p>技術指針が示す計画的な巡回・点検を実施していない理由について、同事務所は、i) 許認可業務など他の業務が多忙であり、施設の巡視・点検までに十分な人員を割り当てられない、ii) 巡視・点検を入念に実施し施設等の不具合を発見しても、予算が不足していることから、修繕等工事を十分に実施できないためと説明している。</p> <p>③ 巡視・点検結果の記録</p> <p>近畿地方環境事務所は、巡視・点検の記録について、技術指針で定められている巡視日誌や巡視により把握した不具合に対する措置状況を一覧できる点検野帳を使用しておらず、復命書を使用し、これに巡視・点検結果を記録することとしている。</p> <p>復命書の記載内容をみると、例えば、「風倒木が多くみられたため、当日参加者が通行しやすいように風倒木処理等のルート整備を行った。」(熊野事務所10月5日)など、支障事象について即時に処置が実施された場合はその対応状況が記録されているが、その後の対応を要する場合について、「歩道の一部(光滝付近から崩落地間)においては滑りやすく、対策が必要との意見が出た。」(吉野事務所4月18日)などの記録にとどまり、その後の処置状況について直ちに確認できるものとなっていない。</p> <p>④ 巡視・点検の実施日数</p> <p>調査対象6管理計画区について、自然保護官事務所が作成した復命書によると、平成30年度に実施した巡視・点検日数は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊野自然保護官事務所 19日</li> </ul>	<p>図表 2-(2)-③</p> <p>図表 2-(2)-② (再掲)</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉野自然保護官事務所 67 日</li> <li>・ 竹野自然保護官事務所 22 日</li> <li>・ 神戸自然保護官事務所 3 日</li> </ul> <p>(注) 巡視・点検を主目的としたもの以外も含む。近畿地方環境事務所は、神戸自然保護官事務所の巡視・点検日数が少ないことについて、管理する施設数が非常に少ないためとしている。</p> <p>(イ) 地方公共団体</p> <p>調査対象地方公共団体（9 団体）における公園施設の巡視・点検の実施状況をみると、i) 職員による定期的な巡視・点検を実施しているもの 2 団体（奈良県、神戸市）、ii) 委託等により定期的な巡視・点検を実施しているもの 4 団体（和歌山県、新宮市、太地町及び豊岡市）、iii) 利用者等からの連絡により状況把握を行っているが、定期的な巡視・点検は実施していないものは 3 団体（吉野町、兵庫県及び那智勝浦町）となっていた。</p> <p>特に職員による定期的な巡視・点検を実施している神戸市では、次のような取組がみられた。</p> <p>○ 神戸市における巡視・点検の概要</p> <p>神戸市は、森林整備事務所の機動班 7 人で六甲山系のハイキングコースを定期的に巡視・点検するとともに、施設等の維持補修を行っている（なお、今後は、維持補修を行うに当たり、あらかじめルート毎に設定した優先順位を考慮して実施する予定としている。）。</p> <p>主要なハイキングコースである全山縦走路は年 1 回、その他のコースは 3 年に 1 回程度巡視・点検を実施することを基本とし、平成 30 年度は合計 84 日実施している。このほか、一般ハイカーなどからの通報を契機とする現場調査や作業時に途中の経路を点検している。</p> <p>巡視・点検の実施に当たっては、点検野帳は作成していないが、実施後に「パトロール報告書」を作成しており、この報告書をみると、支障事象に関する調査所見、処理方法等に加えて、処置結果についても記載することとされており、例えば、平成 30 年 8 月 14 日に作成されたパトロール報告書の記載例では、次のとおり、補修工事完了までの進捗が把握できることとなっている。</p>	<p>図表 2-(2)-② (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-④</p> <p>図表 2-(2)-⑤</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査所見 「平成 27 年に整備した付替え道の一部で、現場発生材を利用した階段の腐食が進行している。一連で 9 段あり、破損の 1 段を含む 4 段は早急な補修が必要。」</li> <li>・ 処理方法 「直営にて補修をお願いします。」</li> <li>・ 当所での処理 「11 月 21 日完工」</li> </ul>	
<p>イ 公園施設の維持管理状況</p> <p>今回、調査対象ルートにおいて、近畿地方環境事務所、地方公共団体等多様な主体により整備された公園施設の維持管理状況について調査したところ、以下の事例がみられた。</p> <p>① 安全性に問題のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 立入防止柵・転落防止柵が破損したまま放置されているもの (4 事例) 図表 2-(2)-⑥、⑦</li> <li>ii) 展望施設に設置された断崖前の立入防止柵が途切れて危険な状態となっているもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑧</li> <li>iii) 石の階段に亀裂が発生し歩行に注意を要するもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑨</li> <li>iv) 歩道にボルト等が露出しており危険なもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑩</li> <li>v) 倒木により通行に支障のあるもの (4 事例) 図表 2-(2)-⑪、⑫</li> <li>vi) ネジが突き出るなど公園施設 (ベンチ) が危険な状態で放置されているもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑬</li> </ul> <p>② 景観を阻害していると考えられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 台風で損壊した大規模遊具 (ローラースライダー) が適切に管理されておらず景観を阻害していると考えられるもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑭</li> <li>ii) 損壊した展望台等が残存し景観を阻害していると考えられるもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑮</li> <li>iii) ベンチやテーブルが破損したまま放置され、景観を阻害していると考えられるもの (4 事例) 図表 2-(2)-⑯</li> </ul> <p>③ 使用に際して支障のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 倒木が覆い被さっておりベンチが使用できないもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑰</li> </ul>	

<p>ii) 雑草が繁茂し、歩道の通行に支障を来しているもの (2 事例)</p> <p>iii) 故障中のトイレの洗面台が長期間に渡って修理されていないもの (1 事例)</p> <p>iv) トイレの案内がなく、管理も不十分なもの (1 事例)</p> <p>v) バリアフリー対応施設 (身障者用トイレ) の管理が不十分なもの (1 事例)</p>	<p>図表 2-(2)-⑱</p> <p>図表 2-(2)-⑲</p> <p>図表 2-(2)-⑳</p> <p>図表 2-(2)-㉑</p>
<p>上記のうち、特に台風で損壊した大規模遊具 (ローラースライダー、全長 133m) の事例について、これを管理する那智勝浦町では、当該遊具は熊野古道が通過する園地に設置されており景観にも配慮を要するところ、損傷状況から修復することは事実上困難であり、撤去するにも相当の費用が必要であることから、町としても対応に苦慮するところであるとしている。</p> <p>なお、上記のほか、災害対応に関する取組として、ビジターセンター2 施設 (いずれも直轄施設) において、i) 災害等により大台ヶ原集団施設地区が孤立した場合に備え、自家発電機能の充実を図っている例 (大台ヶ原ビジターセンター)、ii) 那智勝浦町と協定を結び津波発生時における緊急避難場所としている例 (宇久井ビジターセンター) がみられた。</p>	<p>図表 2-(2)-⑭ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-㉒</p> <p>図表 2-(2)-㉓</p>
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、近畿地方環境事務所は、国立公園施設の利用者の安全性確保及び利便性向上を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省が設置した公園施設について、技術指針が示す定期的な巡視・点検を行うなど、その状況を把握し、不備があるものについては、速やかに是正すること。</p> <p>特に、安全性に問題があるものや通行に大きな支障が生じているものについては、優先的に措置すること。</p> <p>② 地方公共団体が設置した公園施設については、地域における連絡協議会等を活用し、技術指針が示す維持管理の手法を参考とするよう改めて周知するなどにより、維持管理が的確に実施されるよう助言すること。</p> <p>特に、安全性に問題があるものや通行に大きな支障が生じているものについては、優先的に措置するよう促すこと。</p> <p>また、台風で損壊した大規模遊具 (ローラースライダー) の事例については、当該遊具の撤去を含めた園地の再整備等について当該地域の関係機関で検討するよう助言すること。</p>	

図表 1-(1)-ア-① 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議決定)(抜粋)

3. 外国人旅行者の受入の改善

<移動しやすい環境の整備>

(2) 多言語対応の改善・強化

- 美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、年内を目途に外国人目線に立った共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図るとともに、取組の評価を行う。

(中略)

<滞在しやすい環境の整備>

(1) 多言語対応の改善・強化

- 美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、年内を目途に外国人目線に立った共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図るとともに、取組の評価を行う。(再掲)

特に、

- ・ 美術館・博物館において、外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語対応の推進・改善を進める。
- ・ 自然公園において、外国人旅行者の利用が促進されるよう、公園の利用施設の案内表記の多言語対応を進める。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-ア-② 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成 26 年 3 月国土交通省観光庁)(抜粋)

はじめに

(中略)

このような中、標識やサインのあり方に関しては、既に、各分野におけるガイドラインや各自治体が策定したガイドラインの中で一定の指針が示されているところであり、今後とも、各地域等において、地域特性や施設特性を踏まえつつ、積極的に取組を推進していただくよう期待しているが、その際、各地域等による多言語対応の取組がバラバラに行われるのではなく、共通の基本的指針の下に、全体的な統一感を持って進められるよう、本ガイドラインにおいては、特に多言語対応に焦点を当てて、既存のガイドラインの内容を踏まえて深掘りし、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関など各分野に共通する指針を盛り込むこととした。これにより、我が国の多言語対応のレベルが、統一感を持って、着実に向上していくよう期待するものである。

(中略)

#### 第1編 多言語対応の方向性

##### 1. 多言語対応を行う対象・範囲等

##### b. 対応言語の考え方

対応する言語については、施設特性や地域特性の観点及び多言語対応の対象となる情報の種類により異なるものと考えられる。

名称・標識・サイン・情報系(すわなち、「禁止・注意を促すタイプ」及び「名称・案内・誘導・位置を示すタイプ」)は、提供情報が明らかに訪日外国人旅行者にとって利用価値が低い場合(例：駅長室、定期券売り場等)を除き、英語併記を行うことを基本とする。

(中略)

ピクトグラムは、視覚的な図による表現で内容の伝達を直感的に行うことができるため、言語の種類を問わず情報を伝達することができる。禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目の分かりやすさが特に重視され、ピクトグラムで十分必要な情報を伝えることができる場合は、ピクトグラムの使用が有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。

##### d. 対応時期の考え方

多言語対応を行う時期については、本ガイドラインに基づき、禁止・注意を促す内容については速やかに、また、名称・案内・誘導・位置を示す内容や、展示物等の理解のために文章で解説を行うものについては、できる限り早期に、多言語対応等の措置を講ずることが望ましい。

#### 第2編 多言語対応の実現に向けて

##### 6. 多言語表記の統一性・連続性の確保

地域等における多言語表記の統一性・連続性の確保

多言語対応については、可能な限り地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保する

ことが望ましい。

(名称・案内・誘導・位置を示す情報について)

名称・案内・誘導・位置を示すもの(タイプB)については、多言語表記の不統一や非連続性が原因で、訪日外国人旅行者が迷うことがないように、地域単位でその統一性・連続性を確保することが必要である。

具体的には、自治体、施設管理者、地図事業者の他、地域で外国人向けのガイドブックを提供する事業者や、ネットやアプリ等で地域の情報提供を行う事業者等、地域の関係者が連携して、共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが望ましい。

## 7. 多言語対応推進のあり方

(中略)

(地域における対応)

また、前述のとおり、訪日外国人旅行者が迷うことなく目的地に辿り着くためには、地域における多言語表記の統一性・連続性の確保が必要であることから、各地域において共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが必要である。その際、自治体が主体となって、地域のボランティアや在日外国人、観光関係者、訪日外国人旅行者等、多様な主体を巻き込みながら、これらの取組を推進することが期待される。

なお、複数の自治体間等において表記の統一が求められる場合など、より広域的な取組が必要な場合は、地方運輸局や都道府県とも連携しながら取組を推進することが望ましい。

(注) 下線は当局が付した。



図表 1-(1)-ア-③ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月制定、平成 31 年 3 月最終  
改定環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)

## 第 1 部 自然公園の事業を進めるに当たっての基本的考え方

### Ⅱ-1 事業を進めるに当たっての視点

#### Ⅱ-1-2 自然公園の事業の基本的方針

##### 5 豊かな自然を誰もが楽しむためのユニバーサルデザインの推進

自然公園では、優れた自然風景の保護が求められることに加え、急峻な地形や厳しい気象条件等の制約があり、都市部におけるユニバーサルデザインと同一の考え方、整備基準等をそのまま適用することは困難である。一方で、自然公園には外国人や高齢者など様々な利用者が多数訪れており、その場所の自然や利用の状況に応じて、集団施設地区をはじめとする必要な場所においては、“優れた自然から誰もが感動や喜び、安らぎを得られる環境づくり”をユニバーサルデザインの採用により実現することが重要となる。

そのため、様々な利用者が豊かな自然環境と適切な形でふれあうことができるように、国立公園の主要な利用拠点において、自然環境の状況に応じた施設のバリアフリー化を推進するとともに、観光立国推進基本計画にも対応しつつ、我が国を訪れる外国人が日本の美しい自然環境にふれ、我が国の生物多様性保全への取り組みに対する理解を促進するためにも、国立公園施設の標識や自然解説等について多言語表示を進める等ユニバーサルデザインに配慮した取り組みの強化を図る。

なお、自然公園においては、施設の整備によって魅力の本質である自然環境や風致景観を損ねたりすることがないように、ハードでの対応は自然資源を損なうおそれのない範囲にとどめ、施設整備で対応できない部分はソフトの工夫で対応することが基本となる。

(中略)

## 第 2 部 共通事項

### 第 1 章 総論

#### I 適用範囲

本指針は、自然公園等施設の計画・設計に適用する。ただし、地域の特性その他の事情により適用しがたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重するものとする。

#### Ⅱ 基本方針

(中略)

(参考)

自然公園の利用や施設に求められる新たな視点や考え方として重視される「安全の確保」、「ハードとソフトの相互補完」に関して、参考として下の項目を示す。

(中略)

##### ②ハードとソフトの相互補完

ハード(利用のための施設)は、ソフト(管理運営や情報提供等)と一体となること

でより効果を発揮するものである。一方、維持管理負担やライフサイクルコストを軽減させるために施設を工夫することも求められる。

また、利用者に当該地域の自然環境の重要性や魅力、危険箇所等を知らせることが、自然保護、利用促進、安全確保などにつながることから、さまざまな媒体を利用した情報提供は不可欠である。

従って、ハードとソフトの相互補完によって利用の質を高めることや、標識類を含めた情報提供施設の重要性について示すことが必要である。

(中略)

#### ○公共標識（サイン類）の重要性

公共標識（サイン施設）は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、国立公園における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、多様な利用者の特性に配慮した誰にでもわかりやすい施設を適切に整備することが重要である。

なお、標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、設置には十分な景観的配慮が必要である。

(中略)

### 第2章 ユニバーサルデザイン

#### II 計画の手順

##### II-1 ユニバーサルデザイン計画の対象地域とテーマ

###### II-1-1 計画の対象地域と位置づけ

地区全体での利用環境の改善を図るため、主要利用拠点（単独施設）等を計画単位としてユニバーサルデザイン計画の検討を行う。

なお、ユニバーサルデザイン計画の実効性を確保するため、管理計画の中に「ユニバーサルデザイン方針」を明記するなど、自然公園の管理運営における基本方針を明らかにする。

(中略)

### 第3章 施設の長寿命化

#### II 長寿命化の技術指針

##### II-3 木造施設の構造と長寿命化

###### (viii) 長寿命化対策とユニバーサルデザインの基準

集団施設地区など多様な利用者が集まる場所における木造施設の木道やデッキなど床材の隙間の寸法、木造施設の勾配等は、ユニバーサルデザイン等の基準に従う。

(中略)

### 第3部 施設別技術指針

#### 第4章 博物展示施設（ビジターセンター等）

##### I 博物展示施設の基本方針等

###### I-3 ビジターセンターの機能

ビジターセンターは、自然公園の利用のための案内・情報提供、自然公園の仕組みや自然や人文についての解説、自然とのふれあい体験の支援・誘導、休憩、便益の各機能を備えることを基本とする。

なお、整備する位置の立地条件や環境条件及び利用形態の違い等によって必要に応じ機能の追加、重点化を行う。

(解説)

ビジターセンターは、次の①～⑤の機能を基本とする。なお、⑥～⑧の機能は必要に応じて追加する。

① 利用のための案内・情報提供機能

利用者の自然公園の適正な利用を助けるため、利用地点や興味地点などの案内、自然の状況や利用状況に関する情報、周辺地域で提供されているアクティビティ、宿泊施設、飲食店等の利用に関する情報、気象情報、自然災害に対する情報などの各種情報を提供する機能。

② 自然及び人文等の解説機能

利用者の自然公園等の理解を深めるため、自然公園制度の紹介の他、対象とする地域の地形・地質、動植物、自然現象、歴史、人文等に関する情報を利用者にわかりやすく解説する機能。

③ 自然とのふれあい体験の支援・誘導機能

利用者が直接自然とのふれあい体験をするための支援や自然とふれあえる場に誘導する機能。

④ 休憩場所提供機能

快適な休憩利用を提供する機能。

⑤ 便益機能

トイレ、シャワー、着替えスペース、飲食場所、物品販売や飲食販売（飲み物、軽食、食事）等の施設及び公園利用のためのサービスを提供する機能。

⑥ 避難場所提供機能

災害等における緊急時の一時的な避難場所としての利用にも対応できるようにし、より安全な場所への避難誘導を行う機能。

⑦ 調査・研究機能

情報提供や解説の機能を充実するために、対象とする地域の自然環境や利用状況に関する調査、研究に係る情報や研究資料を収集・保管する機能。

⑧ 周辺施設等の管理・運営機能

ビジターセンター周辺の利用施設の点検や維持管理、簡易な補修などの保守、美化清掃や自然環境保全など周辺施設を管理する機能。必要に応じて、これらの活動や情報提供、ふれあい体験指導などに要する人材育成などの運営に係る機能も含めるものとする。

(中略)

## Ⅱ ビジターセンターの計画・設計の考え方

### Ⅱ - 3 - 5 ユニバーサルデザインの配慮事項

可能な限りすべての利用者が快適に利用できるよう施設を整備する。

駐車場等からのアクセス、建物内部を含めて円滑な移動経路を確保するとともに、多様な利用者に配慮した、わかりやすい手法で情報提供を行う。また、運営スタッフ

が常駐する利点を生かした利用案内とサポートの充実を図る。

- (1) すべての利用者が円滑に移動でき、利用できる施設としての整備
- (2) 多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示
- (3) 他言語対応

(解説)

(中略)

### (3) 多言語対応

#### 1) 多言語対応の定義と範囲

(中略)

#### ② 多言語対応の範囲

多言語対応の範囲は、入口の館銘板、掲示板、案内サイン、内部にある案内カウンター、展示室、レクチャールーム、休憩室、展望室、図書室、工作室、その他スペースに設けられる利用者のための施設とする。管理者のみが利用する施設は範囲外とする。

#### 2) 基本的な考え方・共通事項

(中略)

#### ① 対応の考え方

多言語対応は日本語と英語を基本として、英語を使う外国人が日本人と同じように施設を利用できるように整備する。

英語以外のその他の言語については、以下の点を考慮し必要に応じて対応する。

(中略)

## 第5章 公衆便所（自然地域トイレを含む）

### II 施設の整備

#### II-4 公衆便所におけるユニバーサルデザインの配慮事項

便所は公園利用者の生活のために必要な施設であると同時に、自然保護の観点からも野外での排泄を抑止する意味で重要であることから、駐車場等の行動起点において、誰もが利用できる多機能便房を設けた便所を認識しやすい位置に設置する。また、基本的に24時間開放の施設にあつては、常に清潔を保つために十分な管理が必要となる。

なお、使いやすさや安全性を確保するため、施工時には、各種ボタンや紙巻器の位置などについてきめ細かい配慮が必要である。

- (1) 誰もが利用できる便所を主要な場所に配置
- (2) 便所全般における配慮事項
- (3) 多機能便房を設置する便所及び多機能便房の基準
- (4) 安全の確保と十分な管理

(中略)

## 第 6 章 駐車場

### Ⅲ 駐車場におけるユニバーサルデザインの配慮事項

自ら自動車を運転して訪れる障害者もいるように、自動車は高齢者、障害者等の日常的な交通手段であることから、すべての人にとって安全で利用しやすい駐車場を設置するとともに、主要施設までのアクセスについて移動の円滑化を図る。

駐車場は行動の起終点として重要な場所であることから、林間駐車場とするなど国立公園に来たという印象を与えられる整備と、案内標識等による情報提供が求められる。

また、公衆便所等の便益施設を設置することが望ましい。

なお、有料かつ駐車場の用に供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の場合、特定路外駐車場としてバリアフリー新法の適応を受ける。

- (1) 主要施設にアクセスしやすい配置
- (2) 車いす利用者用駐車スペースの確保
- (3) 行動の起終点としての駐車場
- (4) 国立公園らしい自然と調和した駐車場
- (5) 特定路外駐車場としてバリアフリー新法の適用を受ける場合

(中略)

## 第 7 章 公共標識 (サイン類)

### I 公共標識に関する計画と設計の手順

#### I-2 公共標識に関する基本指針

公共標識は、歩道、園地、野営場等の施設と一体的に機能を発揮し、これらの施設の利用が促進されるように配慮しなければならない。このことから、公共標識は、自然公園等の利用者に、自然公園への誘導、目的施設への誘導、公園区域の明示や周知、景観資源や地名等の利用情報の提供、施設や自然等の解説、事故防止や環境保護の喚起及び注意・利用規制等情報を伝達する施設として整備する。

公共標識は、優れた自然環境の中に設置される施設であることから、整備に当たっては、設置場所の自然環境や景観が損なわれることのないよう配慮する。

また、自然公園等は利用者、利用形態及び利用手段が多様であることから、訪日外国人の利用を想定した多言語対応を含むユニバーサルデザインに配慮した整備を原則とする。

(解説)

(中略)

多言語対応に関しては、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年 6 月、観光立国推進閣僚会議)(以下「アクション・プログラム」という。)において、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等について外国人目線に立った多言語対応の改善・強化を図ることとされ、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成 26 年 3 月、国土交通省観光庁、以下「観光庁ガイドライン」という。)が外国人目線に立った共通ガイドラインとして策定されている背景がある。本指針では多言語表記にあたって、観光庁ガイドラインに準拠し日本語+英語を基本とし、必要に応じその他の言語を表記することとしている。

ユビキタス対応については、アクション・プログラムにおいて、多言語対応の改善・強化の1つとして、スマートフォン、タブレット端末等で観光情報を得られるなど、ユビキタス技術を活用した情報提供の取組を行うこととされている。

多言語対応を行う場合、自然公園内に設ける公共標識の多言語表記は必要不可欠であるが、周辺地域の主要交通拠点から自然公園に至る経路の道路標識や案内標識及び主要な案内所やビジターセンターを含む自然公園内外の多言語対応を行うことが本来の目的である。

このことから、地元自治体や道路管理者等との事前調整を行い、計画・設計することが必要となる。

(中略)

## II 公共標識に関する技術指針

### II-1 公共標識の計画・設計に際しての基本的配慮事項

公共標識は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、自然公園等における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、原則、ユニバーサルデザインに配慮して整備することが重要である。

- ・利用者に提供すべき情報が適切に伝達されるよう、配置計画や設置場所を検討する。  
この場合、公共標識の設置不足や不適切な配置により、ビジターセンター等の公共施設が利用者に認識されにくい例もあることに留意する必要がある。
- ・標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、形態や設置には十分な景観的配慮が必要である。
- ・公共標識による情報伝達の限界及び自然公園施設に求められる景観配慮の観点を踏まえ、パンフレット等の媒体との役割分担や連携及び複数の設置者による標識を含めた同種・類似の公共標識の集約等により記載内容の合理化を行い、必要最小限の規模で有効な情報提供の実現を図る。
- ・公共標識は、自然環境の影響を受けやすいことから、耐久性に配慮した形状、構造及び材料とし、各標識は景観を阻害することがないように設置者において適切に維持管理を行うことが必要である。

(中略)

### II-2 公共標識の計画・設計の考え方

#### II-2-4 標識表示の基本事項

##### (i) 公共標識の標準表示の基本事項

##### (3) 標準表示内容

公共標識のタイプ別の主な内容は、表8のとおりとする。

(中略)

表 8 公共標識の標準表示内容（抜粋）

種 類	主な表示事項	表記言語の種類			
		外国人の利用が想定される施設		外国人 の利用 が想定 されな い施設	
		〈基本的な表記〉 日本語・英語を 表記する施設	〈必要に応じた表記〉 他の言語を 表記する施設		
記 名 標 識	入口標識	公園名（団地名を含む）	日本語+英語	日本語+英語	日本語
	公園名碑標識	公園名（団地名を含む）	日本語+英語	+中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語	
	資源名標識	地名、施設及び景観資源の名称、必要に応じて標高数値等の自然情報	日本語+英語		
案 内 標 識	誘導標識	地名、施設及び景観資源等の名称、方向、距離。必要に応じて所要時間、勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度	日本語+英語 ピクトグラム*	日本語+英語 +中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ピクトグラム*	日本語
	案内図標識	(地図を表示する標識) 主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記			
	総合案内標識	(地図、解説文、画像等を表示する標識) 地図部分には主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記 その他の部分には、図、写真及び地域の状況や自然の案内等の説明文	日本語+英語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する ピクトグラム*	日本語+英語+中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する ピクトグラム*	
解説標識	解説対象の図及び写真、説明文	日本語+英語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する	日本語+英語+中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する	日本語	
注意標識	注意・警戒、禁止、フィールドマナー 難易度の変化点では、注意標識とともに、勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度を明記	日本語+英語 ピクトグラム*	日本語+英語 +中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ピクトグラム*	日本語	
掲示板	(案内、解説、注意等の総括情報)	表題は日本語+英語 ※日本語以外の掲載文は原則として要約して概要を記載する	日本語+英語+中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ※日本語以外の掲載文は原則として要約して概要を記載する	日本語	
境界標識	公園及び地区・地域区分等の名称	日本語+英語	—	日本語	

(中略)

第4部 維持管理

I 施設の維持管理・安全対策のための指針

I-1 国立公園の施設の維持管理・安全対策の目的

I-1-1 施設の維持管理・安全対策の目的

(中略)

国立公園内の施設は、利用目的や利用頻度が多様であるため、所管地及び直轄施設における施設の維持管理・安全対策に当たっては、施設の種類や設置目的によって管理目標若しくは巡視・点検回数を設定し、事故や自然環境の破壊を未然に防止する必要がある。

(中略)

I-3 巡視点検実施要領

I-3-1 利用者の安全・快適利用のための巡視項目

(5) 巡視の項目

巡視は、国立公園の管理にとって重要な業務であり、思いつきや形式的ではなくコースやポイントを指定し、確実かつ計画的に実施する必要がある。

(中略)

(7) 巡視後の対応

巡視終了後は、結果を実施日誌（表4参照）等に記載する。緊急を要する事項については速やかに公園管理者や施設管理者に報告（連絡）するとともに、巡視日誌等に記載する。

表4 巡視日誌の例

所長	国立公園 保全整備課長	自然保護官	

平成 年 月 日

巡視日時	年 月 日（曜日） 天候： ： ～ ：		
巡視担当者			
巡視場所（施設）			
	特記事項		
施設の状況	直轄 施設	(例：歩道の路肩が崩れていた)	対 応 (例：トラロープで立入禁止の 応急処置を行った。 ；その後の対応は、施設管 理担当へ引き継いだ。)
		(例：歩道横1mの所に枯木あり)	
	その他		対 応 (例：〇〇県〇〇課へ報告)
利用の状況			
その他			
特記事項の位置図・状況写真等			

(中略)



## II 施設点検のための指針

### II-4 点検実施要領

#### II-4-1 点検の方法

点検業務の要点はその客観性にあり、通常の巡視業務より客観的な視線からの安全性、機能性に関する幅広い知識が必要となる。また、点検業務では、巡視業務との連携が重要であり、巡視者と十分に意思の疎通を図る必要がある。

点検者は、あらかじめ、巡視者との打ち合わせを行い、点検ルート及び点検ポイントを示した点検野帳を作成し、全ての直轄施設を確実に点検する。

表 5 平時・臨時点検野帳 (例)

国立公園名 ○○国立公園  
公園事業名 ○○○○園地

点検日 平成19年2月23日(金) 天候:晴 点検者 印  
9:00~12:00

表 6 点検野帳 (例)

報告受者 印

路線/ 施設No.	施設名	概要	処	置	確認日	確認者印	修繕確認
園路01	石張り舗装	良・要観察・要修繕					
園路02	木道	良・要観察・要修繕					
園路03	木道	良・要観察・要修繕					
園路04	木道	良・要観察・要修繕					
園路05	土系舗装	良・要観察・要修繕					
園路06	碎石舗装	良・要観察・要修繕					
園路07	丸太階段	良・要観察・要修繕					
施01	駐車場1	良・要観察・要修繕					
施02	駐車場2	良・要観察・要修繕					
施03	四阿1	良・要観察・要修繕					
施04	四阿2	良・要観察・要修繕					
施05	ベンチ1	良・要観察・要修繕	汚れあり		4/23	印	
施06	ベンチ2	良・要観察・要修繕					
施07	野外卓	良・要観察・要修繕					
施08	休憩デッキ1	良・要観察・要修繕					
施09	休憩デッキ2	良・要観察・要修繕					
施10	園名板	良・要観察・要修繕					
施11	総合案内標識	良・要観察・要修繕					
施12	解説板1	良・要観察・要修繕	劣化により表示不明		4/23	印	○/○ ××(株)にて完了
施13	解説板2	良・要観察・要修繕					
施14	解説板3	良・要観察・要修繕					
施15	案内・指導標識1	良・要観察・要修繕	劣化により表示不明		4/23	印	○/○ ××(株)にて完了
施16	案内・指導標識2	良・要観察・要修繕					
施17	案内・指導標識3	良・要観察・要修繕					
施18	注意標識1	良・要観察・要修繕					
施19	木柵(立入防止)	良・要観察・要修繕					
		良・要観察・要修繕					
添付書類		現場確認写真 現場位置図					

図表 1-(1)-ア-④ 「観光ビジョン実現プログラム 2019—世界が訪れたい日本を目指して—」(令和元年 6 月観光立国推進閣僚会議)(抜粋)

1. 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

文化財・国立公園

主要施策

外国人観光客が文化財、国立公園を本当の意味で楽しめるよう、歴史的背景などが外国人観光客に伝わる多言語解説を行うこととし、令和 2 年までに、観光資源としての価値が高い世界文化遺産 18 地域、国立公園 34 公園を含む 100 地域以上の多言語解説を抜本的に改善する。

<関連施策>

(中略)

- 国立公園における多言語解説の整備、充実
  - ・ 国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的、集中的に取組を実施する 8 つの公園を重点対象としつつ全 34 国立公園を対象に、観光庁事業と連携して国立公園に関連する英語解説文を整備しつつ、利用者ニーズを踏まえ、ICT 等の先進的技術を活用した多言語対応の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行う。【改善・強化】
- 地域観光資源における訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な多言語解説の整備促進
  - ・ 2018 年度からの継続支援を含め、世界文化遺産全 18 件、国立公園全 34 公園を含む 100 地域程度において、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、歴史的な背景等を含んだ 魅力的な英語解説文を作成し、より地域が実践しやすい解説文作成のノウハウをとりまとめ、地域における多言語解説整備を迅速に展開していく。【改善・強化】

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-ア-⑤ 近畿地方環境事務所が所管する国立公園及びその管理計画区

国立公園	管理計画区
吉野熊野	吉野地域 吉野山
	大峯山脈
	大台ヶ原山
	大杉谷
	熊野地域 尾鷲・熊野
	勝浦・太地
	串本
	那智山
	熊野川
山陰海岸	山陰海岸全域
瀬戸内海	西播地域
	六甲地域
	淡路地域
	和歌山地域

(注) 1 環境省ウェブサイトに基づき、当局が作成した。

2 黄色は、今回調査対象とした管理計画区を示す。

図表 1-(1)-ア-⑥ 調査対象ルート

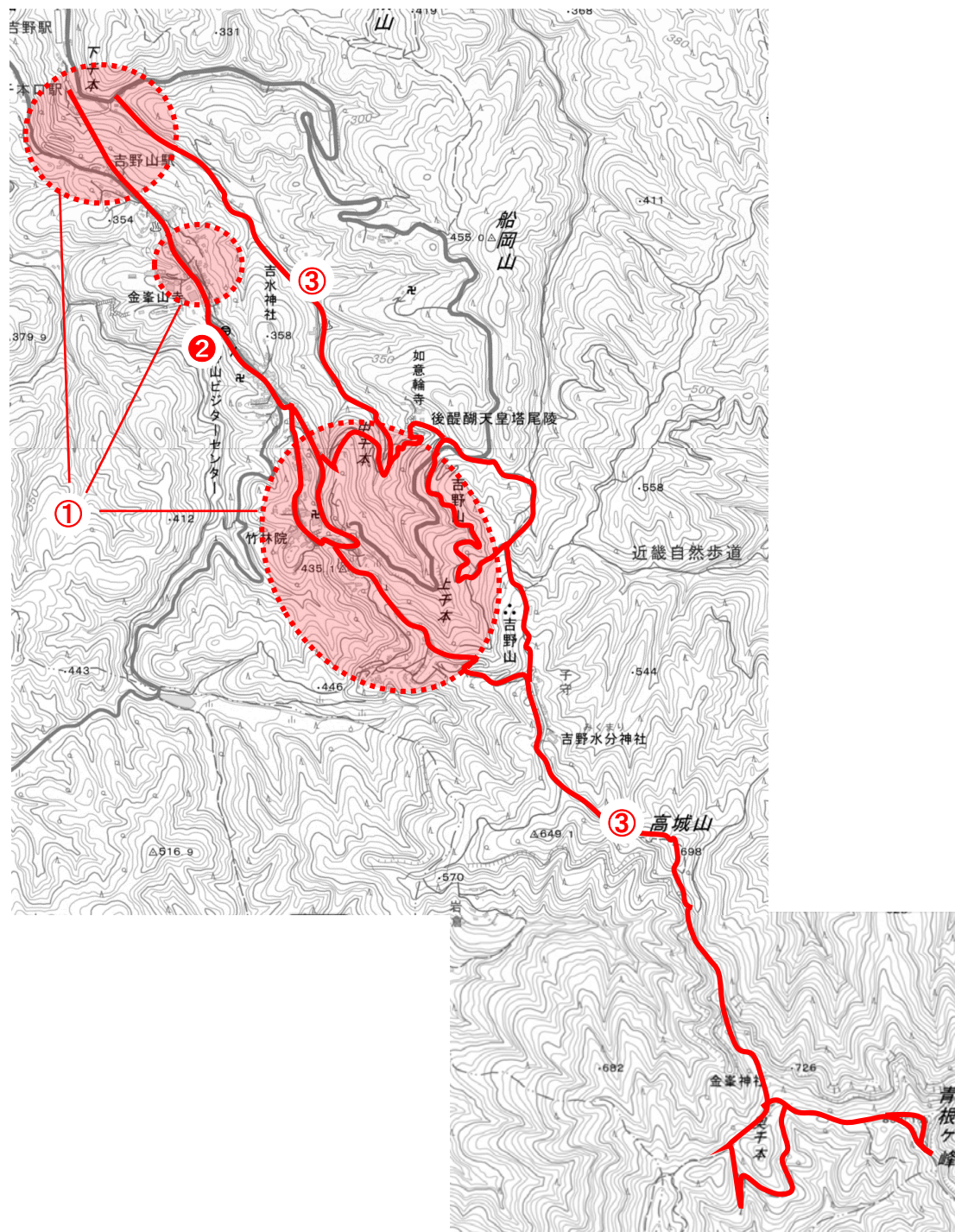
(一覽)

国立公園 (管理計画区)	対象とした主な車道・歩道等	ルート上にある主な 集団施設地区、園地等
吉野熊野 (吉野山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>青根ヶ峰～吉野千本口 (上市奥千本線 (車道)、近畿自然歩道) (8.0km)</li> </ul>	吉野山園地 吉野山ビジターセンター (吉野町)
吉野熊野 (大台ヶ原山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大台ヶ原周回線 (9.0km)</li> </ul>	大台ヶ原集団施設地区 大台ヶ原ビジターセンター (環境省)
吉野熊野 (勝浦・太地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燈明崎～平見台 (近畿自然歩道) (1.6km)</li> <li>広角～三輪崎 (近畿自然歩道) (1.9km)</li> <li>宇久井集団施設地区内園路 (2.2km)</li> <li>太地園地内園路 (1.9km)</li> </ul>	宇久井集団施設地区 玉ノ浦園地、燈明崎園地、 梶取崎園地、平見台園地、 太地園地、夏山園地 宇久井ビジターセンター (環境省)
吉野熊野 (那智山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>那智山～市野々 (近畿自然歩道) (2.9km)</li> <li>那智妙法山周回線道路 (3.9km)</li> </ul>	那智山園地、大戸平園地
山陰海岸 (山陰海岸全域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>竹野集団施設地区内園路 (1.6km)</li> <li>今子浦集団施設地区内園路 (0.3km)</li> <li>西町～三田浜 (但馬海岸線 (車道)、香住三田浜線 (車道)) (22.2km)</li> </ul>	竹野集団施設地区 今子浦集団施設地区 岡見園地、三田浜園地、玄 武洞園地 竹野スノーケルセンター (環境省)
瀬戸内海 (六甲地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>六甲山ハイキングマップ紹介ルートのうち5ルート (摩耶線 (車道)、地藏谷・天狗道線、近畿自然歩道) (計 14.7km)</li> <li>学習の森～大龍寺～大師道～元町 (修法ヶ原周遊線、大師道) (5.8km)</li> <li>再度公園～布引貯水池～新神戸 (鍋蓋山登山線、トゥエンティクロス線) (3.0km)</li> </ul>	六甲山集団施設地区 摩耶山集団施設地区 修法ヶ原園地 六甲山ビジターセンター (兵庫県)

(地図)

<吉野熊野国立公園 吉野山管理計画区 調査対象ルート>

- ① 吉野山園地
- ② 吉野山ビジターセンター
- ③ 近畿自然歩道



(注) 国土地理院の電子地形図に調査対象ルートを加筆した。

<吉野熊野国立公園 大台ヶ原山管理計画区 調査対象ルート>

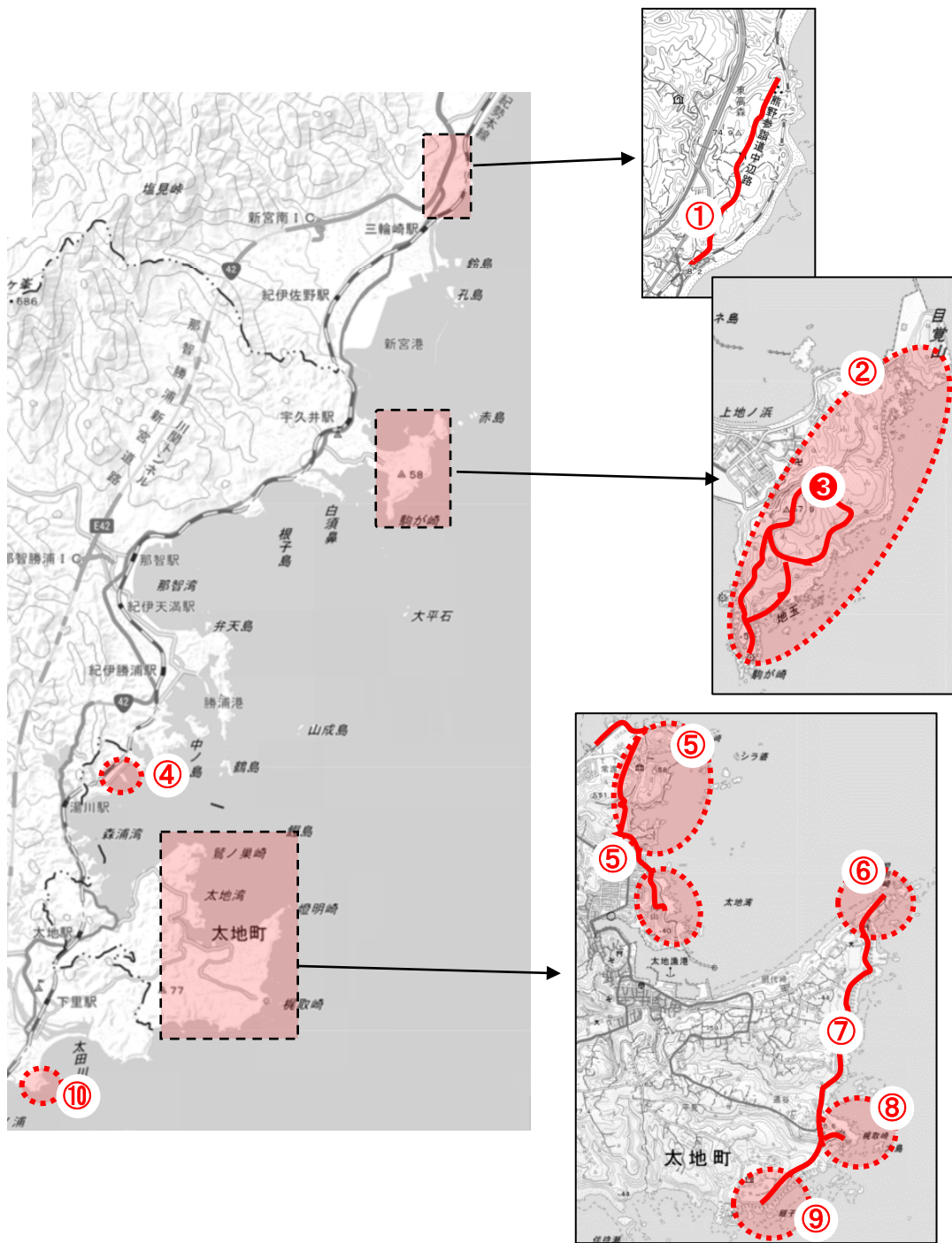
- ① 大台ヶ原集団施設地区
- ② 大台ヶ原周回線
- ③ 大台ヶ原ビジターセンター



(注) 国土地理院の電子地形図に調査対象ルートを加筆した。

＜吉野熊野国立公園 勝浦・太地管理計画区 調査対象ルート＞

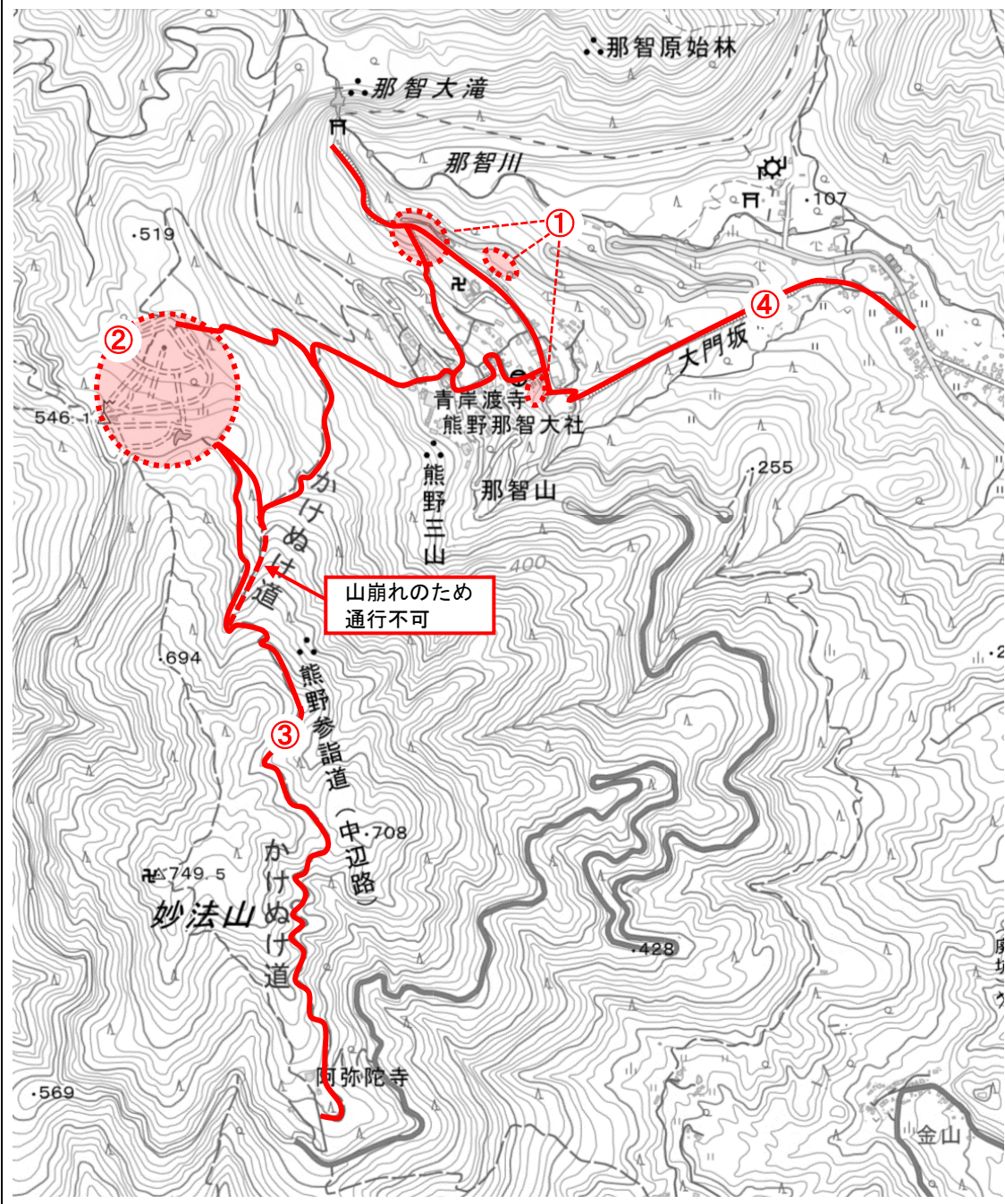
- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 近畿自然歩道（広角～三輪崎） | ⑥ 燈明崎園地           |
| ② 宇久井集団施設地区      | ⑦ 近畿自然歩道（燈明崎～平見台） |
| ③ 宇久井ビジターセンター    | ⑧ 梶取崎園地           |
| ④ 夏山園地           | ⑨ 平見台園地           |
| ⑤ 太地園地           | ⑩ 玉ノ浦園地           |



(注) 国土地理院の電子地形図に調査対象ルートを加筆した。

<吉野熊野国立公園 那智山管理計画区 調査対象ルート>

- ① 那智山園地
- ② 大戸平園地
- ③ 那智妙法山周回線（歩道）
- ④ 近畿自然歩道（那智山～市野々）



(注) 国土地理院の電子地形図に調査対象ルートを加筆した。



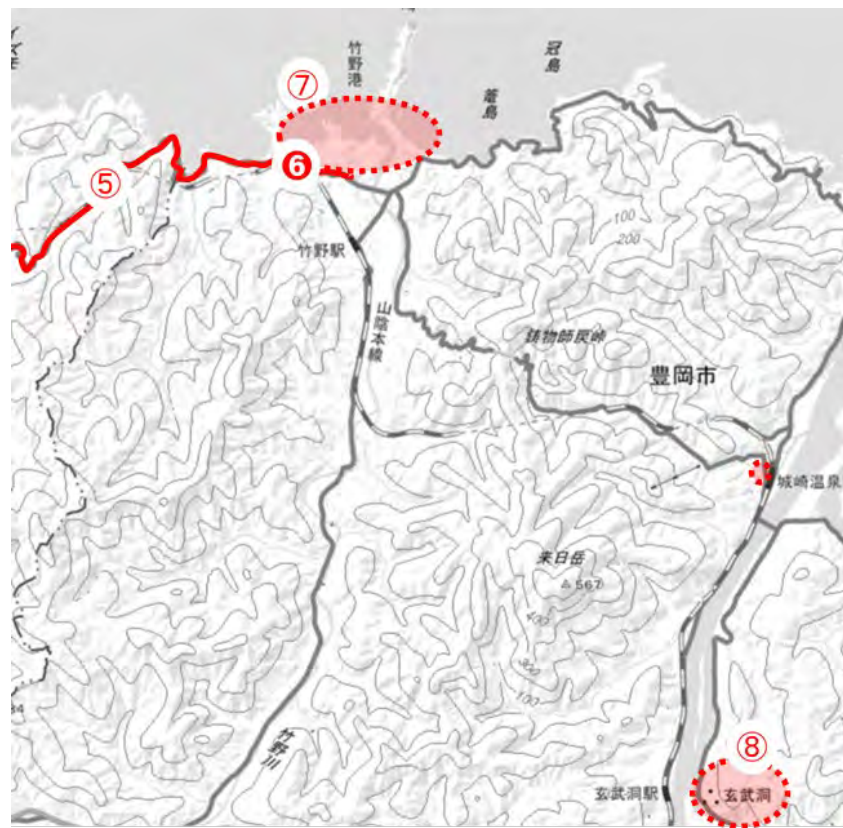
<山陰海岸国立公園 山陰海岸全域管理計画区 調査対象ルート>

- |              |               |            |
|--------------|---------------|------------|
| ① 三田浜園地      | ④ 今子浦集団施設地区   | ⑦ 竹野集団施設地区 |
| ② 香住三田浜線（車道） | ⑤ 但馬海岸線（車道）   | ⑧ 玄武洞園地    |
| ③ 岡見園地       | ⑥ 竹野スノーケルセンター |            |

(西部)



(東部)

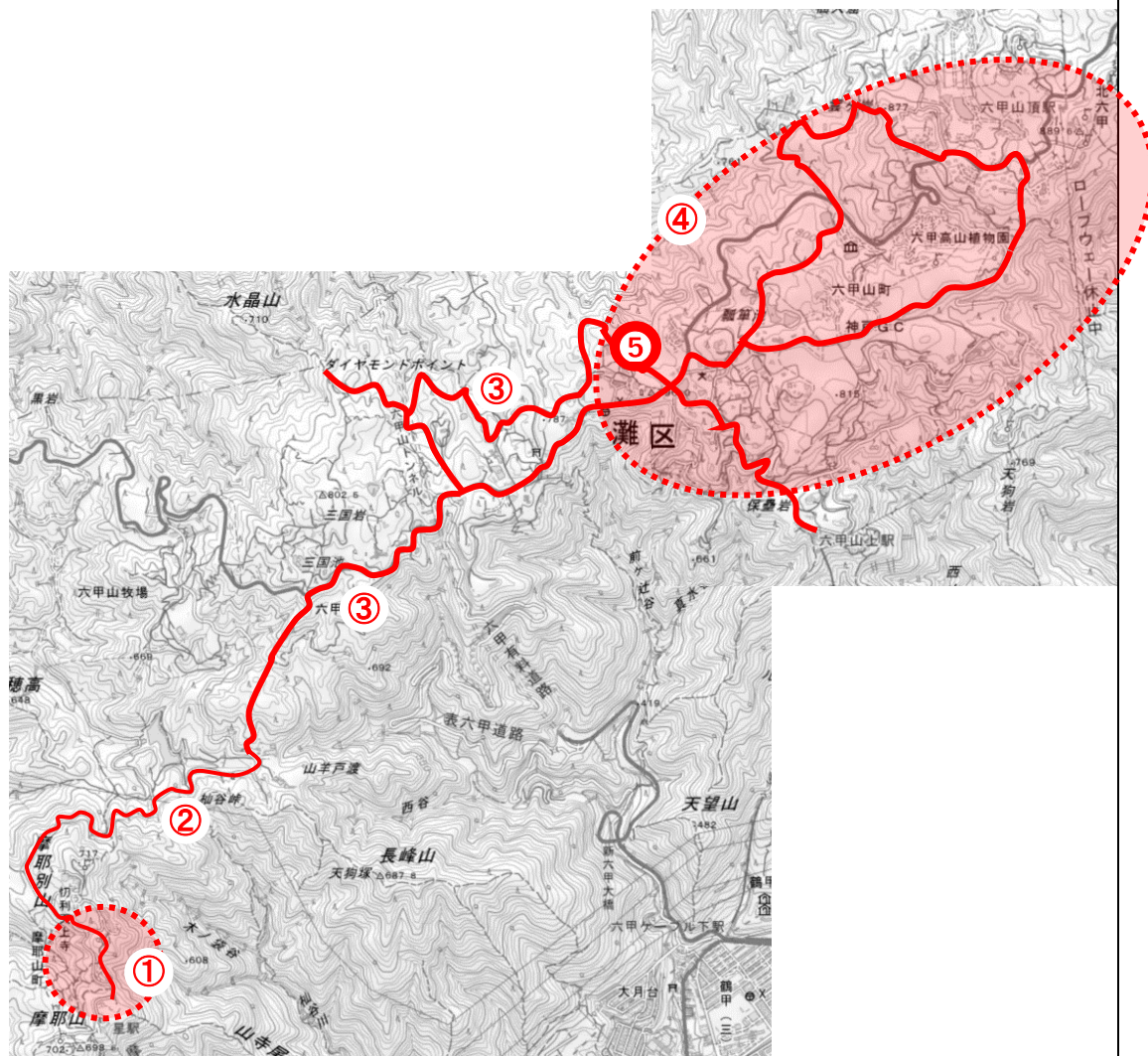


(注) 国土地理院の電子地形図に調査対象ルートを加筆した。

<瀬戸内海国立公園 六甲地域管理計画区 調査対象ルート>

(六甲山上・摩耶山エリア)

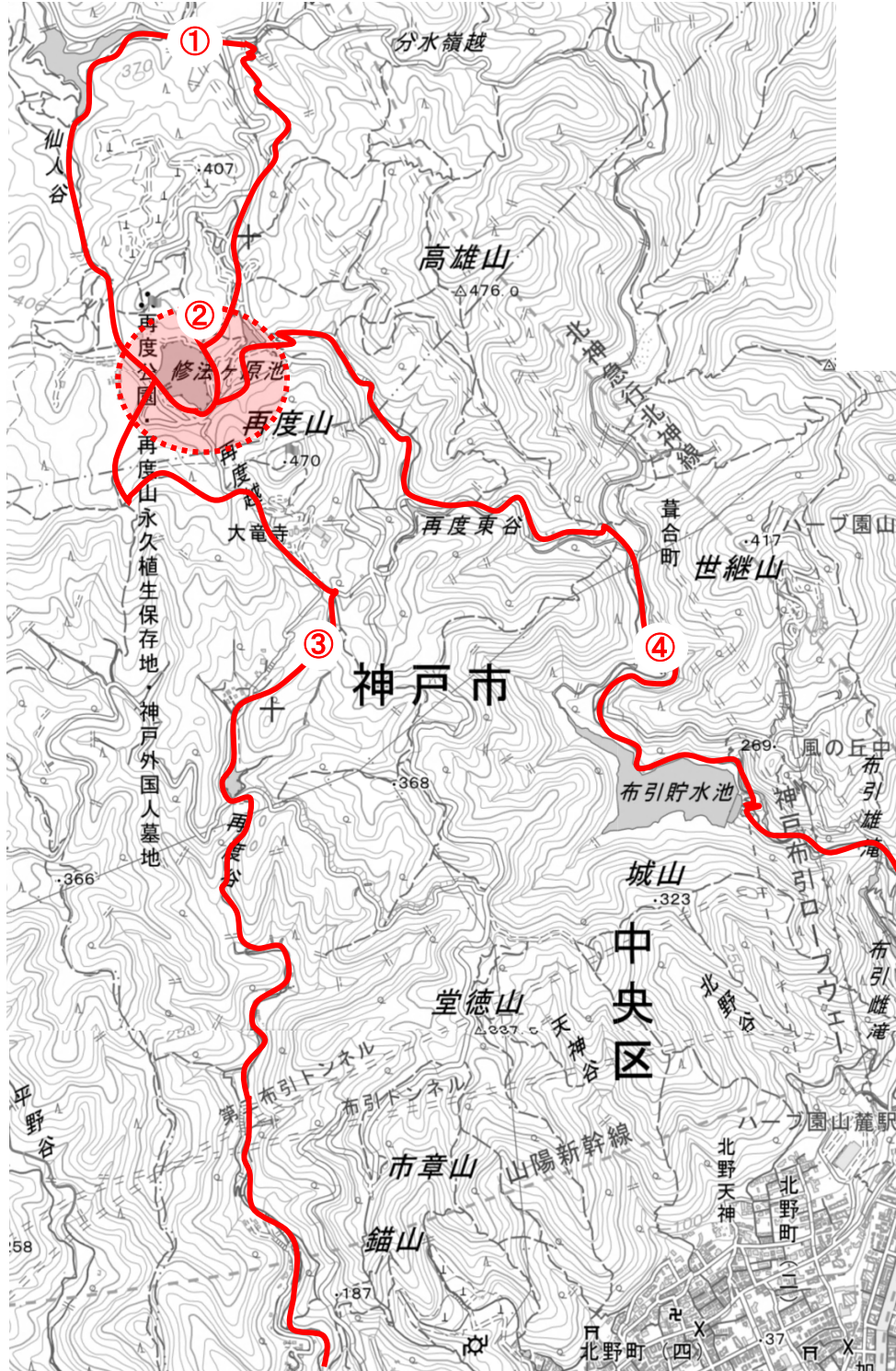
- ① 摩耶山集団施設地区
- ② 摩耶線 (車道)
- ③ 近畿自然歩道 (歩道)
- ④ 六甲山集団施設地区
- ⑤ 六甲山ビジターセンター



(注) 国土地理院の電子地形図に調査対象ルートを加筆した。

(再度山エリア)

- ① 修法ヶ原周遊線
- ② 修法ヶ原園地
- ③ 大師道
- ④ 鍋蓋山登山線、トゥエンティクロス線



(注) 国土地理院の電子地形図に調査対象ルートを加筆した。

図表 1-(1)-ア-⑦ 危険周知や安全確保に関する注意標識等の多言語対応の状況

調査対象とした6管理計画区の調査対象ルートにおいて現認した公共標識のうち、危険周知・安全確保のための注意標識（簡易な構造によるものを含む。）及び危険周知・安全確保事項が記載された案内図標識は75基あり、このうち英語併記等されていたものは36基（48.0%）となっていた。また、英語併記にピクトグラムを加え、より分かりやすく表記されたものは12基となっていた。

表 危険周知・安全確保のための注意標識等の多言語対応の状況（単位：基、%）

標識種別	総数 (a)	英語表記等あり (b)				b/a (%)
		うちピクトグラム とともに英語併記	うち英語併記はないが ピクトグラムで必要な 情報が伝えられている とみられるもの			
危険周知・安全確保 のための注意標識等	68	30	6	2	44.1%	
案内図標識	7	6	6	0	85.7%	
計	75	36	12	2	48.0%	

(注) 1 調査対象とした公共標識は、国、地方公共団体、観光協会等が設置したとみられる危険周知・安全確保のための注意標識（臨時に紙をラミネート加工して作成されたものなど簡易な構造によるものを含む。）及び危険周知・安全確保事項が記載された案内図標識である。

2 本表の危険周知・安全確保事項が記載された案内図標識7基は、図表 1-(1)-ア-⑧（全ての設置者）における案内図標識の総数131基に含まれる。

＜ピクトグラムとともに英語併記された例＞

(吉野熊野国立公園勝浦・太地管理計画区)



(吉野熊野国立公園那智山管理計画区)



＜危険を周知している注意標識で英語併記やピクトグラムがみられない例＞

(吉野熊野国立公園大台ヶ原山管理計画区)



(瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画区)



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-ア-⑧ 誘導標識、案内図標識及び解説標識の多言語対応の状況

(全ての設置者)

(単位：基、%)

国立公園・管理計画区		標識種別	総数 (a)	英語併記等あり (b)	b/a (%)
調査対象全域		誘導標識	293	156	53.2%
		案内図標識	131	84	64.1%
		解説標識	145	31	21.4%
		計	569	271	47.6%
吉野熊野	吉野山	誘導標識	72	51	70.8%
		案内図標識	22	19	86.4%
		解説標識	27	5	18.5%
		計	121	75	62.0%
	大台ヶ原山	誘導標識	23	21	91.3%
		案内図標識	11	11	100.0%
		解説標識	28	0	0.0%
		計	62	32	51.6%
	勝浦・太地	誘導標識	40	17	42.5%
		案内図標識	16	13	81.3%
		解説標識	57	13	22.8%
		計	113	43	38.1%
	那智山	誘導標識	61	44	72.1%
		案内図標識	15	5	33.3%
		解説標識	9	5	55.6%
		計	85	54	63.5%
山陰海岸	山陰海岸全域	誘導標識	15	6	40.0%
		案内図標識	18	15	83.3%
		解説標識	15	6	40.0%
		計	48	27	56.3%
瀬戸内海	六甲地域	誘導標識	82	17	20.7%
		案内図標識	49	21	42.9%
		解説標識	9	2	22.2%
		計	140	40	28.6%

(注) 1 調査対象とした公共標識は、国、地方公共団体、観光協会等が設置したとみられる誘導標識、案内図標識及び解説標識である。

2 本表における誘導標識、案内図標識及び解説標識の計 569 基と図表 1-(1)-ア-⑦の表における危険周知・安全確保のための注意標識 68 基の合計 637 基(多言語対応の調査対象とした公共標識の総数)のうち、英語併記等されたものの合計は 301 基(誘導標識、案内図標識及び解説標識 271 基、危険周知・安全確保のための注意標識 30 基)である。

## (環境省設置分)

(単位：基、%)

国立公園・管理計画区		標識種別	総数(a)	英語併記等あり(b)	b/a (%)
調査対象全域		誘導標識	46	29	63.0%
		案内図標識	27	25	92.6%
		解説標識	39	6	15.4%
		計	112	60	53.6%
吉野熊野	吉野山	誘導標識	0	0	-
		案内図標識	0	0	-
		解説標識	0	0	-
		計	0	0	-
	大台ヶ原山	誘導標識	20	20	100.0%
		案内図標識	11	11	100.0%
		解説標識	25	0	0.0%
		計	56	31	55.4%
	勝浦・太地	誘導標識	19	6	31.6%
		案内図標識	3	2	66.7%
		解説標識	8	4	50.0%
		計	30	12	40.0%
	那智山	誘導標識	0	0	-
		案内図標識	0	0	-
		解説標識	1	1	100.0%
		計	1	1	100.0%
山陰海岸	山陰海岸全域	誘導標識	7	3	42.8%
		案内図標識	12	11	91.7%
		解説標識	5	1	20.0%
		計	24	15	62.5%
瀬戸内海	六甲地域	誘導標識	0	0	-
		案内図標識	1	1	100.0%
		解説標識	0	0	-
		計	1	1	100.0%

図表 1-(1)-ア-⑨ 吉野熊野国立公園吉野山管理計画区における公共標識の多言語対応の状況

案内図標識については 22 基のうち英語併記等 19 基 (86.4%)、誘導標識については 72 基のうち英語併記等 51 基 (70.8%) であった。

吉野町文化観光交流課によると、平成 16 年 7 月に吉野山が世界遺産登録された際、地元関係機関で構成する協議会において、今後整備する公共標識については原則多言語対応 (英語、中国語及び韓国語) とする旨の合意をしており、これ以降、同町が設置した公共標識は原則対応しているとしている。

調査対象とした公共標識のうち、奈良県又は吉野町が設置したものを抽出すると、誘導標識が 50 基のうち英語併記等 47 基 (94.0%)、案内図標識が 20 基のうち英語併記等 19 基 (95.0%) であった。

表 公共標識の多言語表記の状況 (吉野熊野国立公園吉野山管理計画区、設置者別) (単位: 基、%)

設置者	全ての設置者			うち県・町が設置		
	総数(a)	英語併記等(b)	b/a (%)	総数(a)	英語併記等(b)	b/a (%)
誘導標識	72	51	70.8%	50	47	94.0%
案内図標識	22	19	86.4%	20	19	95.0%
解説標識	27	5	18.5%	10	4	40.0%
合計	121	75	62.0%	80	70	87.5%

(注) 当局の調査結果による。

特に、案内図標識については、周辺案内図とあわせて、現所在地周辺の歴史や文化遺産についての解説文を英語併記で記載しているものがみられ、これらは解説標識の機能も担っている。

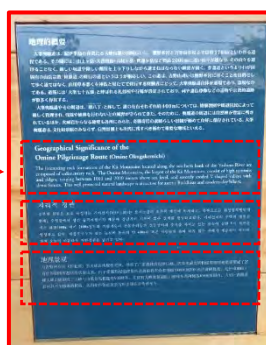
奈良県が設置した案内図標識 9 基のうち 7 基が英語による解説文を併記、また、吉野町が設置した案内図標識 11 基のうち 6 基が英語、中国語及び韓国語の 3 か国語による解説文を併記していた。

<案内図兼解説標識の例 (奈良県設置) >



英語による解説文

<案内図兼解説標識の例（吉野町設置）>



英語  
韓国語  
中国語（簡体字）

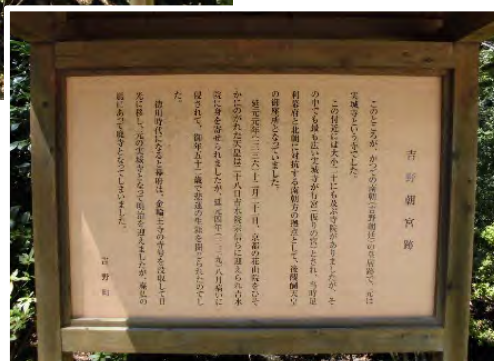
一方、解説標識については、27基のうち英語併記等は5基（18.5%）であった。英語併記等のない解説標識の多くは老朽化し、一部は景観を阻害していると考えられるものがみられた（1（2）ア参照）。

また、吉野山交通・環境対策協議会（吉野町・吉野山自治会等関係団体で構成する、吉野山の交通対策及び周辺環境整備を目的として活動する団体）が、平成22年頃に老朽化した解説標識の一部を一斉更新しているが、多言語対応する費用や時間的余裕がなかったとして、日本語のみ表記のまま更新しており、一部において多言語対応が徹底されていない状況がみられた。

<老朽化した解説標識>



<多言語表記を加えずに更新された解説標識>



（注）当局の調査結果による。



図表 1-(1)-ア-⑩ 吉野熊野国立公園大台ヶ原山管理計画区における公共標識の多言語対応の状況

東大台地区では、主に近畿地方環境事務所が統一的に公共標識を整備しており、案内図標識については11基全てが英語併記等(100.0%)、誘導標識については23基のうち21基(91.3%)が英語併記等され、残る2基は設置者不明の老朽化したものであった。

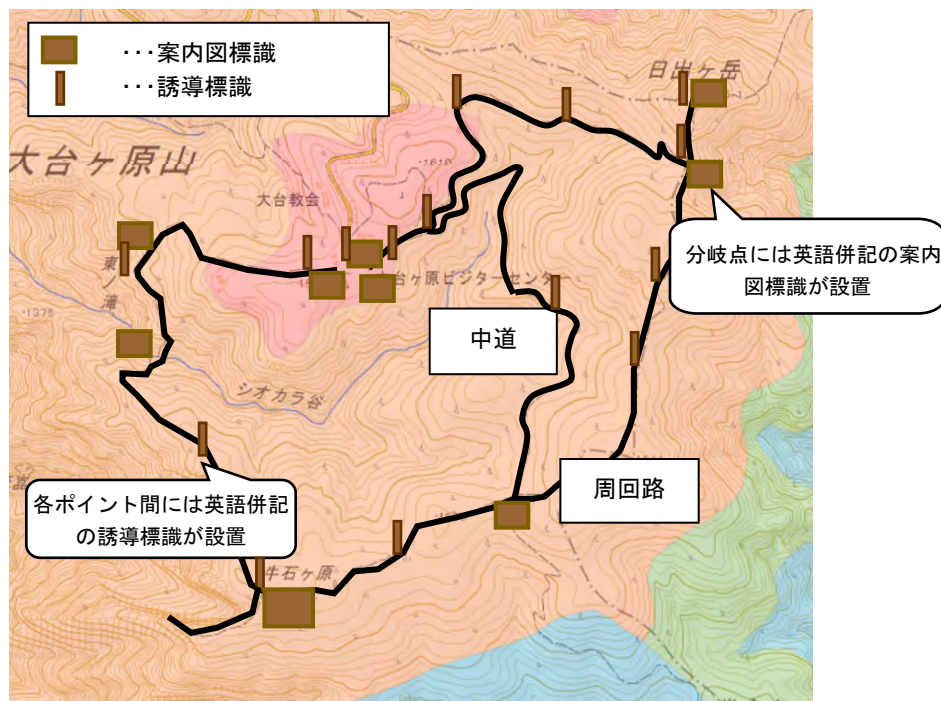
<案内図標識>



<誘導標識>



<東大台地区における案内図標識及び誘導標識の配置>



一方、「動物の足跡」、「シカの影響」など自然の景勝や動植物の生態系、自然再生の取組などについて説明する解説標識が随所に設置され、管内の国立公園の中でも設置数や

内容が突出して充実しており、ハイカーが自然を体感しながらその理解を深めることのできる内容となっているが、現認した 28 基では英語併記がなされておらず、訪日外国人に地域の魅力が伝わりづらい状況となっていた。

解説標識の多言語対応について、近畿地方環境事務所は、「解説標識を盤面への表記により多言語対応すると、盤面を大きくせざるを得ず、景観を阻害するおそれがあることや、近年 ICT を活用した多言語標識の整備も推奨されていること等から、多言語対応の手法について検討する必要がある、現時点では方針が定まっていない。」としている。

<多言語表記されていない解説標識>



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-ア-⑪ 吉野熊野国立公園勝浦・太地管理計画区における公共標識の多言語対応の状況

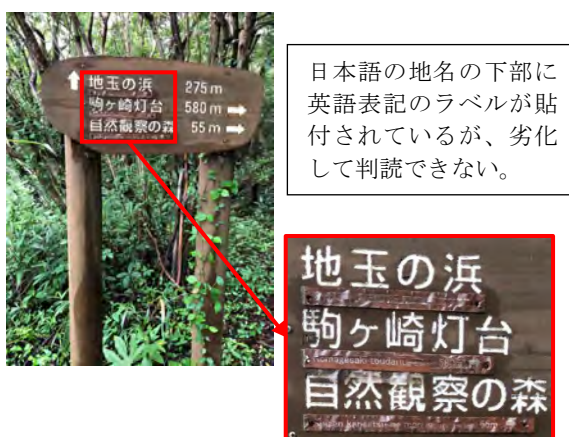
案内図標識については 16 基のうち英語併記等 13 基(81.3%)、誘導標識については 40 基のうち英語併記等は 17 基 (42.5%) であった。

誘導標識について、比較的用户が多いと考えられる燈明崎園地と梶取崎園地を結ぶ遊歩道において英語併記等がみられず、また、宇久井集団施設地区内の自然探索路沿いに設置された誘導標識については、英語表記のラベルを貼付しているが、ラベルが劣化し、判読できない状態となっていた。

<燈明崎～梶取崎 近畿自然歩道>



<宇久井集団施設地区 園路>



また、解説標識に関する多言語対応の取組として、和歌山県を中心に、当該管理計画区が日本ジオパーク「南紀熊野ジオパーク」(平成 24 年 8 月認定)及び日本遺産「鯨とともに生きる」(平成 28 年 4 月認定)に該当することから、ジオパーク及び日本遺産に関する多言語対応の解説標識を整備している例がみられた。

<多言語対応の解説標識の例>

平成 28 年度、熊野川沿岸地域の捕鯨文化について、ストーリー「鯨とともに生きる」が日本遺産に認定され、構成文化財を観光誘致に活用する文化庁事業を活用して、和歌山県が多言語対応の解説標識を整備している。



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-ア-⑫ 吉野熊野国立公園那智山管理計画区における公共標識の多言語対応の状況

誘導標識については 61 基のうち英語併記等は 44 基（72.1%）であった。

和歌山県内では、従前から、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている熊野古道中辺路において、平成 19 年度に設置された熊野古道品質向上WG（和歌山県、田辺市、観光地域づくり法人（DMO））により決定された方針によって、誘導標識の整備が進められていた。

吉野熊野国立公園那智山管理計画区を含む那智勝浦エリアでは、平成 24 年度に和歌山県、那智勝浦町及び地元関係団体で構成する「案内表示整備推進協議会」が設置され、協議会が選定した公共標識 35 基については、多言語対応のものに更新（一部新設を含む。）された（寺社が設置する標識も含まれているが、設置者の承諾を得た上で、一括して更新された。）。

<和歌山県が公共標識を一斉に多言語対応した例>



一方、案内図標識は、15 基のうち英語併記等されたものは 5 基であった。

<多言語対応されていない案内図標識>



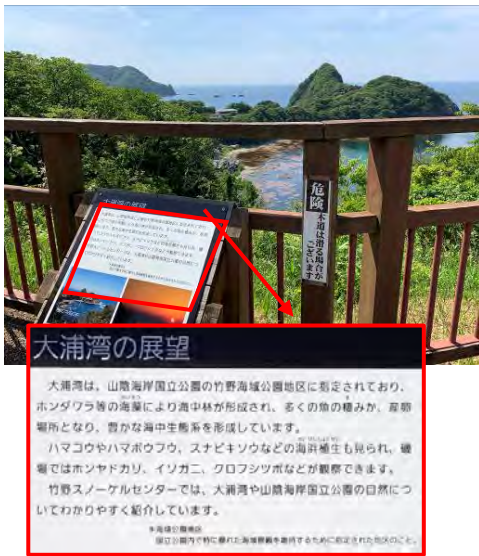
(注) 1 当局の調査結果による。

2 写真の一部は、那智勝浦町の資料による。

図表 1-(1)-ア-⑬ 山陰海岸国立公園山陰海岸全域管理計画区における公共標識の多言語対応の状況

案内図標識については 18 基のうち英語併記等 15 基 (83.3%)、解説標識については 15 基のうち英語併記等 6 基 (40.0%)、誘導標識については 15 基のうち英語併記等 6 基 (40.0%) であった。

竹野集団施設地区内の公共標識は、環境省が直轄で整備しているが、このうち、案内図標識 (周辺の景観スポットの解説と一体化した総合案内図標識を含む。) がおおむね英語併記等されている一方、解説標識は日本語表記のみのものが 6 基中 4 基であった。



これらの解説標識 6 基は、平成 30 年度に盤面の張替工事が実施されているが、日本語表記のみであった 4 基に多言語解説の追加は行われなかった。

この点について、近畿地方環境事務所は、老朽化に伴う現状回復の修繕工事として、新設時に使用した日本語表記のみの盤面原稿を再使用したためとしている。

また、同公園は、その全域がユネスコ世界ジオパークに認定されており、なかでも玄武洞は主要なジオサイトの一つとして、豊岡市及び山陰海岸ジオパーク推進協議会が園地内の公共標識を整備しており、園地内の解説標識は全て多言語対応されていた。



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-ア-⑭ 瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画区における公共標識の多言語対応の状況

誘導標識 82 基、案内図標識 49 基及び解説標識 9 基の合計 140 基のうち、英語併記等は 40 基 (28.6%) であった。

一方、訪日外国人誘致を含む六甲地域の活性化及び観光再生を目的に、環境省、兵庫県、神戸市及び関係団体が連携し、段階的に各種の取組が進められており、公共標識の多言語対応についても取組の一つとされているところ、平成 25 年度「六甲・摩耶活性化プロジェクト」(神戸市) を皮切りに、「六甲山土地利用活用プロジェクトチーム」、「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」、「六甲山再生委員会」等によりこれらが推進され、特に平成 31 年 3 月、六甲山再生委員会が策定した「六甲山グランドデザイン」の中では、「外国人目線での多言語サインの整備 (歴史解説を含む)」、「多言語登山マップの作成」等がアクションプランとして掲げられ、次例のとおり、一部の登山ルートについて、令和元年度に多言語対応の公共標識へ更新された例がみられた。

<登山ルート上の公共標識を一斉に多言語対応した例>

六甲地域では、「六甲山グランドデザイン」の主要アクションプランに基づき、平成 30 年度、新神戸駅～再度公園間 (トゥエンティクロス線・鍋蓋山登山線・修法ヶ原周遊線) について、誘導標識及び案内図標識の多言語対応が実施された (新神戸駅の案内図標識については近畿地方環境事務所が整備)。

なお、神戸市によると、諏訪山公園～再度公園 (大師道線、修法ヶ原周遊線) の誘導標識及び案内図標識の多言語対応については、令和元年度内に実施予定としている。

多言語対応された公共標識  
(新神戸駅～再度公園)

多言語対応されていない公共標識



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-イ-① 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抜粋）

<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 公園事業 <u>公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設</u>で政令で定めるものに関するものをいう。</p> <p>七 (略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-② 自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）（抜粋）

<p>(公園事業となる施設の種類の種類)</p> <p>第一条 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 博物館、植物園、動物園、水族館、<u>博物展示施設</u>及び野外劇場</p> <p>十～十二 (略)</p>
---

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-③ 「国立公園の公園計画作成要領等について」（昭和 54 年 4 月 1 日 環自計 250 号）（抜粋）

<p>(別表) 法施行令第 1 条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項</p> <p><u>法施行令</u>（以下単に「令」という。）第 1 条に掲げる各施設の定義は、次表のとおりとする。なお、次表に掲げる各施設には、令第 1 条に掲げる施設であつて当該施設に附帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設（以下「<u>附帯施設</u>」という。）を含むものとする。</p>				
1 利用施設				
令第 1 条	番号	施設名	定義	計画上の留意事項
(中略)				
第 9 号	40	博物展示施設	<u>主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（<u>ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。</u>）をいう。</u>	
(後略)				

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-④ 「ビジターセンター情報発信強化プロジェクト取りまとめ」（平成 29 年 7 月環境省ビジターセンター情報発信強化プロジェクトチーム）（抜粋）

3. 情報発信強化の取組の方向性
③ ビジターセンターがより便利に！
(中略)
・ 展示等における多言語等ユニバーサルデザイン対応
<p>ビジターセンターの展示の訪日外国人対応として、今後の整備に当たっては、日本語の逐次翻訳でなく、英語についてはコピーライティング(書き下ろし)による対応等を工夫する。また、前記の「国立公園に出かけよう」HP についても同様の対応を行う。さらに、展示盤面の見やすさ等も踏まえ、多言語への対応とし QR コードの利用等も検討する。</p> <p>加えて、訪日外国人の方も含めすべての公園利用者に配慮して、筆談具、「コミュニケーション支援ボード」等の設置を進めるとともに、英語等の通訳ソフトをインストールした情報端末の導入も検討する。</p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-⑤ 調査対象ビジターセンター

国立公園	施設名	管理計画区 (所在地)	設置者	設置年
吉野熊野	吉野山ビジターセンター	吉野山 (奈良県吉野町)	吉野町	昭和 53 年
	大台ヶ原ビジターセンター	大台ヶ原山 (奈良県吉野郡上北山村)	環境省	平成 4 年 (平成 14 年 リニューアル)
	宇久井ビジターセンター	勝浦・太地 (和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町)	環境省	平成 18 年
山陰海岸	竹野スノーケルセンター	山陰海岸全域 (兵庫県豊岡市)	環境省	平成 4 年 (平成 26 年 リニューアル)
瀬戸内海	兵庫県立 六甲山ビジターセンター	六甲地域 (兵庫県神戸市灘区)	兵庫県	昭和 50 年 (平成 30 年 リニューアル)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 吉野山ビジターセンターは、当初奈良県により整備されたが、平成 21 年に奈良県から吉野町に承継されている。



図表 1-(1)-イ-⑥ ビジターセンターにおける多言語による情報提供

名称	館銘板・館内展示	周辺マップ等の提供	スタッフ対応
大台ヶ原ビジターセンター (環境省)	<p>館銘板、館内展示ともに日本語のみ</p> <p>〔館銘板〕  </p> <p>〔館内展示〕  </p>	<p>外国人ハイカーから申出があった場合は、英語マップを窓口で配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以前からスタッフ私物のスマートフォン(翻訳アプリ)等を活用して外国人に対応していたが、通訳ソフトがインストールされたタブレットが配置されてからはこれを使用</li> <li>単独で大杉谷方面へ向かう外国人に対しては、その都度、英語に堪能なボランティアに危険事項の説明を依頼(年に1~2人程度)</li> </ul>
宇久井ビジターセンター (環境省)	<p>館銘板は英語併記されているが、館内展示の英語表記はごく一部のみ</p> <p>〔館銘板〕  </p> <p>〔館内展示〕  </p>	<p>ビジターセンター周辺散策路マップの英語版を作成し、ロビーに配架</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人訪問者に対しては片言の外国語で対応</li> <li>タブレットの使用実績はなく、調査時には充電が切れていた。</li> </ul>
竹野スノーケルセンター (環境省)	<p>館銘板、館内展示ともに英語併記</p> <p>〔館銘板〕  </p> <p>〔館内展示〕  </p>	<p>主に山陰海岸ジオパーク散策マップをラミネートしたものを待合コーナーに設置(日・英・韓・中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スノーケル及びカヌーの申込書について英語版を作成</li> <li>外国人利用者に対しては片言の外国語と身振りで対応</li> <li>コミュニケーションボードは設置しているが、利用実績はなし。</li> <li>タブレットの使用実績はなく、調査時に対応したスタッフは、保管場所を承知していない。</li> </ul>

<p>吉野山ビジターセンター（吉野町）</p>	<p>館銘板、館内展示ともに日本語のみ</p> <p>〔館銘板〕  </p> <p>〔館内展示〕  </p>	<p>(なし)</p>	<p>—</p>
<p>六甲山ビジターセンター・ガイドハウス（兵庫県）</p>	<p>館銘板は英語併記されているが、館内展示は日本語のみ</p> <p>〔館銘板〕  </p> <p>〔館内展示〕  </p>	<p>六甲山ハイキングマップ（英語併記）を出入口に配架</p>	<p>・ 六甲山ガイドハウスでは、外国人ハイカーとは翻訳アプリを利用して会話</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-ウ-① 調査対象とした英語版の媒体一覧

国立公園・管理計画区	公共標識、パンフレット等の名称	種別	作成者等	
吉野熊野	吉野山	現地公共標識	近畿地方環境事務所	
			奈良県	
			吉野町	
		Yoshino-Kumano National Park	紙	環境省
		Yoshino-Kumano National Park	紙	近畿地方環境事務所
		WORLD HERITAGE Yoshino・Omine	紙	吉野町
	Walking Course Map	紙	吉野山交通・環境対策協議会	
	Yoshino Free Wi-Fi (英語併記)	紙	吉野町	
	大台ヶ原山	現地公共標識	標識	近畿地方環境事務所
			標識	奈良県
		Yoshino-Kumano National Park	紙	環境省
		Yoshino-Kumano National Park	紙	近畿地方環境事務所
		Nishi-Odai Regulated Utilization Area Guidebook	紙	近畿地方環境事務所
		Eastern Odaigahara Nature Trails	紙	吉野管理官事務所
	Kamikitayamamura Village Map	紙	上北山村	
	勝浦・太地	現地公共標識	標識	近畿地方環境事務所
				和歌山県
				太地町
				那智勝浦町
		Yoshino-Kumano National Park	紙	環境省
		Yoshino-Kumano National Park	紙	近畿地方環境事務所
Yoshino-Kumano National Park Ugui Peninsula	紙	宇久井ビジターセンター		
那智山	現地公共標識	標識	環境省	
			和歌山県	
			那智勝浦町	
	Yoshino-Kumano National Park	紙	環境省	
	Yoshino-Kumano National Park	紙	近畿地方環境事務所	
	那智山(英語併記)	電子	那智勝浦町観光協会	
Nachi Katsuura Walking MAP	電子	和歌山県観光連盟		
Nachi katsuura GUIDE BOOK & AR MOVIE	紙	那智勝浦町		
山陰海岸	山陰海岸全域	現地公共標識	標識	近畿地方環境事務所
兵庫県				
豊岡市				
山陰海岸ジオパーク推進協議会				

		San'in Kaigan National Park	紙	環境省
		San'in Kaigan National Park	紙	近畿地方環境事務所
		TAKENO SNORKELING CENTER	紙	近畿地方環境事務所
		San'in Kaigan UNESCO Global Geopark	紙	山陰海岸ジオパーク推進協議会
		TAKENO MAP	紙	竹野観光協会
		TAKENO	紙	但馬ふるさとづくり協会
瀬戸内海	六甲地域	現地公共標識	標識	近畿地方環境事務所
				兵庫県
				神戸市
		Setonaikai National Park	紙	環境省
		Setonaikai National Park	紙	近畿地方環境事務所
		六甲山ハイキングマップ（英語併記）	紙	兵庫県
		Hyogo Prefectural Mt.Rokko Visitor Center & Guide House	紙	兵庫県
		Setonaikai National Park Mt.Rokko ☆ Mt.Maya Night View Guide Map	紙	六甲摩耶観光推進協議会
	Let's go to Mt.Rokko Trail Maps	紙	神戸観光局	
	Maya Viewline	紙	摩耶ビューライン	

- (注) 1 当局の調査結果による。  
2 「種別」欄は、調査対象とした英語版の各媒体の形態（標識、紙及び電子）を記載している。  
3 「作成者等」欄は、パンフレット等の作成者、ウェブサイト管理者、公共標識の設置者を記載している。

図表 1-(1)-ウ-② 同一の地名・名称に用いる英語表記が異なる事例

【内容】

公共標識、観光案内パンフレット等に記載されている 169 の地名・名称の英訳を比較したところ、表記が異なるものが 62 事例みられた。

【例】「後醍醐天皇陵」の英語表記

媒体	現地案内図標識	現地案内図標識
作成者	奈良県	吉野町
写真等		
英語表記	Godaigotennou tomb	Emperor Godaigo's Tomb
媒体	Walking Course Map (パンフレット)	WORLD HERITAGE Yoshino・Omine (パンフレット)
作成者	吉野山交通・環境対策協議会	吉野町
写真等		
英語表記	Tomb of Emperor Go-daigo	Emperor Go-Daigo Mausoleum

(注) 当局の調査結果による。

【一覧】

No.	管理 計画区	地名・名称	英語表記	国	県	市町村	その他
1	吉野山	青根ヶ峰	Mt. Aonegamine	○	○		
			Aone-ga-mine Peak			○	○
			Aonegamine Mountain			○	
2		高城山	Mt. Takagiyama		○		
			Mt. Takagi				○
			Takagiyama			○	
3		高城山展望台	Takagiyama viewing platform			○	
			Takagiyama Observatory		○		○
			Mt. Takagi observation Platform				○
4		西行庵	Saigyo-an Hutch		○		
			Saigyo-an		○	○	
			Saigyo-an Hermitage			○	○
5		苔清水	Koke-Shimizu Stream			○	○
			Kokeshimizu Spring		○		
6		義経隠れ塔	Yoshitsune's Tower		○		
	Yoshitsune's Tower Hideout					○	
	Yoshitsune Kakureto				○		
7	吉野水分神社	Yoshino Mikumari-jinja Shrine		○	○	○	
		Yoshino Mikumari Shrine	○				
8	吉野山	Yoshinoyama		○			
		Mt. yoshino	○				
9	竹林院	Chikurin' In				○	
		Chikurin-In Temple		○	○		
10	桜本坊	Sakuramoto				○	
		Sakuramoto-Temple		○	○		
		Sakurahonbo Temple		○			
11	喜蔵院	Kizo-in				○	
		Kizo-in Temple		○	○	○	
12	東南院	Tonan' In				○	
		Tonan-In Temple		○	○	○	
13	五郎平茶屋	Gorobe-jaya Park		○			
		Gorobeechaya		○			
		Gorobei Chaya Square				○	○
14	吉野朝宮跡 (吉野町皇居跡)	Ruins of the Nancho Emperor's Palace				○	
		Ruins of Yoshino Chogu Palace				○	
		Yoshinochogu Ruins				○	
		Marks of the Nancho Emperor's Palace		○			
15	後醍醐天皇陵	Emperor Godaigo's Tomb		○	○		
		Godaigotennou tomb		○			
		Tomb of Emperor Go-daigo				○	

No.	管理 計画区	地名・名称	英語表記	国	県	市町村	その他
16		三郎鐘	Emperor Go-Daigo Mausoleum			○	
			Saburogane Bell Tower		○		
			Saburogane			○	
			Saburo-gane Bell				○
17	大台ヶ原山	開拓分岐	Kaitaku-bunki Crossroads	○			
			Kaitaku junction	○		○	
			Kaitakubunki	○			
18		七ツ池湿地	Nanatsu-Ike Marsh	○			
			Nanatsuike Swamp	○			
19		中ノ谷木橋	Nakanotani-kibashi Bridge	○			
			Naka-no-tani Valley timber bridge	○			
20		西大台展望台	Nishiodai-tenbodai-Lookout Point	○			
			Observatory	○		○	
21		逆峠	Sakasama-toge Pass	○			
			Sakasa-touge Pass			○	
22		シオカラ谷吊り橋	Shiokaradani-tsuribashi Bridge	○			
			Shiokara Suspension Bridge			○	
			Shiokaradani Suspension Bridge	○			
23		大台教会	Odai-kyokai Shintoism Worship Hall	○			
			Odai Church	○		○	
			Odai Shrine	○			
24		大蛇岨	Daijagura	○		○	
			Daijagura Cliff	○			
			Daijagura(Rock Wall)	○			
25		牛石ヶ原	Ushi-ishigahara Clearing	○			
			Ushiishigahara Field	○		○	
26		尾鷲辻	Owassetsuji	○		○	
			Owassetsuji Crossroads	○			
27		正木ヶ原	Masakigahara Clearing	○			
			Masakigahara Field	○		○	
28		正木峠	Masaki-toge Pass	○			
			Masaki-touge Pass	○			
			Masaki Pass	○			
			Shoki Pass	○			
29	勝浦・太地	くじら供養碑	Memorial Monument for the Repose of Whale's Soul			○	
			Whale Memorial		○		
30		漂流人記念碑	Monument for the victims of the disaster in 1878			○	
			Castaways Memorial		○		
31		燈明崎	Tomyozaki Point	○		○	
			Cape Tomyozaki		○		
		古式捕鯨狼煙場跡	Site of Old Whaling Smokehouse		○		

No.	管理 計画区	地名・名称	英語表記	国	県	市町村	その他
32			Smoke Signal Station			○	
33		古式捕鯨支度部屋跡	Site of Old Whaling StagingCamp		○		
			Lookout Rest House Site		○		
			Site of Remains of Rest House for Watchmen			○	
34		上野展望台	Uwano Tenboudai (Sightseeing Tower)	○			
			Gazebo in Uwano	○			
35	那智山	那智の滝	Nachi Waterfall		○		
			Nachi-no-Taki Falls	○			
			Nachi Falls			○	
36		熊野那智大社	Kumano Nachi Taisha				○
			Kumano Nachi Taisha Shrine	○			
			Kumano Nachi Taisha Grand Shrine		○		
37		大門坂	Daimon-zaka				○
			Daimon-zaka Slope			○	
38		表参道	Front Approach to the Shrine&Temple			○	
			Shrine Approach		○		
39		那智の滝前バス停	Nachi-no-Taki-mae				○
			Nachi Waterfall Bus Stop			○	
40		夫婦杉	Meoto-sugi		○		
			Meoto-sugi Cedar Trees			○	
41		三重塔	Sanju-no-to				○
			Three-storied Pagoda			○	○
42	山陰海岸 全域	竹野スノーケルセンター	Takeno Snorkel Center	○			
			Takeno Snorkeling Center	○			
43		休暇村竹野海岸	Kyukamura Takeno Kaigan	○			
			National Park Resort Village Takenokaigan	○			
			Takeno Coast Resort Village	○			
44		はさかり岩	Hasakari-iwa	○			
			Hasakari Rock	○		○	
			Hasakariwa Rock				○
45		玄武洞	Genbudo			○	
			Genbudo Cave	○			
46		円山川	Maruyamagawa River	○		○	○
			Maruyama River	○			○
47		城崎温泉	Kinosaki Onsen				○
			Kinosaki Hot Spring(s)	○			○
48		ハチゴロウの戸島 湿地	Hachigoro's Toshima Wetland				○
			Toshima Wetland			○	
			Hachigoro's Toshima Marsh				○
49		コウノトリの郷公園	Hyogo Park of the Oriental White Stork	○			
			Hyogo Prefectural Homeland for Oriental white Stork				○



No.	管理 計画区	地名・名称	英語表記	国	県	市町村	その他
50	六甲 地域	再度公園	Futatabi Koen Park				○
			Futatabi Park		○	○	
51		修法ヶ原池	Shiogahara Pond			○	
			Shuhougahara Pond		○		
52		風の丘中間駅	Kaze no Oka Mid Sta.	○	○	○	○
			Herb Gardens Mid Sta.		○		
53		布引の滝	Nunobiki Falls		○	○	
			Nunobiki Waterfall				○
54		トゥエンティクロス	Twenty Cross				○
			Twenty Cross Trail			○	
55		掬星台	Kikuseidai Observation platform	○	○	○	
			Kikuseidai Observatory	○			
			Mt.Maya Kikuseidai Viewpoint				○
56		摩耶自然観察園	Maya Shizen Kansatsu Park		○		
	Maya Shizen Kansatsu-en (Maya Nature Park)			○		○	
57	神戸市立自然の家	Shizen no Ie		○			
		Kobe Municipal Shizen no ie			○		
		Kobe Municipal Nature House		○			
		Shizen no ie(Outdoor Activity Center)				○	
58	QBB チーズ館	Rokkosan QBB Cheese Castle		○		○	
		Rokko QBB cheese museum		○	○		
59	記念碑台	Monument		○		○	
		Kinenhidai(Memorial Monument)		○			
60	六甲ケーブル下駅	Rokko Cable Shita Sta.		○		○	
		Rokko Cable Bottom Sta.			○		
61	天狗岩	Tenguiwa		○		○	
		Tenguiwa Rock		○			
62	雲ヶ岩	Kumogaiwa		○		○	
		Kumogaiwa Rock		○			

(注) 1 対象とする地名・名称は、以下の条件をいずれも満たすものとした。

- ① 当局の調査対象ルート上の公共標識に英語表記のあった地名・名称
  - ② 複数種類の標識又はパンフレット等に英語表記のあった地名・名称
- 2 「○」は、各英語表記を用いている機関を示す。
- ① 「国」は環境省、近畿地方環境事務所等を示す。
  - ② 「県」及び「市町村」は、各地域内の県及び市町村を示す。
  - ③ 「その他」は、地元観光協会等の民間団体を示す。

図表 1-(1)-ウ-③ 同一の地名・名称に用いる英語表記が異なる事例（英訳のパターンが異なることによるもの）

【内容】		
英語表記が異なる事例（図表 1-(1)-イ-②参照）のうち、次例のとおり英訳のパターンが異なることが原因となっているものは 33 事例である。		
【例】「はさかり岩」の英語表記		
媒体	現地解説標識	San' in Kaigan National Park (リーフレット)
作成者	豊岡市	近畿地方環境事務所
写真等		
英語表記	Hasakari Rock（「iwa」を「Rock」に置換するパターン）	
媒体	現地総合案内図標識	TAKENO(チラシ)
作成者	近畿地方環境事務所	但馬ふるさとづくり協議会
写真等		
英語表記	Hasakari-iwa （「Rock」を使わないパターン）	Hasakari-iwa Rock （「Rock」を付記するパターン）

(注) 当局の調査結果による。

【一覧】

No.	管理 計画区	地名・名称	英語表記	国	県	市町村	その他
1	吉野山	高城山	Mt. Takagiyama		○		
			Mt. Takagi				○
			Takagiyama			○	
2		西行庵	Saigyo-an Hutch		○		
			Saigyo-an		○	○	
			Saigyo-an Hermitage			○	○
3		吉野水分神社	Yoshino Mikumari-jinja Shrine		○	○	○
			Yoshino Mikumari Shrine	○			
4		吉野山	Yoshinoyama		○		
			Mt. yoshino	○			
5	竹林院	Chikurin' In				○	
		Chikurin-In Temple		○	○		
6	桜本坊	Sakuramotobo				○	
		Sakuramotobo-Temple		○	○		
		Sakurahonbo Temple		○			
7	喜蔵院	Kizo-in				○	
		Kizo-in Temple		○	○	○	
8	東南院	Tonan' In				○	
		Tonan-In Temple		○	○	○	
9	五郎平茶屋	Gorobe-jaya Park			○		
		Gorobeechaya		○			
		Gorobei Chaya Square				○	○
10	三郎鐘	Saburogane Bell Tower			○		
		Saburogane				○	
		Saburo-gane Bell					○
11	大台ヶ原山	開拓分岐	Kaitaku-bunki Crossroads	○			
			Kaitaku junction	○		○	
			Kaitakubunki	○			
12		中ノ谷木橋	Nakanotani-kibashi Bridge	○			
			Naka-no-tani Valley timber bridge	○			
13		シオカラ谷吊り橋	Shiokaradani-tsuribashi Bridge	○			
			Shiokara Suspension Bridge				○
14		大蛇嶮	Shiokaradani Suspension Bridge	○			
			Daijagura	○			○
			Daijagura Cliff	○			
15	尾鷲辻	Daijagura (Rock Wall)	○				
		Owassetsuji	○			○	
16	正木峠	Owassetsuji Crossroads	○				
		Masaki-toge Pass	○				
		Masaki-touge Pass	○				
			Masaki Pass	○			

No.	管理 計画区	地名・名称	英語表記	国	県	市町村	その他
			Shoki Pass	○			
17	那智山	熊野那智大社	Kumano Nachi Taisha				○
			Kumano Nachi Taisha Shrine	○			
			Kumano Nachi Taisha Grand Shrine		○		
18		大門坂	Daimon-zaka				○
			Daimon-zaka Slope			○	
19		夫婦杉	Meoto-sugi		○		
			Meoto-sugi Ceder Trees			○	
20	山陰海岸全域	休暇村竹野海岸	Kyukamura Takeno Kaigan	○			
			National Park Resort Village Takenokaigan	○			
			Takeno Coast Resort Village	○			
21		はさかり岩	Hasakari-iwa	○			
			Hasakari Rock	○		○	
			Hasakariwa Rock				○
22		玄武洞	Genbudo			○	
			Genbudo Cave	○			
23		円山川	Maruyamagawa River	○		○	○
			Maruyama River	○			○
24		城崎温泉	Kinosaki Onsen				○
			Kinosaki Hot Spring(s)	○			○
25	六甲地域	再度公園	Futatabi Koen Park				○
			Futatabi Park		○	○	
26		風の丘中間駅	Kaze no Oka Mid Sta.	○	○	○	○
			Herb Gardens Mid Sta.		○		
27		トゥエンティクロス	Twenty Cross				○
			Twenty Cross Trail			○	
28		摩耶自然観察園	Maya Shizen Kansatsu Park		○		
			Maya Shizen Kansatsu-en (Maya Nature Park)		○		○
29		神戸市立自然の家	Shizen no Ie		○		
			Kobe Municipal Shizen no ie			○	
			Kobe Municipal Nature House		○		
			Shizen no ie(Outdoor Activity Center)				○
30		記念碑台	Monument		○		○
			Kinenshidai(Memorial Monument)		○		
31		六甲ケーブル下駅	Rokko Cable Shita Sta.		○		○
			Rokko Cable Bottom Sta.			○	
32		天狗岩	Tenguiwa		○		○
			Tenguiwa Rock		○		
33		雲ヶ岩	Kumogaiwa		○		○
			Kumogaiwa Rock		○		

(注) 1 対象とする地名・名称は、以下の条件をいずれも満たすものとした。

- ① 当局の調査対象ルート上の公共標識に英語表記のあった地名・名称

- ② 複数種類の標識又はパンフレット等に英語表記のあった地名・名称
- 2 「○」は、各英語表記を用いている機関を示す。
- ① 「国」は環境省、近畿地方環境事務所等を示す。
  - ② 「県」及び「市町村」は、各地域内の県及び市町村を示す。
  - ③ 「その他」は、地元観光協会等の民間団体を示す。

図表 1-(1)-ウ-④ 同一の地名・名称に用いる英語表記が異なる事例（地名の日本語読みが異なることによるもの）

【内容】		
英語表記が異なる 62 事例（図表 1-(1)-イ-③参照）のうち、次例のとおり、地名の日本語読みが異なることが原因となっているものは 4 事例である。		
【例】「正木峠」の英語表記		
日本語の読みが異なることに加え、「toge」を「Pass」に変換するか付記するかによっても異なっている。		
媒体	Yoshino-Kumano National Park (リーフレット)	Yoshino-Kumano National Park (リーフレット)
作成者	近畿地方環境事務所	環境省
写真等		
英語表記	Masaki Pass	Shoki Pass
媒体	現地誘導標識	Kamikitayamamura Village Map (リーフレット)
作成者	近畿地方環境事務所	上北山村
写真等		
英語表記	Masaki-toge Pass	Masaki-toue Pass

(注) 当局の調査結果による。

【一覧】

No.	管理 計画区	地名・名称	英訳表記	国	県	市町村	その他
1	吉野山	桜本坊	Sakuramotobo			○	
			Sakuramotobo-Temple		○	○	
			Sakurahonbo Temple		○		
2	大台ヶ原山	逆峠	Sakasama-toge Pass	○			
			Sakasa-touge Pass			○	
3	大台ヶ原山	正木峠	Masaki-toge Pass	○			
			Masaki-touge Pass	○			
			Masaki Pass	○			
			Shoki Pass	○			
4	六甲地域	修法ヶ原池	Shiogahara Pond			○	
			Shuhougahara Pond		○		

(注) 1 対象とする地名・名称は、以下の条件をいずれも満たすものとした。

- ① 当局の調査対象ルート上の公共標識に英語表記のあった地名・名称
- ② 複数種類の標識又はパンフレット等に英語表記のあった地名・名称

2 「○」は、各英語表記を用いている機関を示す。

- ① 「国」は環境省、近畿地方環境事務所等を示す。
- ② 「県」及び「市町村」は、各地域内の県及び市町村を示す。
- ③ 「その他」は、地元観光協会等の民間団体を示す。

図表 1-(1)-ウ-⑤ 瀬戸内海国立公園六甲地域管理計画区における英語表記統一に関する取組状況

【内容】

平成 30 年の取組として、国、地方公共団体、民間団体等の連携による国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会が「六甲山トレイル満喫プラン」を策定し、同プラン内で英語表記の統一ルールを示すとともに、具体的な 176 の地名・名称の多言語訳(英語・中国語(簡体字)・韓国語)を整理している例がみられた。

同委員会に参加している神戸市によると、多言語訳整理の際は、現行のガイドラインを整理するとともに、既設の公共標識やパンフレット等に記載された英語表記を調査し、現状の表記からの変更が極力発生しないよう配慮したとしている。

六甲山トレイル満喫プラン

7 六甲山のトレイル利活用に関する情報提供のあり方

(1) 六甲山のトレイル標識に関する共通ルール(抜粋)

③表示内容、用語の統一と多言語対応

【用語の統一】

○六甲山を初めて訪れた利用者にも分かりやすいよう、標識に表示する地名・ルート名等については外国語表記を含め統一を図る。(例:「徳川道」と「柚谷道」等)

【多言語対応】

○使用する言語は、日本語と英語を表記することを基本とする。

○トレイルや場所毎の外国人利用の特性を踏まえ、必要に応じて中国語(簡体字)、韓国語等を加えて表記する。特に、地図の凡例や注意標識については重要な情報であるため、英語以外の表記を検討する。あわせてピクトグラムの積極的な活用を図る。

○複数言語を表記することにより視認性が損なわれることが無いよう留意する。必要に応じてQRコードやARアプリ等の情報通信技術を活用し、標識板面には掲載しきれない言語での情報の提供について検討する。

※地名・ルート名及び多言語表記の統一化については、上半期業務で作成した「地名等の統一多言語表記案の作成」を参照する。

※ピクトグラムについては、「自然公園等施設技術指針 第7章公共標識(サイン類)」における「多言語対応のピクトグラム」「自然公園独自のピクトグラム」等を参照する。

(多言語表記一覧表)(抜粋)

多言語表記一覧表	名称	種別	種別	名称	種別	種別	種別	種別	種別
1	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
2	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
3	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
4	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
5	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
6	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
7	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
8	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
9	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
10	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
11	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
12	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
13	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
14	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
15	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
16	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
17	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
18	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
19	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名
20	六甲山	山名	六甲山	六甲山	山名	六甲山	山名	六甲山	山名

(注) 1 近畿地方環境事務所の資料に基づき当局が作成した。  
2 下線は当局が付した。



図表 1-(1)-ウ-⑥ 和歌山県外国語表記ガイドライン（平成 28 年 3 月）（抜粋）

### 1 目的

平成 25 年 6 月 11 日の観光立国推進閣僚会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」において、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等について、外国人目線に立った各分野に共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図ることとされたところである。

平成 26 年 3 月、上記趣旨に沿って、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（以下「観光庁ガイドライン」という。）が作成された。

当該観光庁ガイドラインを踏まえ、本県で進めるべき外国語対応の実践について、県内市町村、観光関係事業者及び公共交通機関等の各分野に共通する指針、特に対訳語一覧を定めるものである。

（中略）

### 3 表記言語

#### ■ タイプ A（禁止・注意系）

ピクトグラムを活用し、英語併記を基本とする。

#### ■ タイプ B（名称系、誘導系、複合系）

ピクトグラムを活用し、英語併記を基本とする。

#### ■ タイプ C（解説系）

英語併記を基本とする。

※公益財団法人「交通エコロジー・モビリティ財団」作成のピクトグラムを参照する。

※整備主体において中国語、韓国語その他英語以外の言語を併記することは妨げない。

### 4 対訳語一覧①（県内観光地名称）（抜粋）

番号	振興局	市町村名	分類	日本語	英語(対訳語)
745	東牟婁	那智勝浦町	休憩所	那智高原休憩所	Nachi Kogen Rest Area
746	東牟婁	那智勝浦町	公園	那智高原公園	Nachi Kogen Park
747	東牟婁	那智勝浦町	越え	大雲取越	Ogumotori-goe Section
748	東牟婁	那智勝浦町	古墳	下里古墳	Shimosato Tumulus

### 対訳語一覧②（共通単語・文例）（抜粋）

番号	案内表示の分類	分類	日本語	英語(対訳語)
185	タイプB	-	山	Mountain
186	タイプB	-	河川	River
187	タイプB	-	森	Forest
188	タイプB	-	展望台	Observatory/ View Point/ Scenic Point
189	タイプB	-	ビジターセンター	Visitor Center
190	タイプA	-	悪路のため足下注意	Rough terrain! Watch your step!

(注) 1 和歌山県のウェブサイト資料に基づき当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-ア-① 公共標識のタイプ

種類		主な機能	標識の標準例
記名標識	入口標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園区域の明示、公園の周知</li> <li>自然公園の見所紹介、マナー、解説等の総合的な案内</li> <li>記念撮影の点景</li> </ul>	
	公園名碑標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園であることの認識の高揚</li> <li>自然公園のシンボル、ランドマーク</li> </ul>	
	資源名標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設、景観資源、地名の認知（確認や識別）</li> </ul>	
案内標識	誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的事物への誘導</li> </ul>	
	案内図標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>オリエンテーション（全体像の把握及び自己の存在位置の確認）</li> </ul>	

	総合案内標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種利用情報の提供</li> </ul>	
解説標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然教育</li> <li>自然解説や自然情報の提供</li> <li>歴史・文化的興味対象の解説</li> </ul>		
注意標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故防止</li> <li>自然環境の保護</li> <li>公序良俗の維持</li> <li>利用規制の認知</li> </ul>		
掲示板	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事予定等の広報、ポスター掲示</li> </ul>		
境界標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園区域や管理地の明示</li> </ul>		

(注) 技術指針(第3部 施設別技術指針 第7章 公共標識(サイン類))「I 公共標識に関する計画と設計の手順 I-3 公共標識のタイプ 表1 公共標識のタイプ」及び「II-2-2 公共標識の標準例」に基づき当局が作成した。

図表 1-(2)-ア-② 老朽化、汚損等により、情報提供機能が損なわれ、その一部は景観を阻害していると考えられる事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	吉野山
場所	花矢倉展望台 付近		
設置管理者	吉野町		

(内容)

金属製の解説標識がさびで剥がれ落ちるなど劣化し、景観を損なっていると考えられる事例がみられた。



このほか類似の事例が 21 事例みられた。

国立公園	管理計画区	事例概要	
吉野熊野	吉野山	(設置管理者) 不明 (内容) 公衆トイレを案内する看板(誘導標識)が倒れたまま放置されている。	




吉野熊野	吉野山	<p>(設置管理者) 不明</p> <p>(内容) 桜（七曲り下の千本）の眺望ポイントにおいて、劣化し記載内容が判読できない状態の公共標識が放置されている。</p>	
吉野熊野	吉野山	<p>(設置管理者) 吉野町</p> <p>(内容) 花矢倉地区の多機能トイレ付近に老朽化して文字が判読できない案内標識が放置されている。</p>	
吉野熊野	吉野山	<p>(設置管理者) 吉野町</p> <p>(内容) 大橋についての解説標識が設置されているが、劣化により塗料が剥落して表示内容が読めなくなっている。</p>	
吉野熊野	吉野山	<p>(設置者) 奈良県 (管理者) 吉野町</p> <p>(内容) 高城山展望台に設置される眺望の解説標識について経年劣化により塗料が剥落して表示内容が分からなくなっている。 なお、景観の阻害には至っていないと考えられる。</p>	

吉野熊野	大台ヶ原山	<p>(設置管理者) 不明</p> <p>(内容) 大台ヶ原周回線の入口付近において、木製の誘導標識が破損したまま放置されている。</p>	
吉野熊野	勝浦・太地	<p>(設置管理者) 和歌山県</p> <p>(内容) 金刀比羅神社付近に版面が劣化し記載内容が判読できない状態で公共標識が放置されている。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、和歌山県は、当該標識を撤去</p>	
吉野熊野	勝浦・太地	<p>(設置管理者) 太地町</p> <p>(内容) 吉備真備漂着之地碑前に版面が劣化し記載内容が判読できない状態の公共標識が放置されている。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、太地町は、当該標識を撤去</p>	
吉野熊野	勝浦・太地	<p>(設置管理者) 太地町</p> <p>(内容) 燈明崎から梶取崎の間の近畿自然歩道上に公共標識が倒れたまま放置されている。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、太地町は、当該標識を撤去</p>	

吉野熊野	勝浦・太地	<p>(設置管理者) 環境省</p> <p>(内容) 宇久井集団施設地区内の誘導標識が破損したまま放置されている。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、環境省は、当該標識を応急で修理。年度内に建て替えを完了見込み</p>	
吉野熊野	勝浦・太地	<p>(設置管理者) 環境省 (宇久井ビジターセンター)</p> <p>(内容) 宇久井集団施設地区内の林内遊歩道において、ラミネート加工の簡易な公共標識がビニールテープにより括り付けて設置されており、汚損し折れ曲がったまま放置されている。</p>	
吉野熊野	勝浦・太地	<p>(設置管理者) 和歌山県</p> <p>(内容) 「草や木を取らないように」との注意標識の右隣に誘導標識が設置されているが、当該標識の前面に樹木が繁茂しているため、歩道から見えない。 なお景観は阻害していない。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、和歌山県は、標識前の枝払いを実施</p>	

吉野熊野	那智山	<p>(設置管理者) 和歌山県</p> <p>(内容) 那智妙法山周回道路（熊野古道かけぬけ道）から妙法山への分岐点に新しく設置された案内標識の下に、破損した古い公共標識が放置されている。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、和歌山県は、当該標識を撤去</p>	
吉野熊野	那智山	<p>(設置管理者) 那智勝浦町</p> <p>(内容) 大戸平園地（那智高原）内に、案内板表示が無くなり、枠のみとなった公共標識が2基放置されている。</p>	 
吉野熊野	那智山	<p>(設置管理者) 那智勝浦町</p> <p>(内容) 大戸平園地（那智高原）内のローラスライダーの降り口付近に壊れた公共標識が放置されている。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、那智勝浦町は、当該標識を撤去</p>	



山陰海岸	山陰海岸全域	<p>(設置管理者) 不明</p> <p>(内容) 猫崎半島の賀嶋公園において、ビューポイントの案内として設置されていたと思われる公共標識「朝日の見えるポイント」が折れたまま放置されている。</p>	
瀬戸内海	六甲地域	<p>(設置管理者) 神戸市</p> <p>(内容) 再度山の修法ヶ原周遊線歩道上に設置されている公共標識が破損し、枠のみが放置されている。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、神戸市は、当該標識を撤去</p>	
瀬戸内海	六甲地域	<p>(設置管理者) 神戸市</p> <p>(内容) 再度山に設置される周辺案内図、自然の解説標識について汚損の程度が著しく判読が困難となっている (当該事例のほか汚損2事例あり)。</p> <p>【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、神戸市は、当該標識の盤面を清掃</p>	

(注) 1. 当局の調査結果による。

2. 調査対象とした公共標識は、国、地方公共団体、観光協会等が設置したとみられる公共標識で、老朽化、汚損等のため分類できないが公共標識であると推認されるもの等を含む。

図表 1-(2)-ア-③ 必要な場所に設置されていない又は配置が適切でないため、利用者の誘導に支障がある事例（設置不足）

国立公園	吉野熊野	管理計画区	勝浦・太地
場所	宇久井集団施設地区 松尾展望広場 付近		
設置管理者	環境省（宇久井ビジターセンター）		

(内容)

宇久井集団施設地区内の周回路から松尾展望広場に向かう歩道の途中に、地図には掲載されていない分岐点（三叉路）があり、左に進むと松尾展望広場に至り、右に進むと断崖に至る。この分岐点には目標となる施設・地点の方向や距離を示す誘導標識が設置されておらず、利用者にとって進路が分かりづらいものとなっていた。

また、分岐点を右に進んだ場合、断崖の近くには、転落を防止するための「危険 立入禁止」と記載した注意標識が3基設置されているが、このうち1基が破損して見えなくなっており、これに気付かず進むと柵のない断崖の直前に出てしまい危険な状況となっていた。

＜誘導標識が設置されていない分岐点＞





右に進むと、丸太の階段が整備されているが、その先は断崖

＜断崖の近くに設置された注意標識のうち1基が破損＞





注意標識のうち1基が破損して見えなくなっている。

破損した注意標識に気付かず進むと柵のない断崖

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-ア-④ 必要な場所に設置されていない又は配置が適切でないため、利用者の誘導に支障がある事例（配置不適切）

国立公園	瀬戸内海	管理計画区	六甲地域
場所	修法ヶ原周遊線（探勝歩道）と再度山線（車道）の境界		
設置管理者	神戸市		

(内容)

修法ヶ原周遊線（探勝歩道）と再度山線（車道）の境界には、侵入を防止する柵が設置され、車道から見えない位置に設置された案内標識には、「車両通行止 ハイカーの利用は自由」と案内されているが、車道から見える位置にはその旨の案内はなされておらず、嚴重に柵が設けられていることもあって、歩行者も通行できないものと誤解をまねく状況となっていた。

＜車道からは見えない位置に設置＞



＜車道から探勝歩道を望む＞



車道

＜探勝歩道から車道を望む＞



車道

【その後の措置状況】

当局の指摘を受け、神戸市は、当該標識を適正な位置へ移設

国立公園	吉野熊野	管理計画区	吉野山
場所	西行庵 苔清水付近		
設置管理者	吉野山交通・環境対策協議会		

(内容)

金峯神社から苔清水に至る歩道の一部区間は、崩落箇所があるため、通年立入禁止とされているところ、立入禁止区間の一方の入口（苔清水付近）に「観桜期間中 立入禁止」と記した注意標識が設置されており、観桜期間以外なら通行できるものと誤解をまねく状況がみられた。

また、立入禁止箇所のもう一方の入口には立入禁止を示すロープは張られているが、特に注意を喚起する標識等はみられなかった。

<立入禁止としている区間の一方の入口（苔清水付近）>



<立入禁止としている区間のもう一方の入口>



<立入禁止としている区間>



※同設置管理者が金峯神社付近に設置している誘導標識より（赤点線枠は当局が付した。）

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-ア-⑤ 同じ案内標識が乱立しており、一部の表示に誤りがある事例

国立公園	瀬戸内海	管理計画区	六甲地域
場所	丁字ヶ辻		
設置管理者	神戸市（道路標識）、その他は不明		

(内容)

記念碑台及び記念碑台に設置される公衆トイレを案内する標識について、同じ場所に4つの標識が設置され、うち1つは異なる距離を表示していた。



【その後の措置状況】

当局の指摘を受け、神戸市は、誤解の生じる下2つの標識を撤去

図表 1-(2)-ア-⑥ 掲載情報が古いなど表示内容が適切でないため、利用者の誤解を招くおそれがある事例（内容不適切）

国立公園	吉野熊野	管理計画区	那智山
場所	那智妙法山歩道入口		
設置管理者	那智勝浦町		

(内容)

熊野古道において、以下のとおり、通行止め案内の表示内容が適切でないため、利用者の誤解を招くおそれがある事例がみられた。

那智妙法山歩道入口には、熊野古道の大雲取越の通行止め区間（地蔵茶屋跡から石倉峠まで）とその迂回路について案内する標識が設置されている。しかし、標識の地図には、当該標識が設置される現在地が表示されていない上、地図上に“案内看板”と示される位置は、当該標識が設置されている位置ではない。このため、利用者が現在地を地図上の“案内看板”と示される位置と誤解するおそれがある。

<那智妙法山歩道の入口に設置されている標識>

「案内看板」と記載されているが、当該標識の設置されている場所ではない。また、現在地が記載されておらず、現在地と通行止めの箇所との位置関係が不明瞭

<奥に設置されている案内標識>

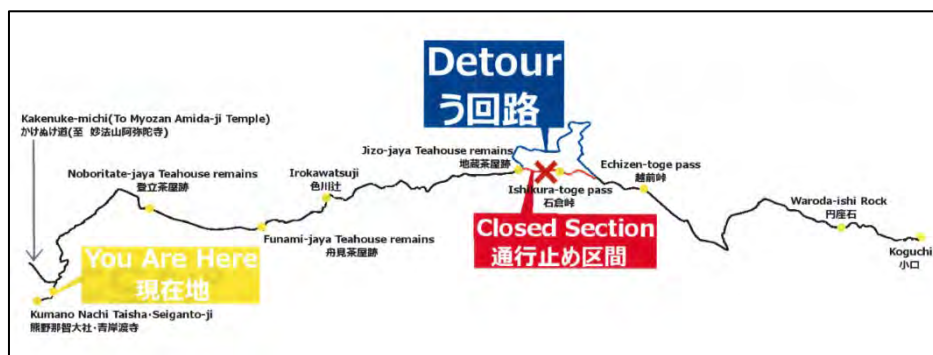
当初から設置されている案内標識には、通行止めの情報が記載されていない。

実際の通行止め箇所は、この先約7kmの地点

【その後の措置状況】

当局の指摘を受け、那智勝浦町は、旅行者へ配慮し、現在地を表示した新しい案内標識を作成

**熊野古道大雲取越え 8 km 先**  
**地蔵茶屋跡～石倉峠北側は通行止め**  
**のため、う回路(下図の青線)をご利用**  
**ください。**  
**う回路所要時間：60分**  
**(本来のルートより40分程度必要)**


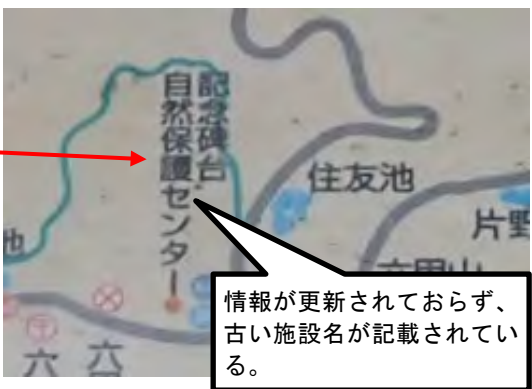


このほか類似の事例が1事例みられた。

国立公園	管理計画区	事例概要
瀬戸内海	六甲地域	六甲山ハイキングマップ等に掲載される主要なハイキングコースの一部である「ブナの道」について、県道16号線方面からの進入口に案内表示がなく分かりづらい。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-ア-⑦ 掲載情報が古いなど表示内容が適切でないため、利用者の誤解を招くおそれがある事例（掲載情報が古い）

国立公園	瀬戸内海	管理計画区	六甲地域
場所	六甲集団施設地区内（合計 8 基）		
設置管理者	① 「六甲山上案内図」：神戸市 ② 「六甲山上こもれびの道マップ」：神戸市（2 基） ③ 「六甲山頂散歩道マップ」：六甲山を活用する会・神戸市（5 基）		
(内容)			
平成 30 年 4 月にリニューアルオープンした兵庫県立六甲山ビジターセンターが旧施設名（自然保護センター）のまま案内標識に掲載されていた（①、②、③計 8 基）。			
<更新されていない案内標識の例（①「六甲山上案内図」）>			
			
このほか類似の事例が 5 事例みられた。			
国立公園	管理計画区	設置管理者	事例概要
吉野熊野	勝浦・太地	(設置者) 和歌山県 (管理者) 太地町	太地園地内の遊歩道の一部は、「落石の恐れあり」として、太地町により通行止めとされているが、遊歩道付近にある 2 箇所の案内図標識をみると、通行止め情報が一部反映されていない（計 2 基）。 【その後の措置状況】 当局の指摘を受け、太地町は、通行止めの箇所が分かるように訂正している。
	那智山	那智勝浦町	大戸平園地（那智高原）内に設置される案内標識について、掲載されている情報が更新されておらず、既に存在しない施設や利用できない施設が表示されたままとなり、また、新たに設置したトイレが表示されていない（計 3 基）。

(注) 当局の調査結果による。



図表 1-(2)-ア-⑧ 掲載情報が古いなど表示内容が適切でないため、利用者の誤解を招くおそれがある事例（QRコードリンク切れ）

国立公園	吉野熊野	管理計画区	吉野山
場所	花矢倉展望台、喜蔵院、黒門、金峯山寺銅鳥居		
設置管理者	看板：吉野町、携帯案内板（QRコード）：奈良県観光地魅力づくり委員会		

(内容)

観光スポットの解説標識に、QRコードを読み込むと当該観光スポットの案内が携帯電話に表示される「観光情報携帯案内板」が掲示されているが、QRコードを読み込んでも、ウェブサイトへのリンクが切れ、案内が受けられない状況がみられた（計4箇所）。

※ 「観光情報携帯案内板」の当時の問い合わせ先である（社）奈良市観光協会によると、本QRコードは10年以上前に「奈良県観光地魅力づくり委員会」（奈良県、奈良市、（社）奈良市観光協会等により組織）が主体となり整備したものであるが、委員会は既に活動を停止しており、リンク先のコンテンツは削除されているとしている。

携帯電話でQRコードを読取

ウェブサイトへのリンクが切れている。

このほか類似の事例が1事例みられた。

国立公園	管理計画区	設置管理者	事例概要
瀬戸内海	六甲地域	看板：神戸市 QRコード：六甲山観光株式会社（六甲摩耶観光推進協議会事務局）	掬星台に神戸市が設置する案内標識（六甲山観光ガイドマップ）において掲示される「六甲山 観光スポット QRコード」を読み込むと、ウェブサイトへのリンクが切れており、観光情報を得ることができない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-ア-⑨ 誘導標識に全体地図を備え現在地を容易に確認できるよう工夫している事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	大台ヶ原山
場所	東大台周回線（歩道）		
設置管理者	近畿地方環境事務所		

(内容)

大台ヶ原山は、近畿地方に残された原生的な自然の景勝地であり、動植物の宝庫である。また、山頂付近まで車道が開通しており、特別な経験や技術を持たない利用者であっても気軽に自然を楽しむよう歩道が整備されている。

環境省は、歩道の分岐点等に統一したデザインの誘導標識を設置しているところ、当該誘導標識のデザインをみると、標識柱の上面にエリア全体の地図を備え、現在地を地図上で明示し、利用者が容易に自分のいる場所を確認することができるよう工夫されていた。




歩道の全体を把握した上で  
現在地を把握できる。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-ア-⑩ ルート上の次の公衆トイレまでの距離を利用者の立場に立って親切に案内している事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	勝浦・太地
場所	高野坂登り口付近（北側浜付近）		
設置管理者	新宮市		

(内容)

熊野古道高野坂は、初心者でも歩ける約 2km の手軽なコースである。高野坂の登り口付近と降り口付近には公衆トイレが設置されているが、コースの途中には便所が設置されていない。

このため、新宮市では、登り口付近に設置されている公衆トイレに、「この先 JR 三輪崎駅までトイレはございません（2.0km 先）」（英語を併記）と利用者の立場に立った親切な案内を行っている。



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-ア-⑪ 山崩れによる通行不可区間の迂回路を公共標識及びインターネットで案内している事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	那智山
場所	熊野古道かけぬけ道		
設置管理者	和歌山県、(公社) 和歌山県観光連盟		

(内容)

熊野古道かけぬけ道の一部区間は、山崩れにより長期間通行不可となっているため、迂回路が仮整備されている。

現地においては、崩落区間の手前に設置されている案内図標識において、迂回路が案内されているほか、崩落区間の前後には迂回路に合わせた誘導標識が再整備されている。

また、案内図標識に記載されているマップは、(公社) 和歌山県観光連盟が作成する「街道マップ」と同内容であり、同マップをウェブサイトにより提供されている。

利用者にとっては、予めインターネットにおいて事前に情報を入手でき、かつ、現地においても直前の案内図標識や誘導標識により複数回に渡って迂回路の状況を把握できるなど親切な情報提供となっている。

< 公共標識 (和歌山県設置) >

(崩落区間下部 誘導標識)



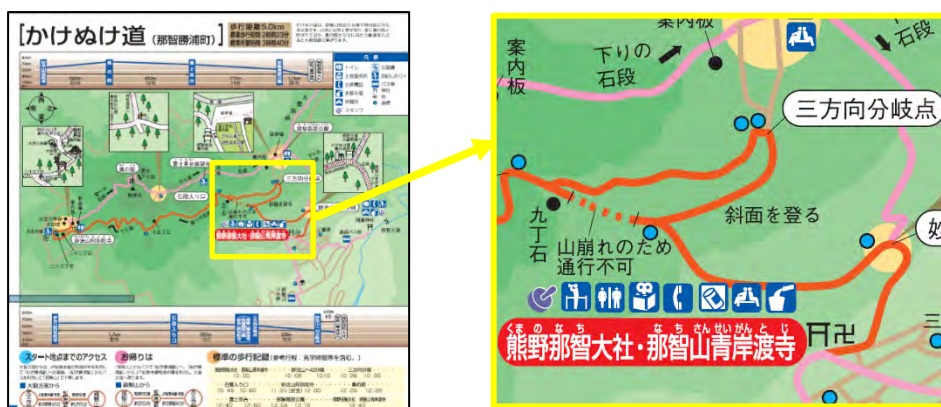
(崩落区間上部 誘導標識)



(崩落区間手前に設置される案内図標識に表示される迂回路の案内)



<インターネット（街道マップ）>



- (注) 1 当局の調査結果による。  
2 「街道マップ」は、(公社)和歌山県観光連盟のウェブサイト「わかやま観光情報」より抜粋し作成した。(URL:<https://www.wakayama-kanko.or.jp/walk/nakahechi/kakenukemiichi.html>)

図表 1-(2)-ア-⑫ 利用者の観点から関係者間で標識類の体系化や表示内容等の統一化を図る共通ルールを作成している事例

瀬戸内海国立公園六甲地域では、同地域及びその周辺地域における国立公園の保全や利用について関係者間で意見交換・課題の検討を行う「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」（事務局：環境省近畿地方環境事務所及び兵庫県農政部環境創造局自然環境課、委員参加：神戸市等）により、六甲山の魅力とブランド力向上に寄与することを目的とし、「国立公園六甲魅力向上プロジェクト」として検討が行われてきた。

また、本魅力向上プロジェクトの取組の一つとして、六甲山の魅力を生かした利用を推進すべく、六甲山の多彩な魅力を満喫する様々な歩く利用の提案や、各歩道の魅力を磨き上げるための整備や方針について「六甲山トレイル満喫プラン」（平成 31 年 3 月）が策定された。

本プランでは、六甲山トレイルに関する情報提供の現状について、六甲山のトレイル標識が設置者、設置時期により形状や表示内容が異なり表記方法が統一されていないなどの課題を挙げており、六甲山らしい統一感の醸成や情報の分かりやすさを確保するため、標識類の体系化や表示内容等の統一化を図るための“標識共通ルール”を検討している。当該ルールについては、関係機関に過大な負担を強いることがないよう、標識設置の際に踏まえるべきベースライン（必要最小限の事項）を定めるものとしている。

また、近畿地方環境事務所では、これらの取組を管理運営計画に反映させる予定としている。

#### 六甲山のトレイル標識に関する共通ルール（概要）

##### ①対象とする標識

ルール策定の必要性が高い誘導標識、案内図標識、解説標識、注意標識

##### ②標識の配置

六甲山のトレイルを安全に楽しむため分岐点には誘導標識を配置。分岐点以外にも利用実態に応じて適正な間隔で誘導標識を配置

登山口だけではなく、交通拠点となる鉄道駅等に案内図を配置。また駅等から登山口までの主要な分岐点等にも誘導標識を配置

##### ③表示内容、用語の統一と多言語対応

地名・ルート名等については外国語表記を含め統一を図る。

多言語は日英表記を基本。必要に応じて中（簡体字）・韓を加えて表記。ピクトグラムの積極的な活用を図る。

必要に応じて、QR コードや AR アプリ等の情報通信技術を活用

##### ④規模・色彩

標識本体色は、自然の素材の色又は焦げ茶色を基調として統一

誘導標識の表示面は、地は焦げ茶、文字は白色を基本

##### ⑤設置者の表示・維持管理

責任の所在を明らかにするため設置者及び情報が作られた時点の年月日（特に案内図標識）の表示を行う。

##### ⑥その他（検討・調整事項）

安全確保及び分かりやすい情報提供の観点からの検討・調整事項

（消防プレートの活用、路線の色分け・ナンバリング等地名に寄らない案内誘導の強化、路線の性質に応じた表示、アイキャッチ等）

（注）六甲山トレイル満喫プラン（案）（国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会（第 4 回）資料）に基づき当局が作成した。

<従来の六甲山上の標識>

案内図標識（神戸市）	誘導標識（神戸市）	誘導標識（兵庫県）
		

<新たな共通ルールに基づき設計・整備された標識>

国立公園外（JR新神戸駅北側）に設置された案内図標識（環境省）



- (共通ルール該当事項)
- ・交通拠点となる鉄道駅等に案内図を設置
  - ・多言語対応、ピクトグラム活用
  - ・本体色：焦げ茶

道標（誘導標識）デザイン（神戸市）



- (共通ルール該当事項)
- ・日英表記、ピクトグラム活用
  - ・誘導標識表示面
  - 地：焦げ茶 文字：白色

(注) 当局の調査結果による。

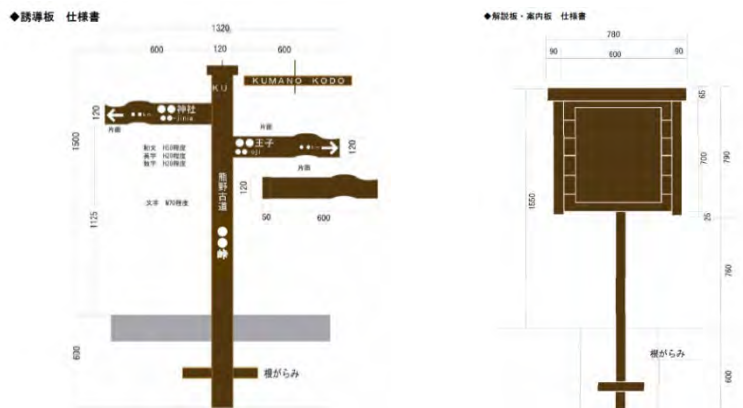
図表 1-(2)-ア-⑬ 世界遺産を巡るルートに設置する公共標識のデザイン及び仕様を統一している事例

和歌山県は、平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたことを契機とし、世界遺産を巡るルートに設置されている公共標識について、デザインや掲載内容の統一を図っている。

県によると、熊野古道では、世界遺産登録以前から誘導標識等の公共標識が整備されていたが、乱立して分かりにくい状況であったため、平成 19 年度に「熊野古道品質向上 WG」（構成：県、田辺市、DMO）を設置し、整備方針を策定した上、新設・撤去すべき場所の現地調査を行い、策定した方針・仕様に基づき整備したとしている。

また県は、その後、世界遺産の他のエリア（高野・田辺・白浜・那智勝浦）においても公共標識の整備を展開し、さらに、地元市町が独自に整備を行う場合があるので、当該仕様を提供したとしている。

<図 1 熊野地域世界遺産サイン仕様の例>



<図 2 同仕様により整備された標識>  
(かけぬけ道) (高野坂)



(注) 1 当局の調査結果による。  
2 図 1 は和歌山県の資料から抜粋した。



図表 1-(2)-ア-⑭ 維持管理する自然歩道上に設置されている標識を地図上で把握している事例

兵庫県は、自らが整備した近畿自然歩道について、国立公園区域の内外を問わず、ルート上の施設（公共標識を含む。）を悉皆で調査し、施設ごとに写真、所在地、施設所有者、構造部材、施設状況等を記載した台帳を整備している。また、同台帳に記載される施設には全て固有のポイント番号を付し、近畿自然歩道のルート地図上に施設の位置を同番号でマーキングすることにより、地図上から標識の所在地を特定し、当該標識について個々の帳票により設置状況の詳細を確認することができるよう工夫している。

県は、県内の近畿自然歩道が総延長約 590km に渡り、標識類についても膨大な数（約 2,200 基。うち国立公園と重複するエリアについては約 500 基）が設置されているため、本台帳を定期的に更新していくことは困難であるとしながらも、本台帳のメリットについて以下のとおり説明している。

- ・ 市町、地元からの修繕要望や破損状況の報告、問い合わせがあった際に、場所や施設の特定がスムーズになり、初期対応が迅速になる。
- ・ 標識の表示内容等が劣化し、現地では内容が分からなくなっている場合にも、台帳の写真により表示内容を読み取れるため、原型復旧しやすい。
- ・ 県の施設ではない場合に、形状や表示内容から所有者を想定することができるため、問い合わせのあった際に管理者につなげやすい。

自然公園施設等調査票	
調査地域	近畿自然歩道山陽ルート
歩道名称	六甲山 港神戸パノラマのみち
地図ポイントNo	17-1 整理番号 77
所在地(座標)	N: 34° 45' 19"
神戸市 港区	E: 135° 13' 53"
施設名	指導票
施設所有者	兵庫県
構造部材	木製
施設状況	調査の方法 仰らず
	健全度評価 (A) B C D
調査日	平成28年7月26日
<特記事項>	

台帳が地図上のポイントと番号で紐付いており、場所や施設の特定がスムーズに行え、かつ、台帳の写真から原型を確認することができる。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-ア-⑮ 公共標識の一覧表を作成している事例

吉野町は、吉野山に設置されている公共標識について設置・管理者の別なく、悉皆で調査し、設置場所、管理者、表示内容、老朽化・破損状況等について「基本台帳」として電子データにより整理している（平成23年度実施）。また、町は、基本台帳と併せて「吉野山内観光看板一覧表」を作成しており、設置場所の名称、管理者、種類などの基本的な情報をリストで掲載し一覧性を高め、リストからクリックすることで基本台帳を表示し、標識の設置場所が一目で分かるよう工夫している。さらに、基本台帳から維持管理時等に撮影された写真についてもリンクしており、当該標識の関連情報を容易に確認できるよう工夫している。

吉野町は、当該一覧表作成によるメリットとして「エリアごとの基数や更新情報の確認が容易となったことに加え、地図情報とリンクさせていることから、標識破損等のために表示面が確認できない場合でも位置を特定できる情報があれば標識の確認が容易に行える。」と説明しており、本台帳について継続的に更新し、今後も整備の基礎資料として活用するとしている。

### 吉野山内観光看板一覧表

No.	名称	別名	大字	位地図	管理者	奥行き	種類	全長等	その他
11	時の風鈴堂前・松山茶亭の跡		吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
12	山上真光の墓	村上真光の墓	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板	ここをクリック	
13	七曲と吉野山	吉野山	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
14	七曲り下の千本	七曲り下の千本	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板	ここをクリック	
15	大橋		吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
16	龍門		吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
17	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
18	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
19	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
20	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
21	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
22	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
23	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
24	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
25	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
26	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
27	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
28	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
29	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
30	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
31	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
32	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
33	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
34	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
35	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
36	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
37	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
38	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
39	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
40	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
41	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
42	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
43	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
44	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
45	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
46	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
47	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
48	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
49	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		
50	龍門文化財	龍門	吉野山	ここをクリック	町	可能	名所説明板		

一覧表上の位地図をクリックすると基本台帳の内容が表示される。

看板台帳 No. 300	
名称	下千本「歌麿」宅前
管理者	吉野町
設置場所	吉野町大字 吉野山
経緯	年月 備考
経過	H29.2.24 クリックして下見 H29.3.12 文字塗り、汚れ有り H31.1.15 看板/看板交換、不良、支柱等腐み有り H31.1.15 平成31年度 観光案内看板等多言語化工事実施時
地図	

平成29年2月24日撮影

平成31年度 観光案内看板等多言語化工事実施時

台帳内から、維持管理時等に撮影した写真へリンクしている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-イ-① 調査対象ビジターセンターの公園管理計画における位置付け・役割

国立公園	ビジターセンター (該当する管理計画区)	公園管理計画におけるビジターセンターの位置付け・役割
吉野熊野	吉野山ビジターセンター (吉野山)	<p>4. 利用者の指導等に関する事項</p> <p>(1) 自然解説等に関する事項</p> <p>ア 基本方針 吉野山ビジターセンターを活用した、自然及び歴史、文化にかかる教育活動の充実を図る。 また、関係機関や自然公園指導員と連携して、適切な利用者の指導を行う。</p> <p>イ ビジターセンターの利用、運営 吉野山ビジターセンターにおける専門職員による利用者への解説、パンフレット等による情報提供を行う。</p> <p>ウ 歩道の整備、活用 ビジターセンターの展示・開設内容と連携した野外解説施設の統一的な再整備を推進する。</p>
	大台ヶ原ビジターセンター (大台ヶ原山)	<p>5. 利用者の指導等に関する事項</p> <p>(1) 自然解説等に関する事項</p> <p>ア 基本方針 貴重な大台ヶ原山の自然とその自然環境保全の重要性の周知のため、<u>ビジターセンターや大台ヶ原周回線歩道等の活用を図り、関係行政機関、大台ヶ原パークボランティア、自然公園指導員と連携して、自然ふれあい活動を積極的に推進する。</u></p> <p>イ 自然に親しむ運動 自然に親しむ運動期間中及び春～秋の利用シーズンを中心に、自然観察会等の行事を関係行政機関、大台ヶ原パークボランティアと協力して実施する。</p> <p>ウ ビジターセンターの利用、運営 奈良県大台ヶ原管理事務所員や大台ヶ原パークボランティアが、必要に応じて利用者へ対応する。ビジターセンターの管理は、奈良県と連携を図る。</p> <p>エ 解説施設 ビジターセンターや歩道のセルフガイドシステムの充実を図る。</p>
	宇久井ビジターセンター (勝浦・太地)	<p>記載なし (宇久井ビジターセンターは吉野熊野国立公園 熊野地域管理計画の最終改訂(平成 12 年)以後に設置(平成 18 年)された施設であり、管理計画に関連する記載はない。)</p>
山陰海岸	竹野スノーケルセンター (山陰海岸全域)	<p>4 風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な利用の推進に関する事項</p> <p>(2) 適正な利用の推進</p> <p>③ 利用の指導方針 <u>適正な公園利用を促進し、自然に対する正しい認識と自然環境保全施策への理解を深めるため、案内板、解説板等のサイン整備を充実させるとともに、ビジターセンター等を拠点に、パークボランティア等による自然教育活動を積極的に行い、快適で安全な利用を図るものとする。</u></p> <p>6 その他国立公園の適正な保護及び利用の推進のために必要な事項</p> <p>(4) 自然解説に関する事項</p>

		<p>公園利用者が、自然の仕組みや、自然環境の保全の重要性を理解し深めるよう、集団施設地区を主とする各利用拠点において、案内板、解説板等サインの充実を図り、自然教育活動を積極的に行うものとする。</p> <p>また、そのために必要な事業実施体制の整備と指導者を養成し協力を得るものとする。特に、<u>竹野集団施設地区においてはスノーケルセンター・ビジターセンターを拠点としてパークボランティアの養成を図り、スノーケルのみならず幅広い自然教育活動をさらに推進するものとする。</u></p>
瀬戸内海	<p>兵庫県立六甲山ビジターセンター [旧名：六甲自然保護センター]  (六甲地域)</p>	<p>第6. 利用者の指導に関する事項</p> <p>(1) 自然解説に関する事項</p> <p>六甲地域は、阪神大都市圏に接し、自然に対する関心を持つ利用者も多いため、自然解説活動は、行政機関、民間団体に加え、民間の会社によっても活発に行われている。例えば、神戸市立中央森林公園においては、昭和59年度解説の森林展示館を中心とした自然解説業務を活発に行っている。また、六甲山高山植物園、六甲カンツリーハウス等を経営している阪神電気鉄道(株)、沿線のハイキング利用促進を図っている阪急電鉄(株)等も会員を集め、自然観察会等を行っている。</p> <p>以上に鑑み、六甲地区における自然解説活動は、参加者、公園利用者が、六甲の自然とその重要性を理解できるよう留意の上、各地区の特性を生かしながら行われるよう、既存の各種機関、団体による活動を支援していくとともに、<u>六甲自然保護センターの解説、案内、歩道利用等の活動を促進し、同センターが六甲地域内の自然解説の拠点となり得るよう、関係方面に働きかけていく。</u>また、行政機関、団体等により作成されている各種冊子の活用を図る。</p>

(注) 1 以下の資料を基に当局が作成した。

- ・ 吉野熊野国立公園 吉野地域管理計画書 (平成13年12月環境省自然環境局近畿地区保護事務所)
- ・ 吉野熊野国立公園 熊野地域管理計画書 (平成12年4月環境庁自然保護局近畿地区保護事務所)
- ・ 瀬戸内海国立公園 (六甲地域) 管理計画書 (平成6年3月瀬戸内海国立公園管理事務所)
- ・ 山陰海岸国立公園 管理計画書 (平成22年3月1日近畿地方環境事務所)

2 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-イ-② ビジターセンター情報発信強化プロジェクトについて（概要）（平成29年7月環境省）

## ビジターセンター情報発信強化プロジェクトについて

### プロジェクトの目的

国立公園満喫プロジェクトと連動して、国立公園の利用拠点であるビジターセンター（VC）において、**情報発信の強化**を図ることで、利用者が国立公園をより楽しめるようにするとともに、インバウンド増加につなげることを目指す

\*対象は国立公園及び周辺にある環境省直轄の65箇所のビジターセンター



阿蘇くじゅう国立公園 長者原ビジターセンター



### 情報発信強化の取組の方向性

①国立公園やビジターセンターに関する情報が <b>事前によりわかりやすく！</b>	②ビジターセンターに寄って国立公園を <b>より楽しく！</b>	③ビジターセンターが <b>より便利に！</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・VCの<b>アピールポイント</b>とできることをとりまとめた「<b>ビジターセンターBook</b>」の作成とその周知徹底</li> <li>・環境省HP「<b>国立公園へ出かけよう</b>」、公式SNS等の充実</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">ビジターセンターBook      公式Instagram</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特徴や公園を楽しむ<b>展示等の充実</b></li> <li>・アクティビティ・プログラムの充実</li> <li>・地域の<b>ワンストップサービス</b>の実施の検討</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省の整備可能な<b>全直轄VCにおけるWi-Fi整備</b></li> <li>・多言語等の<b>ユニバーサルデザイン</b>対応の推進</li> <li>・VC機能の<b>拡充</b>(カフェ・ツアーデスク等の設置の検討)</li> <li>・VCの体制の強化(人員の充実・研修等)</li> <li>・<b>自然公園等施設技術指針</b>への反映</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">  </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">伊勢志摩国立公園 横山(カフェ導入施設のイメージ)</p>

(注) 赤枠は当局が付した。

図表 1-(2)-イ-③ ウェブサイトによる事前の情報提供が適時・適切となっていない事例

ウェブサイトによる事前の情報提供について以下の事例がみられた。

大台ヶ原ビジターセンターは、センター固有のウェブサイトを開設しておらず、環境省による国立公園のウェブサイト「国立公園 環境省直轄ビジターセンター検索 MAP」(図 1)からは、近畿地方環境事務所が開設するウェブサイト「吉野熊野国立公園 大台ヶ原」のコンテンツ「施設案内」(図 2)が表示されるようリンクが設定されている。「施設案内」では、同センターの基本的な情報が掲載されているところ、さらに、大台ヶ原に関する最新の情報を求めてトップページ(図 3)を表示すると、「お知らせ」の欄には、古い平成 26 年度のイベント情報や平成 27 年度の開山期間が掲載されているなど、適時・適切な情報提供となっていない(令和元年 10 月末時点)。

図 1 国立公園 環境省直轄  
ビジターセンター検索 MAP  
及び大台ヶ原ビジターセンター紹介ページ

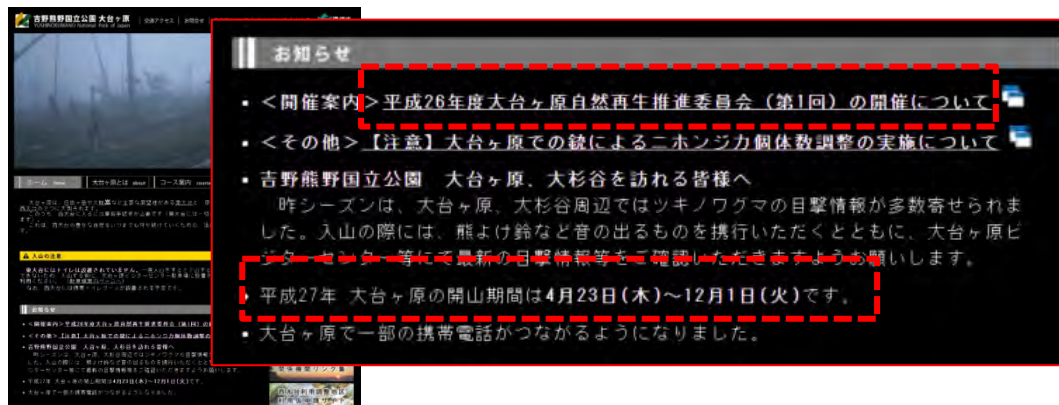
図 2 吉野熊野国立公園 大台ヶ原  
施設案内ページ



クリックして開く、大台ヶ原  
ビジターセンターの紹介ページに  
ウェブサイトのアドレスが掲載  
されている。



図 3 吉野熊野国立公園 大台ヶ原 トップページ



(注) 1 当局の調査結果による。

2 各図は下記 URL の環境省のウェブサイトを基に作成した。

図 1 : <http://www.env.go.jp/park/guide/vcsearch/index.html>

図 2 : [http://kinki.env.go.jp/nature/odaigahara/shisetsu/shisetsu\\_index.html](http://kinki.env.go.jp/nature/odaigahara/shisetsu/shisetsu_index.html)

図 3 : [http://kinki.env.go.jp/nature/odaigahara/odai\\_top.htm](http://kinki.env.go.jp/nature/odaigahara/odai_top.htm)

図表 1-(2)-イ-④ 調査対象ビジターセンターの利用概要

施設名	開館期間	利用料金	主な機能等
吉野山ビジターセンター	<p>・観桜期(例年3月最終土日からGW終わりまで)</p> <p>※吉野町では、平成28年度以降、平成28年の秋季に一部開館した例があるとしている。</p>	<p>大人 200円 小中学生 100円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野の自然、桜、歴史、修験道などに関する展示・解説</li> <li>・トイレ等の便益機能</li> </ul>
大台ヶ原ビジターセンター	<p>冬季閉館 (毎年11月下旬～4月下旬)</p>	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大台ヶ原の自然・文化や登山利用に関する各種情報提供</li> <li>・西大台ヶ原調整地区への入山者に対する事前レクチャーの実施</li> <li>・SNSによる情報発信(本年度から開始)</li> <li>・多機能トイレ等の便益機能</li> </ul>
宇久井ビジターセンター	通年	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇久井半島の自然環境、地形地質や動植物に関する展示・解説、ジオパークの紹介や周辺散策に関する各種情報提供</li> <li>・里山散策や昆虫観察など自然とのふれあい体験などの協力団体(協議会)によるプログラムの提供</li> <li>・企画展の実施</li> <li>・ウェブサイト、SNSによる情報発信</li> <li>・多機能トイレ等の便益機能</li> </ul>
竹野スノーケルセンター	通年	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スノーケル、カヌー、磯観察などの体験学習プログラム(一部有料)の提供</li> <li>・展望休憩コーナーの提供</li> <li>・竹野海岸や大浦湾の自然環境、地形地質や生息する魚類に関する展示・解説</li> <li>・ウェブサイト、SNSによる情報発信</li> <li>・更衣室、シャワー室、多機能トイレ等の便益機能</li> </ul>
兵庫県立 六甲山ビジターセンター	通年	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・六甲山のおいたちや歴史、動植物などの自然環境に関する展示・解説</li> <li>・展望休憩コーナーの提供</li> <li>・企画展の実施</li> <li>・自然観察会や環境学習プログラムの提供</li> <li>・六甲山の主なハイキングコースや登山利用に関する情報提供(主に別館のガイドハウスで提供)</li> <li>・ウェブサイトによる情報発信</li> <li>・多機能トイレ等の便益機能</li> </ul>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-イ-⑤ ビジターセンターの開館期間が観桜期に限られている事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	吉野山
場所	吉野山ビジターセンター		
設置管理者	吉野町（指定管理者制度を導入）		

（内容）

ビジターセンターは、技術指針によると、「自然公園の利用のための案内・情報提供、自然公園の仕組みや自然や人文についての解説、自然とのふれあい体験の支援・誘導、休憩、便益の各機能を備えることを基本とする。」とされている。

また、ユニバーサルデザインの配慮事項として、「(1)すべての利用者が円滑に移動でき、利用できる施設としての整備、(2)多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示、(3)多言語対応」が求められている。

吉野山ビジターセンターの現況を確認したところ、次の状況がみられた。

- ① 開館期間は観桜期（3月の最終土曜日からゴールデンウィークまで、入場料：高校生以上 200 円、小・中学生 100 円）に限られ、これを除く大半の期間は、人件費等の管理費用を要する一方で利用者が見込めないとして閉館されている（吉野町によると、平成 28 年度以降、平成 28 年の秋季に一部開館した例があるとしている。）。
- ② 展示物は、昭和 53 年に奈良県がビジターセンターを開館した時からほとんど見直されておらず、多言語対応もなされていない。

<吉野山ビジターセンター>



（注） 当局の調査結果による。



図表 2-(1)-① 公衆トイレにおけるユニバーサルデザインの導入状況

国立公園	管理計画区	主要利用拠点名	設置場所	設置管理者	主な仕様										備考
					段差なし	有効幅80cm	手すり	オストメイト	非常呼出ボタン	ピクトグラム	音声ガイドダンス・点字	オムツ交換台	障害者用駐車場		
吉野山	吉野山園地	金峯神社	吉野町	○	○	○	×	○	○	○	○	-			
		高城山休憩所の下(牛頭天王社跡)	吉野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多機能トイレ無		
		花矢倉地区	吉野町	○	○	○	×	×	×	○	○	-			
		桜本坊(中千本公園入口)	吉野町	○	○	○	×	○	○	×	○	-			
		五郎兵衛茶屋～中千本公園分岐道付近	奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多機能トイレ無		
		吉野山ビジターセンター外	吉野町	/	/	/	/	/	/	/	/	/	調査時閉鎖中		
		金峯山寺	吉野町	○	○	○	×	○	○	×	○	-			
		ロープウェイ山上駅	奈良県	○	○	○	×	○	○	×	○	-			
		下千本駐車場1	地元団体	○	○	○	×	○	○	×	○	○			
		下千本駐車場2	地元団体	/	/	/	/	/	/	/	/	/	調査時閉鎖中		
吉野熊野	大台ヶ原山	大台ヶ原集団施設地区	駐車場東	奈良県	○	○	○	×	○	×	○	○	○	多機能トイレ無	
		駐車場西	奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多機能トイレ無		
	勝浦・太地	宇久井集団施設地区	宇久井ビジターセンター内	環境事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		孔島・鈴島園地	三輪崎漁港交流施設内	地元団体	○	○	○	×	×	○	×	×	-		
		夏山園地	夏山園地	太地町	○	○	○	○	○	○	×	○	○		
		太地園地	くじらの博物館前	太地町	○	○	○	×	×	○	×	○	×		
			捕鯨船展示場付近	太地町	○	○	○	○	○	○	×	○	×		
		燈明崎園地	燈明崎園地駐車場	太地町	○	○	○	○	○	○	×	○	○		
		梶取崎園地	梶取崎園地	太地町	○	○	○	○	×	○	×	○	×		
		平見台園地	平見台園地	太地町	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
熊野古道 高野坂	高野坂登り口	新宮市	○	○	○	○	×	○	×	×	-				
那智山	那智山園地	郵便局から青岸渡寺への参道途中	那智勝浦町	○	○	○	×	○	○	×	○	-			
		那智山バス停前	事業者	○	○	○	○	○	○	×	○	○			
	大戸平園地	那智高原	那智勝浦町	/	/	/	/	/	/	/	/	調査時閉鎖中			
山陰海岸	竹野集団施設地区	竹野スノーケルセンター内	環境事務所	○	○	○	×	○	○	×	○	○			
		竹野スノーケルセンター前駐車場	環境事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多機能トイレ無		
		竹野キャンプ場駐車場下	環境事務所	○	○	○	○	○	○	×	○				
		竹野キャンプ場駐車場上	環境事務所	/	/	/	/	/	/	/	/	/	調査時閉鎖中		
		小浦展望台前フリーキャンプサイト	環境事務所	/	/	/	/	/	/	/	/	/	調査時閉鎖中		
		奥城崎シーサードホテルと竹野港の間の駐車場	豊岡市	○	○	○	×	○	○	×	○	×			
	猫崎半島駐車場	豊岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多機能トイレ無			
	玄武洞園地	玄武洞公園	豊岡市	○	○	○	○	○	○	×	○	×			
三田浜園地	三田浜園地	兵庫県	○	○	○	×	○	○	×	×	○	海水浴シーズン外に調査			
今子浦集団施設地区	今子浦野営場	兵庫県	○	○	○	×	○	○	×	×	×				
瀬戸内海	六甲山集団施設地区	六甲山ビジターセンター内	兵庫県	○	○	○	×	○	○	×	×	○			
		六甲山ガイドハウス内	兵庫県	○	○	○	×	○	○	×	×	○			
	-	大師道線の狸々池の北	神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多機能トイレ無		
合計	調査したトイレ数(a) (調査時閉鎖中の5箇所を除く)	33	適切なトイレ数(b) % (b/a・100)	27	27	27	11	22	25	5	21	10			
				81.8%	81.8%	81.8%	33.3%	66.7%	75.8%	15.2%	63.6%	30.3%			

(注) 当局の調査結果による。

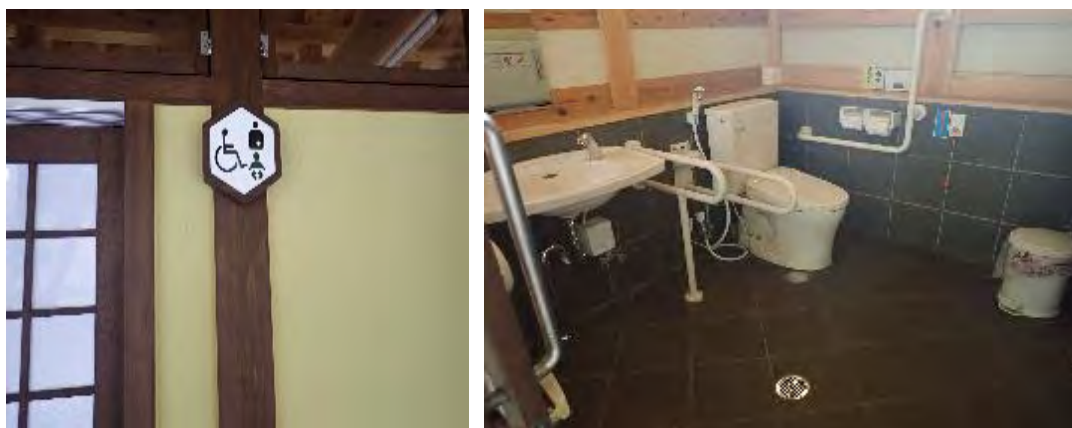
図表 2-(1)-② 車いす使用者の進入路が確保されていない事例

国立公園	山陰海岸	管理計画区	山陰海岸全域
場所	玄武洞公園	設置管理者	豊岡市

【調査結果の説明】

玄武洞公園に設置されている多機能トイレは、周囲の進入路には階段があり、車いす使用者のための進入路が確保されていない状況であった。

車いす使用者にも対応した仕様の多機能トイレ



周囲の進入路には階段あり



【豊岡市の説明】

県道の改修に併せて車いすが通れるスロープを設置する予定であったが、市民や有識者などからスロープ設置は天然記念物である玄武洞に影響を及ぼす可能性があるため慎重を期すようにとの意見が上がった。このため、スロープ設置の当初の計画を見直し、玄武洞公園の整備に関する基本設計をやり直すこととした。

現在、プロポーザル方式で基本設計を行う事業者を募集中であるが、設計上スロープ設置が可能となるかどうかについては、玄武洞の保護を第一に考える必要があるため、現時点では分からない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-③ 車いす使用者の進入路が確保されていない事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	那智山
場所	那智山園地（郵便局から青岸渡寺への参道途中）	設置管理者	那智勝浦町

【調査結果の説明】

那智山園地に設置されている多機能トイレは、周囲の進入路にいずれも階段があり、車いす使用者の進入路が確保されていない状況であった。

また、入口に赤色の身障者用トイレのピクトグラムと女性用トイレのピクトグラムが掲げられており、男性は利用できないものと誤解を招く状況であった。



車いす利用者に配慮して設けられたスロープは、参道の階段に接続しており、車いす使用者が当該トイレを利用することは困難

多機能トイレの入口に女性用トイレのピクトグラムが掲示されている



【那智勝浦町の説明】

那智大社・青岸渡寺の表参道は階段で構成されており、車いす使用者の当該トイレ利用は困難であるため、青岸渡寺駐車場横にあるトイレ等を利用いただいている。

また、設置当時の詳しい経緯は不明である。

なお、女性用トイレのピクトグラムについては、奥に女性用トイレがあることをより分かりやすくするために、今回新たに矢印を付した。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-④ 公衆トイレまでの導線上に段差等の障害があり、障害者用駐車場も設置されていない事例

国立公園	山陰海岸	管理計画区	山陰海岸全域
場所	今子浦野営場 (今子浦集団施設地区)	設置管理者	兵庫県

【調査結果の説明】

今子浦野営場の多機能トイレと最寄りの今子浦第 2 駐車場までのルートについて、歩道との段差にスロープが設けられておらず、また、今子浦第 2 駐車場には障害者用駐車場も設置されていない状況であった。



障害者用駐車場が  
設置されていない



段差にスロープはな  
く、車いすでは歩道  
に入るのは困難

【類似の事例】

上記のほかに、障害者用駐車場のない事例が 6 事例みられた（図表 2 - (1) - ①参照）。

（注）当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑤ 公衆トイレまでの導線上に段差等の障害がある事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	勝浦・太地
場所	梶取崎園地	設置管理者	太地町

【調査結果の説明】

梶取崎園地の多機能トイレには、進入路にスロープが設置されているが、スロープの大部分は舗装されておらず、車いす使用者が通行しにくい状況がみられた。

誰にでも使いやすい多機能トイレ



スロープが設置されているものの、大部分が未舗装（砂利）のため、車いす使用者にとってスムーズに移動することが困難と考えられる

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑥ ピクトグラム等の表示が誤っていたり、読めなくなっている事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	大台ヶ原山
場所	大台ヶ原駐車場東側のトイレ	設置管理者	奈良県

【調査結果の説明】

大台ヶ原駐車場の東側に設置されている多機能トイレについて、入り口にピクトグラムと点字による表示があるが、経年劣化のため文字が見えにくくなり、点字も一部剥がれていた。

大台ヶ原駐車場東側のトイレ



「障害者優先トイレです どなたでもお使いください オムツ替えシートがあります」と表記されているが、文字が見えにくくなり、点字も一部剥がれていた。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ ピクトグラム等の表示が誤っていたり、読めなくなっている事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	吉野山
場所	花矢倉展望台付近 身障者 用トイレ	設置管理者	吉野町

【調査結果の説明】

多機能トイレ入口やトイレ案内図に、実際には設置されていないオストメイト対応設備やベビーチェアが誤って表示されていた。



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑧ 障害者用駐車場とビジターセンターの場所との間に高低差があり、円滑な移動経路に支障が生じている事例

国立公園	瀬戸内海	管理計画区	六甲地域
場所	六甲山ビジターセンター	設置管理者	兵庫県

【調査結果の説明】

車いす使用者が、障害者用駐車場から六甲山ビジターセンターに行く場合、以下のよ  
うに、車いす使用者に負担をかける状況となっていた。

- ① ビジターセンターへの経路は、併設される六甲山ガイドハウスの職員に尋ねて  
教えてもらう仕組みであるが、その旨を案内した標識は、障害者用駐車場から見え  
ない位置に設置されている。
- ① 案内される経路は、車で駐車場を一旦出て、県道を経由し、再度、別の進入路  
からビジターセンター隣接の駐車場に移動しなければならないものである（また、  
進入路の途中に設置された車止めポールを職員に外してもらう必要もある。）。





**【兵庫県の説明】**

あらかじめ車止めポールを外すとビジターセンター隣接の駐車場に障害者以外の利用者が駐車する可能性が高い。

将来的には障害者用駐車場からビジターセンターまでの間にスロープを設置したいと考えているが、当面の間は職員への声かけを呼びかける標識を障害者用駐車場から見える位置に設置することで対応する。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑨ 「国民公園・国立公園ユニバーサルデザインプロジェクト取りまとめ」  
における取組の具体的なアイデア

各種設備等	具体的なアイデア
(1) 園路	<p><b>短期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の解消（敷板などの簡便なものの設置、敷板の敷き方の改善）</li> </ul> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凸凹の解消（舗装路の全幅ではなく、一部改修でも構わない）</li> <li>・段差の解消、スロープの設置</li> <li>・グレーチングの改良（細かい目、斜めの目等）</li> </ul> <p>（特に通行量の多い主要動線上のものについては、なるべく速やかに改良する）</p>
(2) トイレ	<p>A. 共通</p> <p><b>短期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通報ボタンの引き紐の延長等</li> <li>・サイン表示の徹底（和・洋の別、手すり・オストメイト機能の有無など）</li> </ul> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通報ボタンの低位置への設置等</li> <li>・視覚障がい者への情報伝達装置（フラッシュライトや文字情報板等）</li> <li>・サイン表示の追加（使用方法の解説等）</li> </ul> <p>B. 多目的トイレ</p> <p><b>短期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ箱を車いす使用者が使えるものに入替え</li> <li>・便座の背もたれを設置</li> <li>・鏡の設置高さを点検し、調整可能であれば、低い位置から見えるように設置</li> </ul> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの改善（位置・長さ・動き等を点検し改善）</li> <li>・低い位置まで見えるように大きめの鏡を設置</li> <li>・成人用の折りたたみベッドの設置</li> </ul> <p>C. 一般トイレ （中略）</p> <p>D. オストミー対応 （中略）</p>
(3) サイン類	<p>A. 情報の内容</p> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標識類、園入口の情報案内板などの更新</li> <li>・水飲み場のサイン、勾配を示す標識等の設置</li> <li>・現在地把握に必要な位置番号を園路沿いの標識に記し、対応したマップも作成する</li> <li>・子ども向け、あるいは、子どもも対象とした情報提供</li> </ul> <p>B. 位置・高さ （中略）</p> <p>C. 意匠・フォント （中略）</p> <p>D. 聴覚障がいへの対応</p> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字情報表示板や電光表示板付き自動販売機等に文字情報を表示するなど、健常者と同じ情報が得られる装置を設ける</li> </ul> <p>E. 視覚障がいへの対応</p> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による解説を聞ける装置の設置（スマートフォンの活用など）</li> </ul>
(4) その他の設備	<p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチの増設、手すりの改修</li> <li>・機械、設備、カウンターなど、車いす使用者がアプローチできる構</li> </ul>

ハード面

		造、高さとする
ソフト面	(1) 情報提供	<p>A. ICT</p> <p><b>短期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立公園のホームページ上に、ユニバーサルデザインに関する情報を記載する。(多目的トイレ、障がい者用駐車場、貸出用車いすの有無等)</u></li> <li>・国民公園については、最寄り駅のエレベーターのある出口からのアクセス情報を記載する。</li> <li>・そのほか、ICTによる情報提供を検討する。</li> </ul> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>障がい者用駐車場から利用拠点までの距離や路面の舗装、勾配、段差の有無等を国民公園・国立公園のホームページ上に記載する。</u></li> <li>・ICTを用いた情報提供について、効果的な取組を推進する。</li> </ul> <p>B. パンフレット等</p> <p><b>短期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語によるマナーブック「ようこそ国立公園へ」をビジターセンター等で掲出する。</li> </ul> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等について、障がい者向けのものを作成するか、更新のタイミング等に当たり、障がい者向けの情報（車いす用トイレの位置、園路の勾配や距離等）を盛りこむ検討を行う。</li> <li>・ビジターセンター等施設の周辺や園地等において、車いす等で散策できるコースを検討し、パンフレット等に掲載する。</li> <li>・外国人向けに、利用のマナーや施設の使い方等を解説するパンフレットを作成する。</li> <li>・外国人向けに、利用のマナーや施設の使い方等を解説するパンフレットを作成する。</li> </ul>
	(2) 利用プログラム	(中略)
	(3) スタッフの教育	<p>A. 窓口等での対応</p> <p><b>短期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジターセンター、インフォメーションセンター等の窓口にて、筆談具（紙とペン、小型のホワイトボード、タブレットなど）を準備し、車いす利用者でも見やすい位置に、「筆談できます」、「筆談具あります」等の掲示を行う。</li> <li>・有料施設に関し、「障害者手帳」の提示による割引があるような場合は、券売機の近傍等に、分かりやすい場所と文字で掲示する。</li> </ul> <p><b>中長期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジターセンター、インフォメーションセンター等の職員等に対する、筆談、要約筆記、手話等の勉強会や研修を実施する。</li> <li>・それぞれの国民公園・国立公園の利用状況等に即した「コミュニケーション支援ボード」の内容や設置等について検討する。</li> </ul> <p>B. ユニバーサルマナー</p> <p>(中略)</p>
	(4) 車いすの貸出	(中略)
	(5) ビジターセンター等の展示等	<p><b>短期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型の照明を使用するなどし、省エネにも留意しつつ、展示スペースでは高齢者などの見やすさに鑑みた照度が保たれるよう配慮する。</li> <li>・展示物等の配置は、車いす利用者の移動に配慮して検討する。</li> <li>・掲出するサイン類は、老眼や弱視の方に見やすいよう、<u>文字の大きさや色合いのコントラストに配慮する。</u></li> </ul>

(注) 1 国民公園・国立公園ユニバーサルデザインプロジェクト取りまとめに基づき、当局が作成した。  
2 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-⑩ 事前提供が望ましいバリアフリー対応の情報がウェブサイトで提供されていない事例

国立公園	山陰海岸	管理計画区	山陰海岸全域
場所	竹野集団施設地区	設置管理者	近畿地方環境事務所

【調査結果の説明】

竹野集団施設地区では、バリアフリー散策路が2か所整備されており、特に国民休暇村の駐車場から第1展望台、第2展望台に至る散策路については、車いす使用者が林間散策と景観を満喫できるよう配慮されている。

これらのバリアフリー対応の情報については、国立公園のウェブサイトで事前に提供することが望ましいところ、現地の案内図標識では明示されているが、同ウェブサイトでは提供されていない。

現地案内図標識



● 見所 Recommendation  
 ○ 林間散策と展望 Stroll through the woods and admire the view  
 第一展望台から、第二展望台に至るまでのバリアフリー散策路は、大浦など透き通った海の入江景観と林間散策が楽しめます。

(注) 当局の調査結果による。

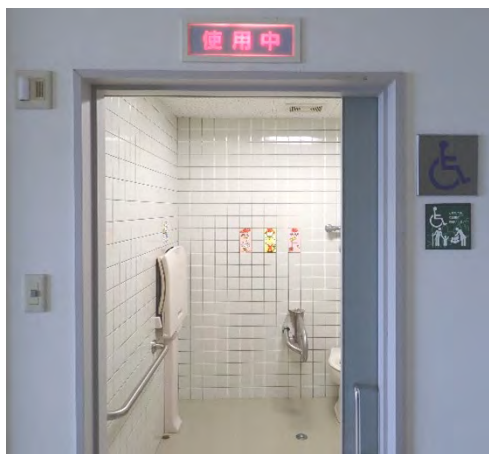
図表 2-(1)-⑪ 多機能トイレの機能についてウェブサイトの案内と実際の設備が相違している事例

国立公園	山陰海岸	管理計画区	山陰海岸全域
場所	竹野スノーケルセンター	設置管理者	近畿地方環境事務所

【調査結果の説明】

竹野スノーケルセンターの多機能トイレには、オストメイト対応設備はないが、環境省の国立公園のウェブサイトには、オストメイト対応のピクトグラムが表示されており、オストメイト対応設備があるものと誤解する情報提供となっている。

竹野スノーケルセンターの多機能トイレ



国立公園のウェブサイトでの案内

**自然を学べる施設**

**竹野スノーケルセンター**

山陰海岸国立公園の自然情報を提供するとともに、自然とのふれあいをサポートする施設。シュノーケリング、カヌー、磯の自然観察等のプログラムを開催し、山陰海岸国立公園の魅力を事前に伝えています。館内では山陰海岸国立公園の見学である豊富な海岸地帯の成り立ちを映像やシオラマでわかりやすく紹介しています。

所在地 兵庫県豊岡市竹野町切浜字大浦1218  
 連絡先 0796-47-1932 [Tel / Fax]  
 info\_ov@takeko-svc.jp [E-mail]  
 開館時間 9:00~16:45  
 休館日 10月~3月の水曜日、12月30日~1月3日  
 利用料 入館料は無料。プログラムに参加する場合は別に料金が必要。  
 関連リンク <http://takeko-svc.jp/>

**こんなことができます**

竹野スノーケルセンターではスノーケル、カヌー、磯の自然観察等のプログラムを開催しています。各プログラムの内容や料金については以下のPDFで紹介しています。参加申し込みや問い合わせ等は電話、Fax、メールで受け付けています。

また、館内ではスノーケルで見ることが出来る生き物を水筒で展示していたり、漁師で採る物を使ったクラフト教室を開催していますので、海でのアクティビティが好きな方でも山陰海岸国立公園の自然を楽しんでいただくことができます。

**ユニバーサルデザイン対応状況**

多言語対応パンフレットの配布 **多目的トイレ**  
 コミュニケーション支援ボード

オストメイト対応のピクトグラムが表示されている

**ユニバーサルデザイン対応状況**

多言語対応パンフレットの配布 **多目的トイレ**  
 コミュニケーション支援ボード

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-① 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抜粋）

<p>(国立公園事業の執行)</p> <p>第十条 <u>国立公園事業は、国が執行する。</u></p> <p>2 <u>地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議して、国立公園事業の一部を執行することができる。</u></p> <p>3 <u>国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認可を受けて、国立公園事業の一部を執行することができる。</u></p> <p>4～10（略）</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-② 公園施設等の巡視・点検の実施状況（平成 30 年度）

実施機関	実施体制	実施方法	実績
近畿地方環境事務所			
熊野自然保護官事務所 (現 吉野熊野国立公園管理事務所)	自然保護官 1～2 人 アクティブレンジャー 1～2 人	① 主として許認可等の他の業務に併せ現地の巡視・点検を実施 ② 市町村長等との間で「自然公園等施設の維持管理に関する協定」を締結し、トイレ・休憩所などの維持管理を委託 (調査対象管理計画区の関連では、5の自然公園施設の維持管理に関する協定等を締結(吉野町長、上北山村長、那智勝浦町、豊岡市長及び竹野 SC 運営協議会)) ③ 休暇村に対して、野営場施設についての維持管理を委託(竹野)	19 日 (注 2)
吉野自然保護官事務所 (現 吉野管理官事務所)			67 日 (注 2)
竹野自然保護官事務所			22 日 (注 2)
神戸自然保護官事務所			3 日 (注 2)
奈良県			
大台ヶ原管理事務所	2 人	○ 職員による定期的なパトロールを実施	245 日
万葉の森管理事務所	(2 人)	○ 施設等の維持管理ではなく、主に除草を担当	
吉野町		○ 利用者、近隣住民等からの施設破損等の連絡により状況把握に努めているが、職員による平時の巡視・点検は未実施	記録なし
和歌山県	① 第 1 種自然保護監視員(県の出先機関である振興局職員及び市町村職員を選任。県内に 58 人) ② 自然公園指導員(自然公園で活動している団体メン	① 第 1 種自然保護監視員は、巡視等により状況を把握し、必要な場合は速やかに関係機関に通報。その他に年 1 回県自然保護室に報告 ② 自然公園指導員は、自然公園利用施設の損傷等(登山道・案内板・指導標等が損傷や老朽化によって危険な状態となっている等)を発見した場合には、速やかに報告。その他	不明(巡視・点検回数の報告は求められていない)

	パー等を選任。県内に128人)	に年1回振興局に報告。)		
新宮市	(委託)	① 高野坂エリアについては、草刈り等の維持管理作業に併せて、2か月に1回巡視を実施 ② その他の世界遺産に登録された熊野参詣道については、1か月に1回巡視を実施 ③ 台風通過後については、臨時的に巡視を実施	記録なし	
那智勝浦町		○ 他の業務に併せ現地を巡視・点検しているが、巡視・点検を主目的とした現地確認は未実施	記録なし	
太地町	道路清掃員2人、園地清掃員4人	○ 清掃員が、清掃の傍ら施設・設備等に不備があれば町に報告	記録なし	
兵庫県		① 利用者、近隣住民等からの施設破損等の連絡により状況把握に努めているが、職員による平時の巡視・点検は未実施 ② 近畿自然歩道の管理を市町に委託している例あり(豊岡市等)	記録なし	
豊岡市	○ NPO法人等に委託	① 玄武洞公園については、NPO法人に対して公園内の安全点検業務等について委託 ② 竹野海岸については、兵庫県が地元団体に対して海岸清掃業務を委託。施設等に不具合があれば、市などに連絡	①玄武洞公園は、NPO法人職員が常駐 ②竹野海岸は、185日	
神戸市				
	神戸森林整備事務所	7人	○ 職員による定期的なパトロールを実施	84日

(注) 1 当局の調査結果による。

2 実績欄は、調査対象6管理計画区における巡視・点検日数

図表 2-(2)-③ 復命書に記載されている支障事象（平成 30 年度）

国立公園	自然保護官事務所	記載内容【出張日】
吉野熊野	吉野	<p>…県職員より、東大台周回線歩道の中道内にて歩道の崩れがあると報告があったため、現地確認を行った。 場所：VC より徒歩 5 分ほどの中道歩道 状態：擁壁を含む歩道が 3m 程の範囲にわたって一部流れ落ちた状態 応急措置：県職員により崩れた部分はロープで囲い済【4月16日】</p> <p>…歩道の一部（光滝付近から崩落地間）においては滑りやすく、対策が必要との意見が出た。【4月18日】</p> <p>大台ケ原にて東大台周回線歩道中道の一部崩れについて現地確認を行った。今後、補修の方針を検討する。【4月18日】</p> <p>…清掃・歩道維持管理補助作業を行った。 主な作業内容は下記のとおり ○上道～正木峠～中道班 ごみ拾い、看板拭き、正木峠木道階段のコケ取り、歩道沿いの杭の打ち直し ○シオカラ谷～大蛇峠～中道班 ごみ拾い、看板拭き、歩道沿い杭の打ち直し。【4月21日】</p> <p>大台ケ原東大台にて、軽石除去や枯損木処理などの簡易な歩道管理作業と、土嚢を用いた歩道補修等を行った。【4月22日】</p> <p>パークボランティアの歩道補修活動に同行した。両日とも、踏み外し防止のため、正木峠木道階段及び日出ヶ岳木道階段のペンキ塗装を行った。【5月19日】</p> <p>…VC 職員より以前から不具合がみられる時があるとの情報を受け、VC 正面玄関自動ドアの定期点検に同行した。【7月19日】</p> <p>川上村筏場道（大台ケ原川上辻～川上村筏場）の巡視を行い、ルート全体の状況確認を行った。過年度と同様大規模な崩壊場所（数年前に発生した災害地）が 1 箇所あるほか、小規模な崩壊場所が数か所見られる。崩壊場所やガレ場の規模は年々拡大しているように見受けられる。【7月27日】</p> <p>倒木等による一部破損が見られたため、ロープで簡易補修対応を行った。【8月27日】</p> <p>倒木等による一部破損が見られたため、ロープで簡易補修対応を行った。【8月31日】</p> <p>複数の防鹿柵で倒木による破損が確認されたため、シカ侵入を防ぐためにロープにより応急的に修繕した。【9月9日】</p> <p>倒木やかかり木が確認され、対応可能なものについては除去し、ロープ等を用いてシカが侵入できない程度の補修を行った。【9月12日】</p> <p>倒木等による一部破損が見られたため、ロープで簡易補修対応を行った。【9月14日】</p> <p>倒木等による一部破損が見られたため、ロープで簡易補修対応を行った。【9月19日】</p> <p>台風により一部被害を受けた大台ケ原 VC の補修を検討するため、業者と現地確認を行った。【10月16日】</p> <p>…午後からは、堆積物による影響がみられる防鹿柵No.60 の状況を確認した。【10月30日】</p> <p>…午後からは、堆積物による影響がみられる防鹿柵No.21 の状況を確認した。【10月31日】</p> <p>巡視員より報告があった西大台の周回線歩道沿いにある危険木の確認を行った。【11月12日】</p>
	熊野	<p>風倒木が多くみられたため、当日参加者が通行しやすように風倒木処理等のルート整備を行った。帰路の浦神半島側の海岸には、たくさんの流木等が漂着していた。【10月5日】</p> <p>夏山の山からの海岸を眺めるビューポイントは、いくつかあったが、滑りやすい所の危険要素も多かった。【11月26日】</p>
山陰海岸	竹野	<p>午前中は庵蛇浜の海岸清掃を行った。…ペットボトルとプラスチックが特に多かった。プラスチックは細かく砕けているため拾いにくく、小さな破片がまだまだ残っている状態。【4月14日】</p> <p>今子浦集団施設地区内の展望台は見晴らしが良いとはいえ、展望台というより休憩所という方が適していると思った。【8月15日】</p> <p>管内に異常なし。気比の浜は比較的ごみが少なく、大きなものはなかった。大浦湾はごみが目立ち、特に西側がひどい状態である。【1月7日】</p>

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 神戸自然保護官事務所の復命書には、支障事象についての記載はなかった。



図表 2-(2)-④ 維持補修を行うに当たっての優先順位の設定

神戸市は、自らが維持管理するハイキングコースを利用状況等により AA～E の 6 段階のランクを設定し、それぞれのランクに応じた維持補修を行う取組について現在検討している。

神戸市によると、今後、同ランクに応じた補修レベルを原則とし、現地を確認した上で、各々対応を行っていく予定であるとしている。

■ハイキング道ランキング別の維持補修レベル（案）

ランク	パトロール	倒木等処理	草刈	施設補修
AA	2回/年	ハイキング道にかかる物は優先的に撤去	1～2回/年	積極的に維持補修
A	1回/年	ハイキング道にかかる物を順次撤去	1回/年	現状維持(木→プラ)
B	1回/2年	順次撤去(安全が確保できれば残置もあり)	必要に応じて実施	現状維持(木→プラ)
C	通報時のみ	順次撤去(安全が確保できれば残置もあり)	必要に応じて実施	現状維持
D	×	管理者との協議で、必要に応じて撤去	×	×
E	×	×	×	×

(注) 神戸市提供の資料より抜粋した。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑤ パトロール報告 (抜粋)

H30年度		パトロール報告		ファイル②	
番号	パトロール報告日	場 所	内 容	処置・完工日	処 置 内 容
70	H30.9.26	摩耶山、青谷道	電線に掛かっている倒木がある。 電線番号 摩耶山マヤサン78 青谷道ギョウジヤ28, 30, 35	H30.9.28	マヤサン78倒木撤去完了 No.339
71	H30.9.26	摩耶山史跡公園、 青谷道	①スギ大木が倒れて、案内板を破損している。 ②大木の倒木あり(青谷道)	H30.10.31	①10/31作業完了 地元要望を受け大幹は残した状態である。 ②10/31作業完了
72	H30.10.24	摩耶山近辺	倒木枝折れあり 4カ所	H30.11.6	11/5 ④折れ枝処理 ※北建設事務所高所作業車使用 11/6 ①②③ 処理 他に多数折れ枝ある 処理済 ①枝部は処理済 幹部の処理
73	H30.10.29	摩耶山近辺 (自然観察園から 桜谷道に降りる道)	枯マツ倒木 1カ所	H30.11.5	倒木撤去処理
74	H30.9.26	摩耶山(子供の丘)	倒木による擬木作破損	H30.11.7	機動班にて応急補修作業を行う
75	H30.10.22	寒天山道	・倒木 3カ所 ・折れ枝 1カ所 ・幹折れ 1カ所 ・かかり木 1カ所 ・枯木 1カ所	H30.11.7	倒木等撤去処理
76	H30.10.22	油コブシ	倒木、幹折れ等 7カ所	H30.11.8	・倒木等撤去処理 ◎他に小規模な枯木等撤去処理 ⑬⑭は処理済でした。・写真無。
77	H30.11.8	油こぶし道	登山道沿いに大きな枯マツの折れ損木がある。	H30.11.9	森の世話人活動支援事務局に情報提供し、対応を求める。 (11月30日までに伐倒整理予定)
78	H30.9.25	魚屋道(風吹き岩 から甲南女子大)	道迷いの新聞報道を受けて現地調査	H30.11.13	倒木は業者処理済 11/ 9 場内 道標文字プレート加工 11/13 道標①②③文字プレート取付 昭内橋付近 道標交換完了
79	H30.10.10	魚屋道(尾根道方面) 蛙岩周辺	道標倒れ(3本)	H30.11.13	11/9 場内 道標文字プレート加工 11/13 ①道標 再設置 文字プレート取付 ②道標 再設置 文字プレート取付 ③道標交換 文字プレート交換
80	H30.8.30	再度公園・仙人谷 降り口	台風20号により洗掘している。	H30.11.14	・洗掘部真砂土投入 数均し ・水切り丸太設置 ・排水路堀有り
81	H30.11.1	トウエンティクロス迂 回路	・7月豪雨で斜面が崩壊したを受けたトウエンティクロスにつき、危険表示を無視して通行するハイカーが後を絶たない。	H30.11.5	11/13 場所 資材準備 11/15 計13カ所 迂回路表示 設置完了
82	H30.11.8	油こぶし	道標の文字が消えている	H30.11.16	11/9 場内 道標文字プレート加工 11/16 現地 文字プレート取付
83	H30.11.14	洞川梅林	折れた枝が引っかかっている	H30.11.16	機動班にて折れ枝の撤去処理作業を行う
84	H31.11.10	再度公園	11/18(日)、森の学校・伊藤ハム・コープの共同イベントの準備	H30.11.16	11/16(金)のうちに、機動班にて2tダンブに必要資機材を積み込む。 <必要資機材> ・折りたたみ長机(腰高タイプ) 14基 ・鋼製フネ 1基 ・ドラム缶かまど(縦型) 3基 ・耐火レンガ 20枚程度 ・薪(焚きつけ1束、薪6束)
85	H30.8.14	紅葉谷	丸太階段の腐食が進行し、1段破損している。	H30.11.21	丸太階段補修
86	H30.11.14	洞川梅林	雑草が伸びている	H30.11.22	草刈作業
87	H30.10.17	石楠花山・炭ヶ谷	倒木、幹折れ等箇所 22カ所 路肩崩れ1カ所	H30.11.30	11/14 炭ヶ谷 倒木処理 道補修 11/26-30 石楠花山 倒木処理
88	H30.12.6	再度公園	道標が倒れている	H30.12.7	12/6 場内 道標文字プレート加工 12/7 現地 道標設置
89	H30.11.26	石楠花山	山上広場の雑草が伸びている	H30.12.10	草刈作業
90	H30.12.7	大師道	木柵(2箇所)の補修が必要	H30.12.11	機動班にて木柵(2箇所)補修と防腐剤塗布作業を行う

(注) 赤枠は当局が付した。

図表 2-(2)-⑥ 立入防止柵・転落防止柵が破損したまま放置されている事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	勝浦・太地
場所	宇久井集団施設地区	設置管理者	近畿地方環境事務所

【関係規定】

技術指針においては、立入防止柵は、一般の人が利用する集団施設地区、園地、園路、探勝歩道などにおいて、園路と歩道の境界、保護すべき動植物の生息・生育地の周辺などに設置し、物理的に人を制止できる耐力を有することとされている。

【調査結果の説明】

立入防止柵が破損し、折れた竹が飛び出たまま放置されていた（2箇所）。



手すりに括り付けられていた「足もと注意」の標識も読みにくくなっている

折れた竹が剥き出しになっているため、柵に触れるとけがをするおそれがあり、また、景観も損なっている



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑦ 立入防止柵・転落防止柵が破損したまま放置されている事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	勝浦・太地
場所	高野坂 鯨山見跡付近	設置管理者	設置者：和歌山県 管理者：新宮市

【関係規定】

技術指針では、転落防止柵は、一般の人が利用する集団施設地区などにおいて、危険な段差が生じる展望台、片栈橋、木橋、歩道に接する崖地など、歩行者等の転落を防止するため必要と認められる区間に設置することとされている。

【調査結果の説明】

転落防止柵が破損したまま放置されていた（計6箇所）。

転落防止柵が破損し外れたままになっている例



破損部は釘が飛び出ている危険な状態

転落防止柵が一部破損している例



【その後の措置状況】



【新宮市の説明】

当該転落防止柵は、平成10年度に和歌山県が整備したもので、市は日常的な補修等の管理を県から受託している。大規模な修繕については県が担当するとの認識である。市では、以前から修繕が必要であると認識しており、少なくとも平成19年度以降、毎年度県に連絡している。なお、同様に修繕が必要であると連絡したもののうち、県により順次修繕が行われたものには、平成20年度の「東屋」、平成28年度の「登り口の橋」がある。今回、指摘を受けたことを端緒に、危険であるとの認識から、市の単費により応急措置を実施した（利用者が誤って崖に立ち入らないよう、ロープを用いて注意喚起の措置を実施：9月24日完了）。

【類似の事例】

上記の他に、転落防止柵・立入防止柵が破損したまま放置されている事例が、2 事例みられた。

国立公園	吉野熊野
管理計画区	勝浦・太地
場所	近畿自然歩道 (燈明崎園地～梶取崎園地)
管理者 (設置者)	太地町 (和歌山県)



国立公園	吉野熊野
管理計画区	勝浦・太地
場所	太地園地 (向島遊歩道)
管理者 (設置者)	太地町 (和歌山県)



なお、当局の指摘を受け、柵の設置者である和歌山県は、2 事例とも応急措置を実施  
(※)

(※) 小規模な応急措置等は管理者の町が実施、大規模な修繕等は設置者の県が実施

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑧ 展望施設に設置された断崖前の立入防止柵が途切れて危険な状態となっている事例

国立公園	山陰海岸	管理計画区	山陰海岸全域
場所	県道 11 号(但馬漁火ライン) 路傍駐車場兼展望施設 (香美町香住区訓谷)	設置管理者	兵庫県

【調査結果の説明】

展望施設に設置された断崖前の立入防止柵が約 40cm 途切れ、容易に柵の外に出ることができ、また、柵の外に出ると眼下に断崖が望めることもあって、柵の外に踏み跡ができるなど、多くの人が柵の外に出た痕跡が認められ、転落のおそれがある危険な状況となっていた。



柵の外に出ると、断崖が望める



約 40 cm の隙間



【その後の措置状況】



当局の指摘を受け、兵庫県は、利用者が立入防止柵の外に出ないように、改修工事を実施

(注) 当局の調査結果による。



図表 2-(2)-⑨ 石の階段に亀裂が発生し歩行に注意を要する事例

国立公園	瀬戸内海	管理計画区	六甲地域
場所	歩道 大師道線 (猩々池～一休亭)	設置管理者	神戸市

【関係規定】

技術指針では、歩道における具体的な点検項目として、「部材が外れる、または破損するなどして、穴が開いたりしていないか」が定められている。

【調査結果の説明】

探勝歩道の大師道線に整備された石の階段について、一部が隆起するとともに複数の亀裂が生じており、歩行に注意を要する状況となっていた。また、歩行者への注意喚起の案内等は見られなかった。



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑩ 歩道にボルト等が露出しており危険な事例

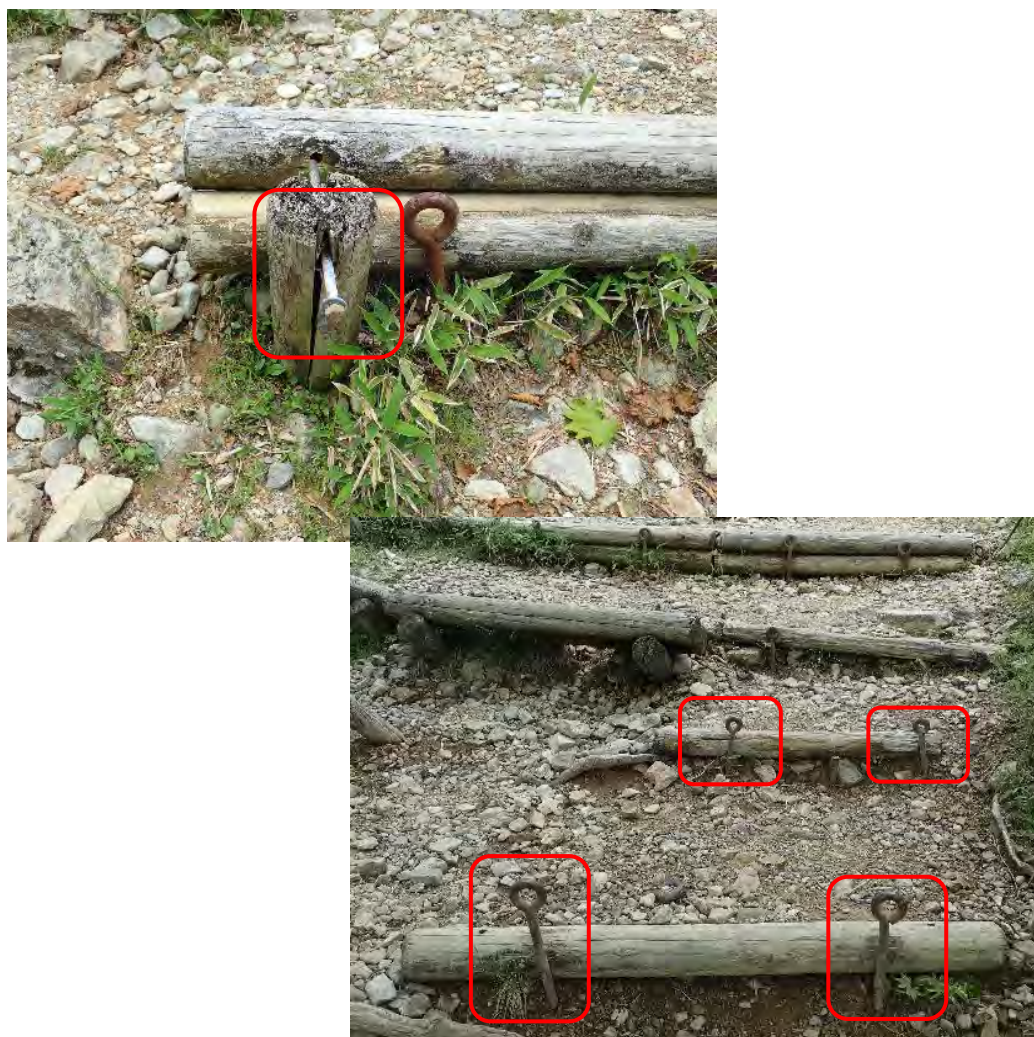
国立公園	吉野熊野	管理計画区	大台ヶ原山
場所	大台ヶ原周回線道路（歩道） （展望三叉路～日出ヶ岳展望台）	設置管理者	奈良県

【関係規定】

技術指針では、歩道における具体的な点検項目として、「その他通行に支障がある物がないか（木道等による釘の踏み抜きなどないか）」が定められている。

【調査結果の説明】

展望三叉路から日出ヶ岳展望台に向かう歩道には段差工が設置されているが、段差工を固定するためのボルト等が露出しており、歩行者がつまずくおそれがある状況となっていた。



（注）当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑪ 倒木により通行に支障のある事例

国立公園	瀬戸内海	管理計画区	六甲地域
場所	道路（歩道）：大師道線 （猩々池～一休亭間）	設置管理者	神戸市

【関係規定】

技術指針では、歩道における具体的な点検項目として、「倒木及び落枝などで動線が妨げられていないか」が定められている。

【調査結果の説明】

探勝歩道の大師道線沿いの電線に倒木が引っかかり、断線のおそれがあるとともに通行するのに危険な状態となっていた。

倒木が引っかかっている電線の状況



倒木が引っかかっている電線の状況



【その後の措置状況】

当局の指摘を受け、神戸市は、当該倒木を除去

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑫ 倒木により通行に支障のある事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	吉野山
場所	近畿自然歩道（青根が峰～ 宝塔院跡）	設置管理者	奈良県

**【関係規定】**

技術指針では、歩道における具体的な点検項目として、「倒木及び落枝などで動線が妨げられていないか」が定められている。

**【調査結果の説明】**

倒木により通行に支障が生じていた。



【類似の事例】

上記のほかに、倒木が放置されており通行に支障が生じている事例が、2 事例みられた。

国立公園	吉野熊野
管理計画区	吉野山
場所	青根が峰山頂に向かう 歩道
設置管理者	奈良県



国立公園	吉野熊野
管理計画区	那智山
場所	那智妙法山周回道路 (熊野古道かけぬけ道)
設置管理者	那智勝浦町



なお、当局の指摘を受け、那智勝浦町は、当該倒木を除去

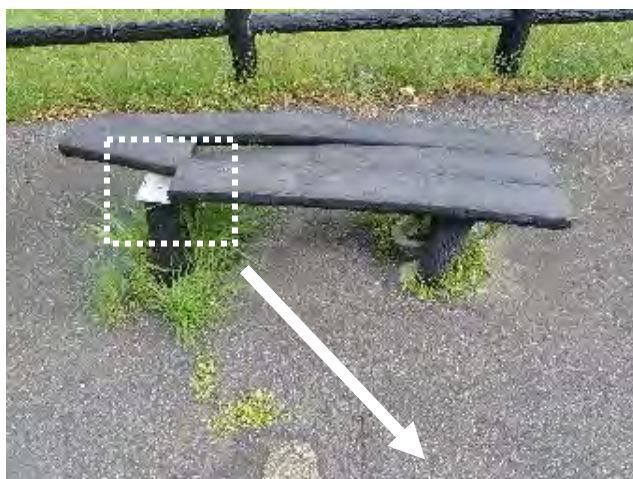
(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑬ ネジが突き出るなど公園施設（ベンチ）が危険な状態で放置されている事例

国立公園	山陰海岸	管理計画区	山陰海岸全域
場所	県道 11 号(但馬漁火ライン) ポケットパーク	設置管理者	兵庫県

【調査結果の説明】

但馬海岸を望む但馬漁火ラインのビューポイントにおいて、設置されたベンチが破損し、ネジが突き出るなど危険な状態で放置されていた。



ネジが突き出ており、危険

【その後の措置状況】



当局の指摘を受け、兵庫県は、当該ベンチの改修工事を実施

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑭ 台風で損壊した大規模遊具（ローラースライダー）が適切に維持管理されず景観を阻害していると考えられる事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	那智山
場所	大戸平園地（那智高原）	設置管理者	那智勝浦町

【調査結果の説明】

園地内に設置されている大規模遊具（ローラースライダー：全長約 133m）について、台風で損壊した後、適切に管理されず、雑草が繁茂するなど景観を阻害していると考えられる状況がみられた。



【那智勝浦町の見解】

当該遊具は熊野古道が通過する園地に設置されており景観にも配慮を要するところ、損傷状況から修復することは事実上困難であり、撤去するにも相当の費用が必要であることから、町としても対応に苦慮している。

（注）当局の調査結果による。



図表 2-(2)-⑮ 損壊した展望台が残存し景観を阻害していると考えられる事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	勝浦・太地
場所	玉ノ浦園地	設置管理者	和歌山県

【調査結果の説明】

展望台などの施設が損壊しているなど、園地全体として長期にわたって適切な維持管理がなされていないことがうかがえ、景観を阻害していると考えられるとともに利用に支障が生じている状況がみられた。

損壊したまま放置されている展望台



破損したまま放置されているベンチ



【市町村の費用で展望台を撤去した例】

新宮市では、上記と同様に展望台（熊野古道高野坂に設置）が損壊したケースで、土地所有者の意見も踏まえ、市の費用により撤去している。

撤去前



撤去後



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑩ ベンチやテーブルが破損したまま放置され、景観を阻害していると考えられる事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	吉野山
場所	中千本 桜の広場	設置管理者	奈良県
<p><b>【関係規定】</b></p> <p>技術指針では、園地における具体的な点検項目として、「整備された関連施設に部材が外れる、または破損するなどして、穴が開いたりしていないか」が定められている。</p> <p><b>【調査結果の説明】</b></p> <p>中千本の桜の広場では、設置されているベンチが破損し、使用困難で、景観を阻害していると考えられる状況となっていた。</p>			
			
<p><b>【奈良県の見解】</b></p> <p>当該ベンチを撤去する方針であるが、コンクリート製の構造がしっかりした工作物を撤去するには費用が掛かるため、直ちに撤去することは難しい。</p>			

【類似の事例】

上記のほかに、ベンチやテーブルが破損したまま放置されている事例が、3事例みられた。

国立公園	山陰海岸
管理計画区	山陰海岸全域
場所	竹野集団施設地区 賀嶋公園
設置管理者	豊岡市



国立公園	吉野熊野
管理計画区	吉野山
場所	五郎平茶屋
設置管理者	奈良県



国立公園	瀬戸内海
管理計画区	六甲地域
場所	大師道線（猩々池～一休亭） 再度谷川を渡る橋の脇
設置管理者	神戸市



なお、当局の指摘を受け、神戸市は、大師道線の当該ベンチを撤去

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑰ 倒木が覆い被さっておりベンチが使用できない事例

国立公園	瀬戸内海	管理計画区	六甲地域
場所	「毎日登山発祥の碑」の南側	設置管理者	神戸市

**【関係規定】**

技術指針では、園地における具体的な点検項目として、「植栽木又は自然木について、倒木や落枝のおそれはないか」が定められている。

**【調査結果の説明】**

石製のベンチに倒木が覆い被さり、使用できない状況であった。



**【その後の措置状況】**

当局の指摘を受け、神戸市は、当該倒木を除去

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑩ 雑草が繁茂し、歩道の通行に支障を来している事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	那智山
場所	大戸平園地（那智高原）	設置管理者	那智勝浦町

【関係規定】

技術指針では、歩道における具体的な点検項目として、「通行に支障をきたす植生の繁茂はないか」が定められている。

【調査結果の説明】

園地内歩道の階段に雑草が繁茂し、通行に支障を来していた。



【類似の事例】

上記のほかに、雑草が繁茂しており通行に支障を来しているものが、1 事例みられた。

なお、当局の指摘を受け、神戸市は、当該箇所を除草

国立公園	瀬戸内海
管理計画区	六甲地域
場所	神戸市立森林植物園 学習の森
管理者	神戸市



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑱ 故障中のトイレの洗面台が長期間にわたって修理されていない事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	吉野山
場所	高城山休憩地の下 (牛頭天王社跡付近)	設置管理者	設置者：近畿地方環境事務所 管理者：吉野町
<p><b>【関係規定】</b></p> <p>技術指針では、公衆便所における具体的な点検項目として、「電気、水道施設、排水口に異常はないか」が定められている。</p> <p><b>【調査結果の説明】</b></p> <p>牛頭天王社跡付近に設置されるトイレについて、当局が当該トイレを確認した令和元年6月21日現在において、洗面台に「故障中のため現在使用を中止しています。」との表示がなされていた。9月3日に再確認したところ、故障中のまま未修理であった。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">令和元年6月21日現在</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">「故障中のため、現在使用を中止しています。」との表示</div> </div>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">令和元年9月3日現在</div> </div>			

(注) 当局の調査結果による。



図表 2-(2)-㉔ トイレの案内がなく、管理も不十分な事例

国立公園	瀬戸内海	管理計画区	六甲地域
場所	大師道線の猩々池の北	設置管理者	神戸市

【関係規定】

技術指針では、公衆便所における具体的な点検項目として、「汚損はないか（衛生状態が保たれているか）」が定められている。

【調査結果の説明】

探勝歩道の大師道線沿いに設置されたトイレについて、その旨の公共標識がないため、トイレであることが分からないおそれがあり、また、清掃が十分でない状況がみられた。



【神戸市の見解】

当該トイレは、いたずらされやすいことから撤去する方向で考えたい。ただし、その旨を掲示し、利用者の反応をみた上で撤去するかどうか最終的に判断する。

なお、清掃・修繕は直ちに実施し、当面使用できる状態にする。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-㉑ バリアフリー対応施設（身障者用トイレ）の管理が不十分な事例

国立公園	山陰海岸	管理計画区	山陰海岸全域
場所	竹野集団施設地区 多目的広場付近	設置管理者	近畿地方環境事務所
<p><b>【関係規定】</b>            技術指針では、公衆便所における具体的な点検項目として、「トイレットペーパーなどの備品類は切れていないか」が定められている。</p> <p><b>【調査結果の説明】</b>            身障者用トイレ内のオストメイトに設置された石けん水、トイレットペーパーが補充されないままの状態であった。</p> <div data-bbox="432 831 1082 1319" data-label="Image"> </div> <p><b>【その後の措置状況】</b>            当局の指摘を受け、近畿地方環境事務所は、せっけん水、トイレットペーパーの補充を実施</p>			

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-㉔ 自家発電機能の充実を図っているビジターセンターの事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	大台ヶ原山
場所	大台ヶ原集団施設地区	設置管理者	奈良県（発電施設）

**【調査結果の説明】**

技術指針によると、ビジターセンターの機能について、利用のための案内・情報提供機能、自然及び人文等の解説機能など 5 つの機能を基本とし、必要に応じて避難場所提供機能（災害時における緊急時の一時的な避難場所としての利用にも対応できるようにし、より安全な場所への避難誘導を行う機能）も追加するとされている。

また、施設の電気設備計画に関する検討例として、「停電時や災害時の電源の確保」が挙げられている。

大台ヶ原は、標高 1,400～1,600mの隆起準平原であり、日本でも有数の豪雨地帯であることに加えて、地盤が脆い上、アクセス道も 1 本のみであることから、豪雨時にはアクセス道が閉鎖され利用者が下山できない可能性がある。

このため、近畿地方環境事務所からビジターセンターの無償使用許可を受けている奈良県は、平成 3 年度に大型の自家発電施設を設置し、停電時にはビジターセンターだけではなく、集団施設地区内の宿泊施設・売店等に配電できるだけの発電能力を確保している。

発電施設が設置されている建物



発電施設



（注）当局の調査結果による。

図表 2-(2)-㉓ ビジターセンターが津波災害時の避難場所とされている事例

国立公園	吉野熊野	管理計画区	勝浦・太地
場所	宇久井集団施設地区	設置管理者	近畿地方環境事務所

【調査結果の説明】

宇久井ビジターセンターは、海拔 40mの高台に位置することから、那智勝浦町との「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定」に基づき、津波災害時の避難場所として指定されており、飲料水等の災害用備蓄物資を保管するほか、定期的に避難訓練を実施している。

ビジターセンターの標識の隣に「津波避難場所」と表示されている。



(注) 当局の調査結果による。

## 巻末資料 調査対象国立公園の概要

### 1 環境省近畿地方環境事務所管内の国立公園

国立公園は、法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資すること等を目的として、国が区域を定めて指定することとされ、令和元年 11 月現在、全国で 34 か所が指定されている。

近畿地方環境事務所は、このうち吉野熊野国立公園、山陰海岸国立公園並びに瀬戸内海国立公園の西播地域、六甲地域、淡路地域及び和歌山県地域を所管している。

### 2 吉野熊野国立公園の概要

#### 【公園の特徴】

吉野熊野国立公園は、昭和 11 年に指定され、以降 9 回にわたる区域の変更を経て、令和元年 11 月現在、その区域面積（陸域）は、三重県、奈良県及び和歌山県にまたがる 61,406ha となっている（別表①、②）。この公園は、山岳、河川、海岸からなる変化に富んだ公園で、近畿の屋根とも称される紀伊半島の中央部を南北に走る大峰山脈、その東側に位置する大台ヶ原山、大杉谷、これらの山岳を源とし激しく侵蝕しながら熊野灘に注ぐ熊野川、北山川の中・下流域、尾鷲湾から潮岬を経て千里の浜にかけての本州最南の熊野灘をのぞむ海岸線及び熊野信仰の古い歴史によって守られてきた那智山を擁している。また、平成 16 年 7 月には一部地域が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界文化遺産に登録されている。

#### 【管理運営の動き】

国立公園の管理運営については、「国立公園管理運営計画作成要領」について（平成 26 年 7 月 7 日付け環自国発第 1407074 号自然環境局長通知。以下「管理運営計画作成要領」という。）により、地方環境事務所長は、地域の実情に即した管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と目指すべき姿や将来目標、保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、管理運営を協働により進めていくことで、適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として、国立公園管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）を策定することとされている。

また、我が国の国立公園では、国が土地の管理権を有することなく指定し、一定の公用制限の下で保護を図るといった「地域性自然公園制度」が採用され、国、地方公共団体、民間事業者など多様な主体により整備・維持管理が行われていることから、「国立公園における協働型管理運営の推進について」（平成 26 年 7 月 7 日付け環自国発第 1407073 号自然環境局長通知。）により、国立公園の管理運営を協働により進めていくことを目的として、地方環境事務所、地方公共団体、地域住民などの関係者から構成される総合型協議会を設置することや総合型協議会で決定したビジョン、運営方針、行動計画などの決定事項

を管理運営計画へ反映することが求められている。

近畿地方環境事務所では、平成 27 年 9 月に実施された法第 2 条に定める公園計画の変更において紀伊半島南西部沿岸域（面積（陸域）1,880 ha）が公園区域に追加されたこと等を契機に、追加区域と従来の和歌山県域（勝浦・太地、串本及び那智山管理計画区並びに熊野川管理計画区の和歌山県域）を合わせ、新たに和歌山県地域として、この地域を 7 エリアに再編し、管理運営計画を策定することを予定していた（別表③）。

また、同事務所は、管理運営計画の策定に当たって、平成 28 年 2 月、新たに設立された和歌山県地域連絡協議会の場を活用することとし、平成 30 年度においてはエリアごとの管理運営方針、適正な公園利用の推進に関する事項、風致景観及び自然環境の保全に関する事項等について検討してきた（別表④、⑤）。

なお、令和元年度、検討体制の見直しを行い、追加区域を対象に田辺地域連絡協議会を設立する予定であり、当該協議会において当該区域の管理運営計画策定を先行する方針であるとしている。

※ 近畿地方環境事務所では、田辺地域に続き、吉野熊野国立公園における他の管理計画区（熊野地域及び吉野地域）についても順次管理運営計画を策定する予定であるとしている（なお、「管理運営計画作成要領」によると、新たに管理運営計画が策定されるまでは、現行の国立公園管理計画を管理運営計画とみなして運用することとされている。）。

### 【公園利用者数の推移】

平成 24 年から 29 年までの公園利用者数について、近畿地方環境事務所は、27 年 9 月の公園計画の変更により、主要な観光地である白浜、田辺が新たに公園区域となったことから、変更の前後で 700 万人前後から 1,300 万人超と大幅に増加しているが、実質的な推移は、インバウンド需要を受けての微増傾向と考えられるとしている（別表⑥）。

## 3 山陰海岸国立公園の概要

### 【公園の特徴】

山陰海岸国立公園は、昭和 38 年に指定され、以降 4 回の区域の変更を経て、令和元年 11 月現在、その区域面積（陸域）は、京都府、兵庫県及び鳥取県にまたがる 8,783ha となっている（別表⑦、⑧）。この公園は、奥丹後半島基部の網野海岸から鳥取海岸までの東西約 75 km におよぶ海岸線及び海域を中心とする公園で、山地が直接海に接するリアス海岸（沈水海岸）が多く、海食崖、海食洞、岩礁などが著しく発達し、海域と一体となった変化に富む海岸景観が特徴となっている。その一方、海食で生じた砂や河口から運ばれた砂により砂丘海岸が形成されており、リアス海岸と対称的なこれら砂丘の景観も特徴となっている。また、平成 22 年には、「山陰海岸ジオパーク」として世界ジオパークへの加盟が認定されている。

### 【管理運営の動き】

近畿地方環境事務所では、平成 26 年 3 月に実施された公園計画の変更において、海域の公園区域が拡張されたこと等を契機に、公園全域を対象として、令和 2 年度を目途に、管理運営計画を策定することを予定している。

また、同事務所は、管理運営計画の策定に当たって、山陰海岸国立公園連絡協議会（平成 2 年 2 月設立）の場を活用することとし、平成 30 年度においては、但馬海岸、鳥取砂丘など主要な資源のまとまりのある 7 地域ごとの管理運営方針、行動計画等が検討されており、これらを管理運営計画に反映することとしている（別表⑨、⑩）。

### 【公園利用者数の推移】

平成 24 年から 29 年までの公園利用者数について、近畿地方環境事務所は、鳥取砂丘を中心としたインバウンド需要や北近畿豊岡自動車道の延伸など積極的な要素があるものの、全体としては、600 万人台から 700 万人台の間で、ほぼ横ばいの推移であるとしている（別表⑪）。

## 4 瀬戸内海国立公園の概要

### 【公園の特徴】

瀬戸内海国立公園は、内海の多島海景観を主体とした公園で、昭和 9 年に備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後、主に昭和 25 年及び 31 年の区域拡張により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の 4 海峡に囲まれた瀬戸内海のおよそ半分がその区域となり、その区域面積（陸域）は、令和元年 11 月現在、66,934 ha となっている。

公園東部に位置し、近畿地方環境事務所が所管する西播地域、淡路地域及び和歌山県地域は昭和 25 年に、同じく六甲地域は 31 年に区域指定されている（別表⑫）。このうち六甲地域については、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約 20 km におよぶ山岳地域を有し、同時に阪神間の大都市に近接することから、古くから交通網が整備され、都市住民の身近な野外レクリエーションの場として親しまれてきた経緯がある。

### 【管理運営の動き】

近畿地方環境事務所では、平成 30 年 8 月に実施された六甲地域の公園計画の変更において、利用拠点としての機能が期待される六甲山及び摩耶山に、地区指定されることで整備方針を踏まえた様々な公園事業の展開が可能となる集団施設地区が新たに指定されたこと等を契機に、六甲地域を対象として、令和 2 年度を目途に管理運営計画を策定することを予定している（別表⑬）。

また、同事務所は、管理運営計画の策定に当たって、平成 29 年 6 月、新たに設立された国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会（場）を活用することとし、30 年度に

においては、行動計画としての「六甲山トレイル満喫プラン」、「六甲山眺望満喫プラン」等について検討されており、これらを管理運営計画に反映することとしている（別表⑭、⑮）。

※ 近畿地方環境事務所では、六甲地域に続き、西播地域、淡路地域及び和歌山県地域についても順次管理運営計画を策定する予定であるとしている。

### 【公園利用者数の推移】

平成 24 年から 29 年までの公園利用者数について、近畿地方環境事務所は、当公園全体では広島県の宮島、管内では和歌山県の友ヶ島などインバウンド需要が見込める観光地が所在しており、公園全体として、平成 24 年の約 4,000 万人から同 29 年の約 4,500 万人と、全国傾向と同様に、増加傾向にあるとしている（別表⑯）。

## 5 国立公園満喫プロジェクト展開事業の取組

### 【国立公園満喫プロジェクトと同展開事業】

環境省は、観光ビジョンにおいて、外国人を日本に誘致するための方策の一つとして「国立公園」が取り上げられたことを契機に、「国立公園満喫プロジェクト」として、平成 28 年 12 月、多言語解説や自然体験型コンテンツの充実、上質な宿泊施設の誘致や利用拠点の面的な景観再生、利用者負担による保全の仕組みづくり等の取組を先行的・集中的に取り組む 8 か所の国立公園（阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾及び慶良間諸島。近畿地方環境事務所管内の国立公園は含まれていない。）を決定している。

また、同省は、これらプロジェクトの事例や知見を他の国立公園に横展開する「国立公園満喫プロジェクト展開事業」（ソフト事業）の実施団体を公募し、近畿地方環境事務所管内では、「南紀熊野の大自然・インバウンドプロモーション」（吉野熊野国立公園、事業主体：和歌山県）及び「Feel Mt. Rokko（自然を活かしたツアー造成及びプロモーション）」（瀬戸内海国立公園、事業主体：一般財団法人神戸観光局）が採択されており、特に前者について、事業主体の和歌山県では、ねらいとする欧米豪から紀南地域への宿泊者数の増加につながったと評価している。

### 【「南紀熊野の大自然・インバウンドプロモーション」の取組】

「南紀熊野の大自然・インバウンドプロモーション」は、和歌山県が事業主体となり、平成 29 年度及び 30 年度に実施している。同県では、「平成 28 年度に県内の外国人宿泊者数 50 万人を達成したが、現状では欧米豪の宿泊者の約 6 割が高野山に集中していること等から、紀南地域への誘客促進が課題であると分析、この対応策として、展開事業を活用することとし、日本の歴史や精神文化に強い関心を持つとされる欧米、自然志向・アウトドア志向が強いとされる豪州からの訪日客を主なターゲットとし、ウェブサイトにより豊かな自然を誇る吉野熊野国立公園の魅力を伝えるプロモーションとして企画した。」としている。



展開事業として、同県は、吉野熊野国立公園（和歌山県地域）の魅力を活かせるよう、欧米豪からの訪日外国人の嗜好に合わせたトレッキングコース、サイクリングコース等をアレンジし、各コースの観光スポット、動植物などの自然、交通・宿泊情報を案内する特集ページを作成し、これを「和歌山県多言語観光ウェブサイト」（Visit Wakayama）に掲載している。特集ページの作成に当たっては、外国人の視点・感性からその魅力を発信するものとするため、外国人スタッフを起用し、あえて日本語版を作成することなく、英語によるオリジナル版を作成している。

また、同県では、展開事業で作成した特集ページをさらに活用するため、県の独自事業として、①英語版特集ページのスペイン語など7カ国語への翻訳、②世界的メディアであるCNN（米国）、BBC（英国）のウェブサイトにおける記事広告「和歌山特集ページ」の掲載、同サイトから「和歌山県多言語観光ウェブサイト」へのリンク設定等を実施している。これらメディアプロモーションもあって、「和歌山県多言語観光ウェブサイト」の閲覧数の累計は、メディアプロモーション開始前の約7,000件から半年後には約2万2,000件に増加し、さらに、世界的な宿泊予約サイト「Airbnb」の「2019年に訪れるべき19の観光地」の一つとして和歌山県が日本で唯一選定されている。

同県では、展開事業や独自事業の効果もあって、欧米豪から紀南地域への宿泊者数は、当事業実施前の平成28年の約3万1,000人から30年の約5万1,000人に増加したと評価している（別表⑰）。

### 【「Feel Mt. Rokko」の取組】

「Feel Mt. Rokko」は、一般財団法人神戸観光局が事業主体となり、平成29年度及び30年度に実施している。瀬戸内海国立公園の六甲地域は、ロープウェイ等の複数のアクセスルートが整備され、山上と市街地が近接しており、トレイルやハイキングの愛好者が多い欧米豪を中心とした訪日外国人の潜在的な需要が見込まれるが、一方、市街地から山上までのルートが分かりづらい、山上での体験コンテンツが少ない等の課題が認められたことを背景とし、六甲山ならではの訪日外国人誘客策として企画された。

主な取組として、同観光局は、①主要鉄道駅を起点とし、訪日外国人の嗜好に合わせたトレイルコースをアレンジし、観光ポイント、駅からのアクセス等を英語で記載した「Let's go to Mt. Rokko Trail Maps」を作成、これをJR主要駅、ホテル等に配置してのプロモーション（令和元年8月末時点で約1万1,000部を配布）、②六甲山上の民間事業者との協同による体験コンテンツ（オプションツアー）の企画・作成、旅行代理店等を通じた訪日外国人への販売（平成31年3月末の販売実績は160人）等を実施している（別表⑱）。

別表① 主な公園区域の変更（吉野熊野国立公園）

年 月	指定・公園区域の見直し
昭和 11 年 2 月	公園指定
25 年 2 月	串本・潮岬地区の追加
40 年 3 月	洞川地区の追加
45 年 7 月	鍔浦地区及び一部海域の追加
50 年 12 月	尾鷲・熊野地区の追加
56 年 7 月	勝浦地区の一部削除
63 年 11 月	公園区域の全般的な見直し（再検討）
平成 9 年 12 月	公園区域の変更（第 1 次点検）
18 年 1 月	公園区域の変更（第 2 次点検）
27 年 9 月	紀伊半島南西部沿岸地域の追加（第 3 次点検）

（注）近畿地方環境事務所の資料に基づき、当局が作成した。

別表② 吉野熊野国立公園の区域図



（注）国土地理院の電子地形図に国立公園区域を加筆した。

別表③ 管理計画区の再編予定（吉野熊野国立公園）

現在の管理計画区	再編予定の管理計画区（仮称）	
熊野地域 勝浦・太地 管理計画区	和歌山県地域 那智勝浦・太地エリア	
熊野地域 那智山 管理計画区		
熊野地域 串本 管理計画区	和歌山県地域 串本・古座川エリア	
熊野地域 熊野川 管理計画区	和歌山県地域	和歌山県地域 北山川・熊野川エリア
	三重県地域	名称未定
	奈良県地域	名称未定
熊野地域 尾鷲・熊野 管理計画区	熊野地域 尾鷲・熊野管理計画区	
紀伊半島南西部沿岸域 (平成 27 年 9 月追加)	和歌山県地域 田辺・白浜・上富田・みなべエリア	
	和歌山県地域 すさみ・日置川・椿エリア	
	和歌山県地域 新宮まちなかエリア	
	和歌山県地域 熊野本宮エリア	
吉野地域 吉野山 管理計画区	名称未定	
吉野地域 大峯山脈 管理計画区	名称未定	
吉野地域 大台ヶ原山 管理計画区	名称未定	
吉野地域 大杉谷 管理計画区		

(注) 当局の調査結果による。

別表④ 吉野熊野国立公園和歌山県地域連絡協議会設置要綱（抜粋）

（名称）

第1条 本会を「吉野熊野国立公園 和歌山県地域連絡協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、吉野熊野国立公園及びその周辺地域のうち和歌山県にかかる地域（以下、「和歌山県地域」という。）において、関係者による情報共有や意見交換、諸般の課題の検討を行うとともに合意形成を図るなど、多様な関係者が協働・連携した国立公園の適正な保全や利用、管理運営を推進し、和歌山県地域の地域振興に寄与することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- （1） 吉野熊野国立公園和歌山県地域のビジョン、管理運営方針（保全方針・利用方針）に関する事項
- （2） 吉野熊野国立公園和歌山県地域の行動計画、地域ルールに関する事項
- （3） 吉野熊野国立公園和歌山県地域の地域整備計画、その他総合的・長期的な計画や広域的に取り組むべき課題に関する事項
- （4） 吉野熊野国立公園和歌山県地域の行動計画や各計画等の進捗状況の確認に関する事項
- （5） その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（事務局）

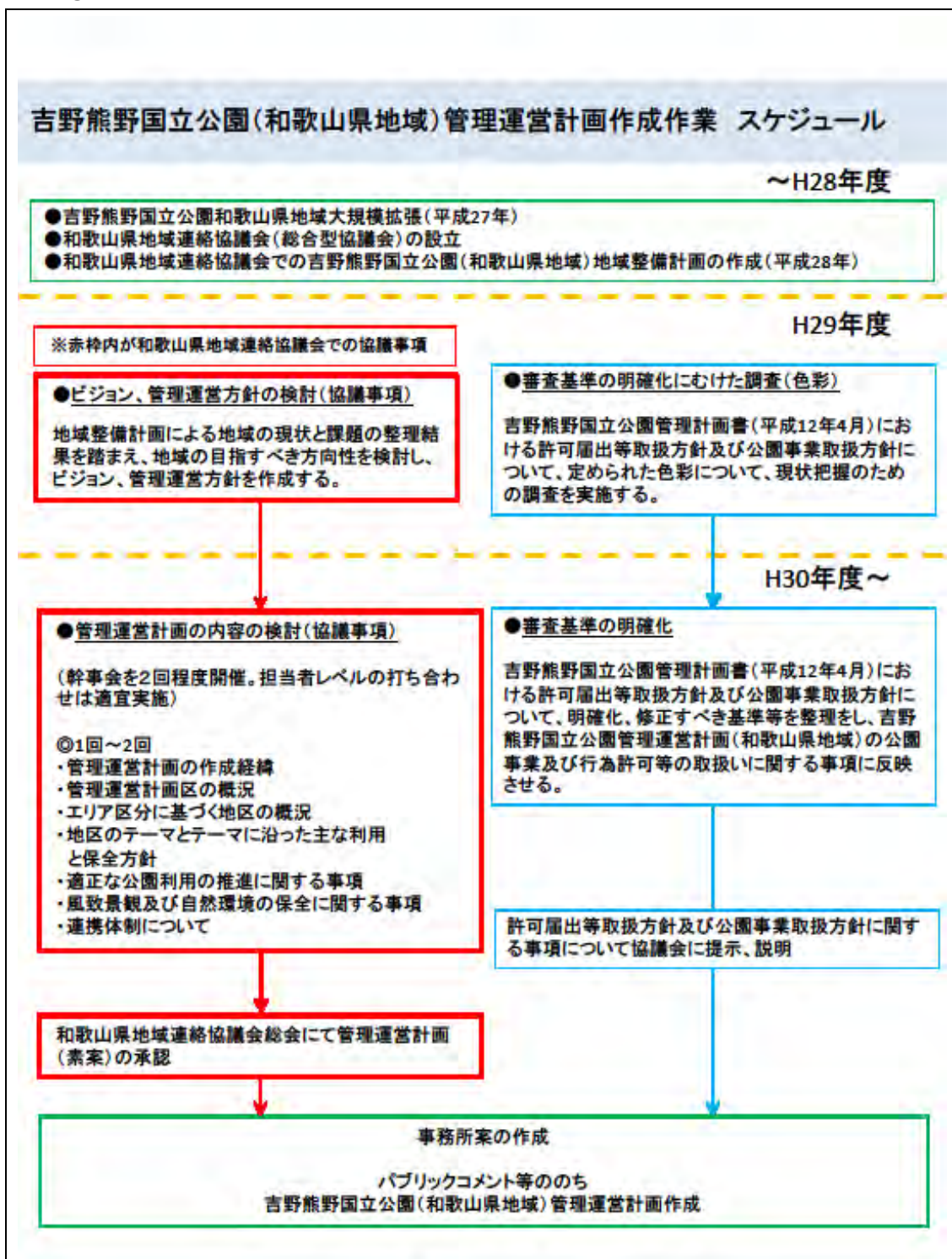
第9条 協議会の事務局は、近畿地方環境事務所（担当：国立公園課）に置く。

2 東部協議会の事務局は、近畿地方環境事務所（担当：熊野自然保護官事務所）に置く。

3 西部協議会の事務局は、近畿地方環境事務所（担当：田辺自然保護官事務所）に置く。

（注）下線は当局が付した。

別表⑤ 吉野熊野国立公園（和歌山県地域）管理運営計画作成スケジュール



（注）近畿地方環境事務所の資料による。

別表⑥ 吉野熊野国立公園利用者数の推移

(単位：万人)

区分	年	平成 24	25	26	27	28	29
全国		33,299	35,495	35,218	36,162	35,916	36,747
	吉野熊野国立公園	679	710	752	1,323	1,350	1,386

(注) 環境省ウェブサイトに基づき、当局が作成した。

別表⑦ 主な公園区域の変更(山陰海岸国立公園)

年 月	指定・公園区域の見直し
昭和 38 年 7 月	公園指定
平成 2 年 4 月	公園区域の全般的な見直し(再検討)
8 年 12 月	公園区域の変更(第 1 回点検)
18 年 12 月	公園区域の変更(第 2 回点検)
26 年 3 月	公園区域の変更(第 3 回点検)

(注) 近畿地方環境事務所の資料に基づき、当局が作成した。

別表⑧ 山陰海岸国立公園の区域図



(注) 国土地理院の電子地形図に国立公園区域を加筆した。

別表⑨ 山陰海岸国立公園連絡協議会設置要綱（抜粋）

（目的）

第1条 山陰海岸国立公園連絡協議会（以下「協議会」という。）は、山陰海岸国立公園管理運営計画の協議、その他公園管理業務についての連絡調整を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会においては、次の事項について協議や連絡調整を行う。

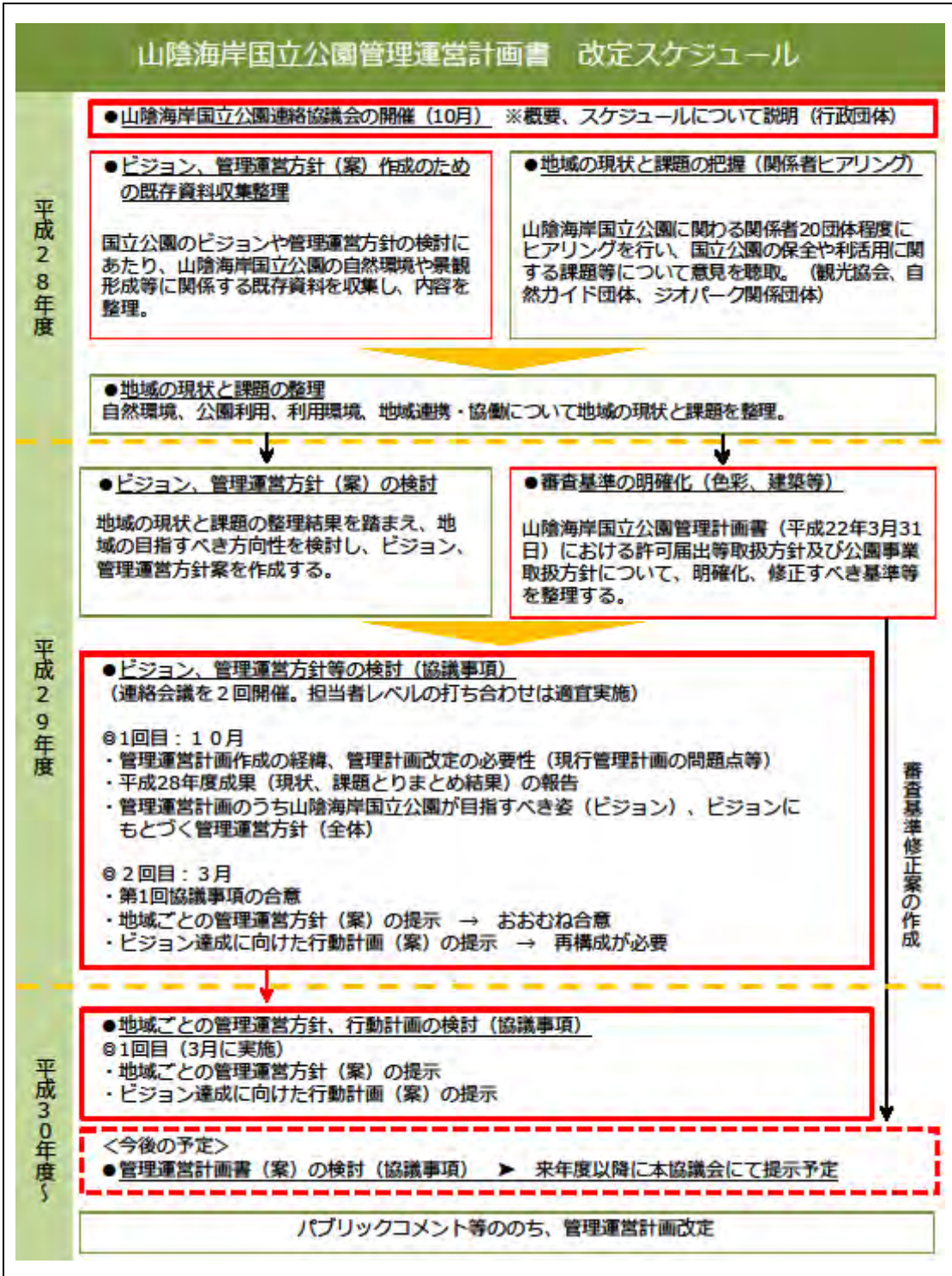
- 1) 山陰海岸国立公園管理運営計画の検討に関すること。
- 2) 山陰海岸国立公園管理業務に関すること。
- 3) 美化清掃活動の推進に関すること。
- 4) 利用者指導に関すること。
- 5) その他、協議会の目的達成に関すること。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、浦富自然保護官事務所及び竹野自然保護官事務所に置く。

（注）下線は当局が付した。

別表⑩ 山陰海岸国立公園管理運営計画作成スケジュール



(注) 近畿地方環境事務所の資料による。



別表⑪ 山陰海岸国立公園利用者数の推移

(単位：万人)

区分	年	平成 24	25	26	27	28	29
全国		33,299	35,495	35,218	36,162	35,916	36,747
	山陰海岸国立公園	696	740	723	669	658	635

(注) 環境省ウェブサイトに基づき、当局が作成した。

別表⑫ 瀬戸内海国立公園の区域図



(注) 国土地理院の電子地形図に国立公園区域を加筆した。

別表⑬ 国立公園の公園計画作成要領（抜粋）

第4 計画事項及び関連事項

Ⅲ 事業計画

1 施設計画

(2) 利用施設計画

ア 集団施設地区

(ア) 選定要件

集団施設地区は、区域を画し、整備方針に基づき、公園の利用及び管理のための施設を総合的に整備し、快適な公園利用の拠点とする地区であり、次の要件を備えるものについて選定するものとし、特定の地域に偏在しないよう留意するものとする。

- a 大規模な自然改変を伴わずに、ある程度多数の利用者を収容する施設整備が可能な地況であること。
- b 保健的条件が良好なこと。
- c 災害に対して安全なこと。
- d 土地所有関係等が計画の樹立、遂行に適していること。

(イ) 区域

集団施設地区の区域は、地形、植生等の自然条件を勘案しつつ、利用及び管理のための施設の種類と規模に応じて定めるものとする。

(ウ) 整備方針

集団施設地区内の各区域の特性を考慮して設定された整備計画区ごとに整備方針を定めるものとする。ただし、地区全域にわたる道路、給排水施設等の基盤施設については、施設ごとに定めるものとする。

(中略)

b 整備方針は、以下の内容について定めるものとする。

- (a) 当該整備計画区の性格、機能及び整備目標
- (b) 設けようとする施設の種類及び配置等
- (c) (必要に応じ) 整備に当たっての基本方針、配慮事項等

(注) 下線は当局が付した。

別表⑭ 国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会設置要綱（抜粋）

（名称）

第1条 本会を「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、瀬戸内海国立公園六甲地域及びその周辺地域における国立公園の保全や利用に関する関係者による意見交換、諸般の課題の検討を行うとともに合意形成を図り、六甲山らしい質の高いサービスを提供できる国立公園の実現を目指し、六甲山の魅力とブランド力向上に寄与することを目的とする。

（協議事項）

第3条 委員会は、その目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

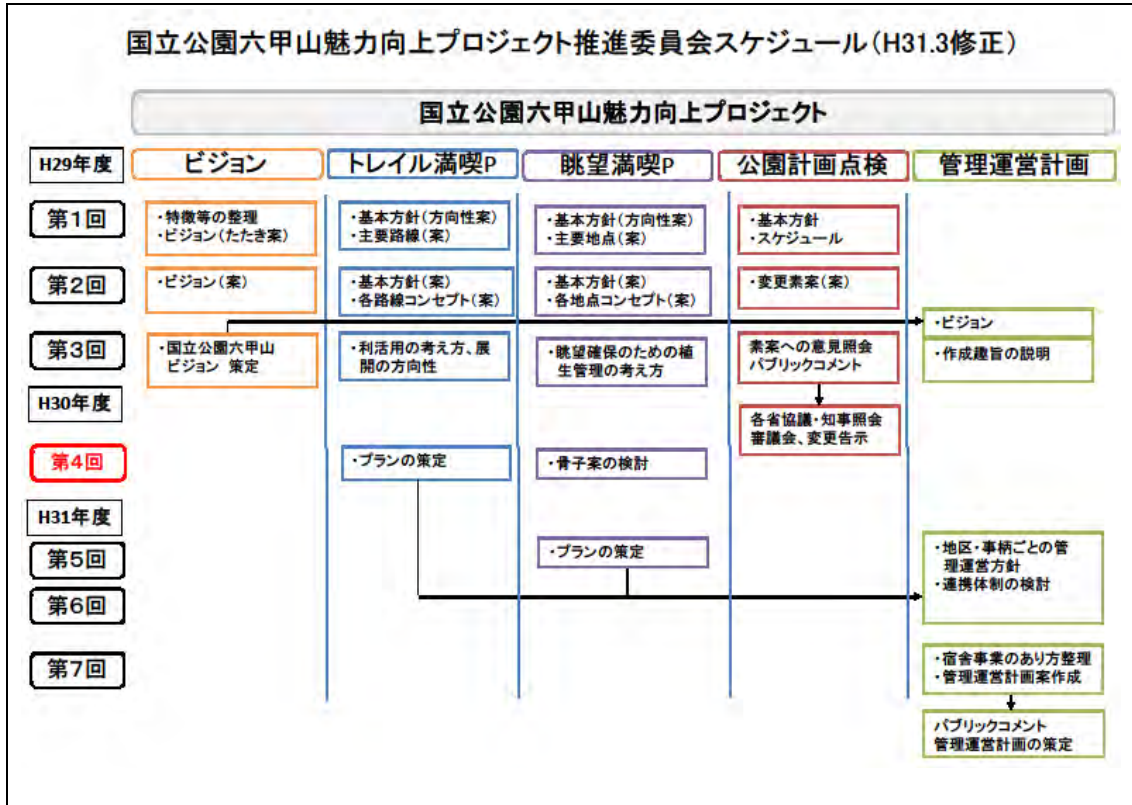
- （1） 国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進に関すること
- （2） 瀬戸内海国立公園六甲地域に係る国立公園計画の第4次点検に関すること
- （3） 瀬戸内海国立公園六甲地域管理運営計画の改定に関すること
- （4） 協働型管理のあり方に関すること
- （5） その他本委員会の目的を達成するために必要なこと

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、環境省近畿地方環境事務所国立公園課及び兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課に置く。

（注）下線は当局が付した。

別表⑮ 瀬戸内海国立公園（六甲地域）管理運営計画作成スケジュール



(注) 近畿地方環境事務所の資料による。

別表⑯ 瀬戸内海国立公園利用者数の推移

(単位：万人)

区分	年	平成 24	25	26	27	28	29
全国		33,299	35,495	35,218	36,162	35,916	36,747
	瀬戸内海国立公園	4,029	4,123	4,240	4,322	4,368	4,476

(注) 環境省ウェブサイトに基づき、当局が作成した。

別表① 国立公園満喫プロジェクト展開事業の取組例（吉野熊野国立公園（和歌山県地域））  
展開事業とこれを端緒とした独自事業により訪日外国人の誘客に効果がみられた例

（実施主体）

和歌山県

（実施期間）

平成 29 年度及び 30 年度

（事業の背景）

和歌山県では、平成 28 年度に外国人宿泊者数 50 万人を達成したが、いわゆるゴールデンルートと呼ばれる大阪、京都からの更なる誘客が期待でき、また、現状では欧米豪の宿泊者数の約 6 割が高野山に集中していることから、紀南地域への誘客促進が課題であると分析、この対応策として展開事業を活用することとし、日本の歴史や精神文化に強い関心を持つとされる欧米、自然志向・アウトドア志向が強いとされる豪州からの訪日客を主なターゲットとし、ウェブサイトにより豊かな自然を誇る吉野熊野国立公園の魅力を伝えるプロモーションを企画した。

【展開事業による取組】和歌山県多言語観光ウェブサイトに掲載する特集ページの作成

和歌山県は、吉野熊野国立公園（和歌山県地域）の魅力を満喫できるよう、欧米豪からの訪日外国人の嗜好に合わせたトレッキングコース（4 コース）、サイクリングコース（5 コース）及びドライビングコース（3 コース）をアレンジし、各コースの観光スポット、動植物などの自然、交通・宿泊情報を案内する特集ページを作成、これを「和歌山県多言語観光ウェブサイト」（Visit Wakayama）に掲載した。

また、作成に当たっては、外国人の視点・感性からその魅力を発信するものとするため、外国人スタッフを起用し、あえて日本語版を作成することなく、英語によるオリジナル版を作成している。



【展開事業を発展させた和歌山県の取組】

和歌山県では、展開事業で作成した特集ページを更に活用するため、同県の独自事業と

して、①英語版を元にした中国語版（繁体字・簡体字）、韓国語版、タイ語版、スペイン語版、フランス語版、インドネシア語版及びドイツ語版の作成、②世界的ニュースメディアである CNN、BBC のウェブサイトにおいて、i) 記事広告「和歌山特集ページ」の開設、ii) 「和歌山県多言語観光ウェブサイト」(Visit Wakayama) へのリンク設定及びiii) i 及び ii を案内するバナー広告の同サイトトップページへの配信（iiiについては約3か月間）を実施した。

#### 【展開事業等による効果の発現状況】

CNN、BBC へのメディアプロモーション等の結果、「和歌山県多言語観光ウェブサイト」の閲覧数の累計がメディアプロモーション開始前の約 7,000 件から半年後には約 2 万 2,000 件に増加し、また、世界的な宿泊施設予約サイト「Airbnb」の「2019年に訪れるべき 19 の観光地」の一つとして和歌山県が日本で唯一選定された。

同県では、これら展開事業や県独自の取組の効果もあって、欧米豪から紀南地域への宿泊者数は、当事業実施前の平成 28 年の約 3 万 1,000 人から 30 年の約 5 万 1,000 人に増加したと評価している。

#### 【和歌山県の意見】

日本の歴史や精神文化に強い関心を持つ欧米や、自然志向・アウトドア志向が強い豪州から誘客するに当たり、国立公園は、その両方を満たすことができ、また、国立公園内にある世界遺産やジオパークと連携することで、多くの外国人を誘客できるより良い素材となる。今後は、これらの観光資源を活用しながらさらなる誘客につなげたい。

(注) 当局の調査結果による。

別表⑩ 国立公園満喫プロジェクト展開事業の取組例（瀬戸内海国立公園六甲地域）

（実施主体）

一般財団法人神戸観光局（平成 29 年 12 月、「地域 DMO」法人として観光庁長官が登録）

（実施期間）

平成 29 年度及び 30 年度

（事業の背景）

神戸観光局では、六甲地域について、ロープウェイ、ケーブルカー等による複数のアクセスルートが整備され、山上と市街地が近接しているとの他の国立公園にみられない特徴があり、特にトレイルやハイキングの愛好者が多い欧米豪を中心とした訪日外国人の潜在的な需要が見込まれると分析、その一方で、①市街地から山上までのルートが分かりづらい、②山上での体験コンテンツが少ない、③六甲山そのものの認知度が低い等の課題が認められたことから、六甲山ならではの訪日外国人誘客策として当該事業を企画した。

【取組例 1】「Let's go to Mt. Rokko Trail Maps」の作成と配布

新幹線、阪急電鉄等の鉄道駅を起点とし、所要約 3～5 時間、訪日外国人の嗜好に合わせたトレイルコースを 5 コースアレンジ、これに観光ポイント、駅からのアクセス、標高差、難易度及びトイレの所在等を英語で記載した「Let's go to Mt. Rokko Trail Maps(六甲山トレイルマップ)」を作成、これを JR 主要駅、ホテル、関西国際空港及び旅行代理店に配置した（一般財団法人神戸観光局のホームページにも掲載）。



発行部数は、当初 2,000 部としていたが、好評を得て 1 万部を増刷、令和元年 8 月末時点で約 1 万 1,000 部を配布済み

【取組例 2】六甲山上の体験コンテンツの企画・作成と販売

六甲山上の民間事業者と協同で、例えば、廃墟として話題の旧摩耶観光ホテルをはじめ、旧天上寺跡など摩耶山に残る数々の歴史の痕跡をたどる「摩耶山・マヤ遺跡ガイドウォーク」などの体験コンテンツ（オプションツアー）を 7 コース企画・作成、これを企画担当の事業者や旅行代理店を通じて訪日外国人等に販売（平成 31 年 3 月末の販売実績は 160 人）した。

当該展開事業では、上記の他、観光商品の企画に資するための外国人向けモニターツアー等を実施している。

（注）当局の調査結果による。